290
62

0050978000

0050978-000

２９０－６２

実業教育五十年史

実業教育五十周年記念会京都支部・編

実業教育五十周年記念会京都支部

昭１１

AHM

타 8X 45

290
62

實業教育五十年史

昭和十一年八月

實業教育五十周年記念會京都支部

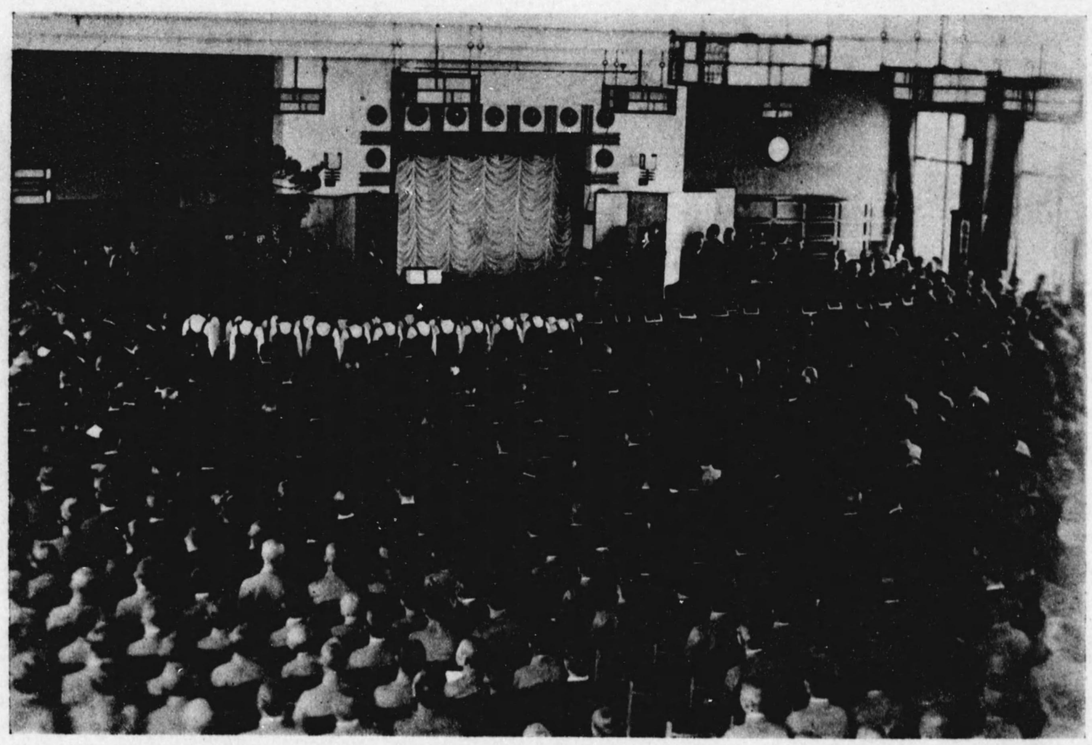

記念式典場

展覽會場

實業教育五十年史目次

第一編　學制時代に於ける教育
第一章　概說……一
第一節　農業教育……一
第二節　工業教育……三
第三節　商業教育……五
第二章　學制時代に於ける我京都府實業教育機關……六
第二編　教育令時代
第一章　教育令の制定……五九
第一節　教育令……五九
第二節　實業教育令……六〇

第二章　教育令時代に於ける實業教育機關……六八
第三編　學校令時代
第一章　實業教育制度……八二
第一節　概說……八二
第二節　實業教育に關する法令……八四
第二章　實業教育國庫補助法……九一
第三章　實業教育機關……九九
第一節　初等實業學校……一〇〇
第二節　中等實業學校……一〇六
第四編　實業學校令時代
第一章　概說……一四六
第二章　實業教育制度……一四七

第一節　實業教育法令……一四七
第二節　專門學校令の制定……一七九
第三章　實業教育機關……一八四
第一節　實業專門學校……一八四
第二節　中等實業學校……一四七
第五編　大正時代
第一章　實業教育制度……二三九
第一節　概說……二三九
第二節　高等教育機關の大擴張……二四〇
第三節　實業學校法令の改革……二四一
第四節　實業教育國庫補助法の改正……二四四
第二章　實業補習學校制度の改善……二四四

第一節　實業補習學校規定の改正……三四四
第二節　實業補習學校教育養成所令の公布……三四九
第三章　實業教育機關……三五一
第一節　實業專門學校教育機關……三五一
第二節　中等實業教育……三六四
第三節　實業補習教育の充實……四一三
第六編　昭和時代
第一章　概說……四一七
第二章　專門中等實業學校……四一八
第三章　實業補習教育の動向……四三六
實業教育五十周年記念會京都府支部記念事業……四七三

290-62

第一編　學制時代に於ける教育

第十章　概說

明治四年七月文部省が設立せられて教育制度を探討諮詢せしめ、五年八月學制の頒布を見るに及び、我國の教育制度が初めて完備を告ぐるに至つた。全國の學政を統轄し、大中小の學校を管掌するや、先づ理事官を歐米に派遣して實業教育に關する規程が明に法制上に設けられたのは之を嚆矢とすべく、實業教育の基礎茲に樹立せられ、其の開發進展の根帶は實に此の時期に培はれたのである。即ち學制頒布より數年の間は我が實業教育の搖籃期であつたのである。明治五年の學制に於ては工業學校、商業學校及農業學校を中學校の一種となし、農業學校は小學を經て農業を修めんとするもの、爲に設け、商業學校は商用に係る事を教へ、海內繁盛の地に就て數所に置き、工業學校は諸工術の事を教ふる趣旨であつたが、當時これに該當する學校は設立せられなかつた。而して翌年四月頒布された學制二編追加により專門學校中に諸藝學校、鑛山學校、工業學校、農業學校、商業學校、獸醫學校等を掲げられるに至つた。

第一節　農業教育

我國農業教育の濫觴をなせるものに文部省設置以前既に內部省、大藏省の施設に係る殖產興業の機關があつた。明

治初年政府は大に國力增進の必要を感じ銳意產業の振興を圖り、元年四月まづ蝦夷開拓の方法を講じ、次で三年九月民部省中に勸農局を設置して殖產に關する事項を管理せしめた。而して山林原野の開墾より農耕牧畜蠶業等の經營皆泰西先進國に倣ひ、最新の機械と進歩せる學理と技術によりて處理するには先づ農業教育機關の創設を必要とし、明治四年三月民部省に於て諸國の荒蕪地開墾を施行するために、傍ら農業學校を設立し、以て耕牧の法を開進せんことを太政官に稟議して其裁可を得、是に於て農事に熟達せる外國人數名を雇用する事を稟議して卽日裁可を得たので、六月開拓、次官黑田清隆、米國農學校教師ケプロン外二名と農器、家畜、穀菜の種子を携へて米國より歸朝した。九月青山に開拓使を設置し、翌五年四月芝增上寺内に假校舍を置き官費生及私費生各五十名を募集して普通並に專門の學科を授けた。當時之を農業現術生と稱したのであつた。これ札幌農學校の前身である。又同年二月には大藏省より農事工藝講習の生徒を米國に派遣すべき事を太政官に稟議し、其裁可を得て留學生人名及修學科目を稟申した、此年大藏省は又内藤新宿に農事試驗場を設けた。是より先同省勸農寮に於て、東京附近雉子橋外幸橋本所等十餘箇所の試驗地を有し、洋種植物の適否試驗を行ひしが、試驗地の散在せるを遺憾となし之を一箇所に收集せしむる目的を以て内藤頼直の邸約九萬五千六百坪を購入して試驗場に充てたのである。

六年十一月大藏省の事務が分れて内務省が創設せられ、七年一月同省内に勸業寮を置いて一等寮となし内藤新宿の試驗場を管理せしめた。此年四月試驗場内に農事修學場を置き、獸醫、農學、農藝化學、農學豫科、農學試業等の教師を外國より招聘するの議を決し、後九年六月に至りて漸く修學場を設け、入學規則を頒布し、生徒を府縣に募集し翌十年七月初めて生徒に授業を施したのである。これ所謂駒場農學校の前身である。

内務省は又明治七年内藤新宿勸業寮出張所に蠶業試驗場を設けて蠶業に關する試驗を行つた。蓋當時内務省に於ては蠶業學校設立の急務なるを感じ、其の準備として之を設置したのである。此の蠶業試驗場は後に蠶業講習所となり東京、京都の二箇所に置かれ、今日の高等蠶絲學校となつたのである。

明治五年學制が布かれた當時、直に其の規程によつて設置した農學校はなかつたが明治八年頃より略々該規程に準じた學校が各地に創設さるゝに至つた。而して地方に於て最も早く設立されたのは、明治九年の京都府農牧學校であつた。之に關して詳記する處あらんも間もなく當時の事情に適せざるものとして廢止された事は遺憾に堪へざるも府縣に於ける實業教育發祥地を我が京都に持つことは實に誇とするに足る。十年石川縣金澤區勸業場内農事講習所（石川縣立松任農學校前身）、新潟縣新田農事試驗場内農學教場、十一年岐阜縣今泉村植物試驗場内農事講習所、廣島縣長尾村設立農學校、福岡縣勸業試驗場内農學所等の設立を見て農業に關する教育機關の增設充實の機運に向つて來たのである。

第二節　工業教育

工業教育に關しては、學制以前に於て、明治四年八月既に工部省内に工學寮（後の工部大學校）を置き、東京芝虎の門舊延岡邸に工學校を設置した。これ本邦に於ける最初の工業學校であつたが學制後其内容は屢々改正された。維新直後に於ては諸般の事業未だ其緒に就かず、隨つて最も急を要する土木事業の如き、其他高等技術を要する工業關係の仕事は其道に堪能なる外人を聘して之に當らしめ、一方高等專門教育の機關として工部省は工部大學校を創立し文部省は開成學校内に工業に關する專門學科を置き、當時の留學歸朝者及び此兩校より出づる卒業生を以て漸次外人に代らしむる方針を取つたのである。（明治の教育は先づ最上層の高等教育と最下層の初等普通教育との兩極端より發達し、中等程度の教育は後れて發達したのは一つには斯る事情に因つたのである。）

工部省に於ては亦工學寮設置の前後に於て、各局各寮に修技黌又は傳習所を置き、簡易の方法に依り夫々必要なる技術の教授を行つた。即ち明治四年五月には燈臺局構内に修技黌舍を置き、生徒を募集し、官費を以て當座專務の速成學科を修めさせた。明治七年一月これを廢止して現修技生を工學寮に併合した。明治四年十月にはモールス印字機が歐洲より輸入されたので、電信局内に假りに修技教場を設け、生徒六十名に其の技術を傳習せしめた。

明治五年六月製鐵寮に黌舍を設け、其略則を定め、傳習生徒十五名を限り入學を許し官費を以て技術者を養成した此年十月に至り更に教師佛人アリスチード・グーグレールを徵傭して教授の任に當らしめた。翌三月に至りて黌舍を廢して該生徒を工學寮に併せた。

明治六年七月には勸工寮内に女工傳習所を設け、女教師英人アダムス・ミルラー等を徵傭して襟祉の粧飾及組織縫箔等の技藝を教授せしめた。此の傳習所は明治九年一月廢止された、蓋寮務逐日盛んなるに隨ひ此れを維持するに遑なく、且つ一方に於て文部省は學制を釐正し女學校の設けを見るに至つたからである。開場以來女生徒の入學を許せしもの七十六名であつた。

此の時期に於ける工業教育は上述の如く主として高等專門に向けられてあつたので、中等程度の教育施設としては見るべきものは甚だ少なかつた。當時開成學校の教師兼顧問であつたワグネルは、中等工業教育の必要を文部卿に建議して、一國の發展は科學の發達によるものにして、我が國の如き科學的知識の未だ幼稚なる國にありては歐米諸國の發明創造に倣ひ、自ら學術を勵み知識を磨くに非ざれば、到底彼の先進國と同列に立ちて其競爭に堪ゆることの困難なるを說き、まづ低度の工業教育による職工長其他の技術者を養成するの急務なるを力說したのである。政府は此の說を容れ、明治七年二月開成學校内に速成的教育機關として製作學教室を設け、製煉學及工作學を教授した。

地方にありては明治九年に新潟縣に於て、職工及產出の物品製造等の術を研究せしめ、百工化學を教授するを目的とせる新潟學校といふのが設けられてあつた。此の學校は明治十三年頃まで繼續された樣である。

又徒弟學校程度のものにして最も古きは明治十年印刷局内に學場と稱する夜學校を開設し、同局に勤務せる職工及教員の子弟を收容し、晝間は夫々職務に服せしめ、夜間之に補習的教育を施した。これ當時政府が直接經營せる低度工業教育機關の一であつた。私人の經營になるものは明治十一年我國活版印刷所として最も舊く、現に斯界の重鎭の一に數へらるゝ秀英舍が、其使用せる職工子弟を教育するの目的を以て同舍内に一の徒弟制度を設けた。是れ我が國に於ける私設徒弟教育の嚆矢である。

明治十二年七月東京府は小學校を假用して庶民夜學校を設け、府下各區に各一校を置き、晝間修學の暇なき者に商工二科の端緖を教授した。又大阪府に於ては女子の下等小學科を卒へたるものに對し紡績裁縫割烹等を教授した。これ等は何れも今日の補習學校に類するものと見るべきである。

第三節　商業教育

文部省が學制中に規定せる如き高等專門の實業學校を興さんとしたのは、當時に於ける外國の制に比して一歩を進めたもので、其遠大なる計畫と先見とには敬服に値する。而て當時農業及工業教育に於ては既に種々施設する所のあつたことは前節に述べた通りで、我が國上下を擧げて先進歐米の物質文明を取入るゝに急であつたに拘はらず、商業教育に至つては我が國の事情未だ學制に定められた樣な進歩した制度を實施すべき機運には達しなかつた。

我が國に於て始めて商業教育の端緖を開いたのは、明治七年四月大藏省銀行課中に設けられた銀行學局であつた。次で八月森有禮氏の商法講習所が設けられて洋式商業教育が創められた。これが明治十八年文部省に移管せられ東京

高等商業學校となり現在の商科大學の前身をなしたのである。

明治十一年一月兵庫縣に於ては神戸市商業講習所を開始し、正科及夜學科を置き一般內國商業に必須なる知識を授け、同年三月岩崎家經營の三菱會社は三菱商業學校を東京に設立し、洋式商業教育を施した。されど其の程度及教科等區々にして、高等專門の商業教育は他の農工の學校に比し後れて創設されたので適當の教員に乏しく、商業教育機關が未だ勃興する機運に至らなかつた。

第二章　學制時代に於ける我京都府實業教育機關

明治五年の學制に於ては農工商の實業學校は中學校の一種として取扱はれ、其內容に關しては何等規定する所が無つた。然るに翌六年の學制追加二編に於ては之を專門學校の中に認め、詳しく其の教科を規定してゐる。從つて當時の實業學校は今日の實業學校の如く、高等、中等、初等等の種別は劃然と規程に依りて分けられてはなかつたが、大體其の教科內容によつて區別することが出來る。

當時代に於ける我が京都府に於ける斯種學校は極めて微々として僅に左に揭ぐる一校あるのみ

京都府立農牧學校

明治二年車駕東幸の後京都府は人材の養成と產業の振興とを企圖し先づ維新後の社會狀態の變遷に伴ひて牛羊等の需要盛なるを察して牧畜の奬勵に力を入れ、殊に當時の知事槇村正直氏は頻りに西洋文化の輸入に努め、明治五年二月、現在の京都帝國大學附屬病院所在地に牧畜場を開き、外國の良種を輸入飼育し在來の牛種の改良を圖り、米國人ゼームス・オースタイン、ウキードを講師として講習會を開き家畜飼養法を教授せしめた、次いで明治九年十一月船井郡須知村蒲生野の原野を開いて京都府立農牧學校を設立しゼームス・オースタイン・ウキードを主任として管內より三十名の自費生を募集し、家畜の飼養と大農式農場經營を修めしめたのである。これが京都府に於ける農業教育の濫觴であり、駒場農學校、札幌農學校等と共に我國農業學校設立の先鞭をなすものであつた。

然るに當時農學の進歩甚だ幼稚にして未だ實業教育を解する者尠く、又當時の京都府の事情にも適しなかつたため志望者も少く僅に三年にして廢止の止むなきに至つた事は返すがへすも遺憾の極みである。今尙ほ農牧學校跡として區劃整然たる敷地外濠、井戸、冷藏庫等歷然として存し、且つ原野には丘陵畦跡の波狀に隆伏せる當時の努力を追想するに足る。而して此の學校の所在地は歷史的に府下農業の先進地として地方人を刺激する所尠くはなかつた。加ふるに日露戰役後一般に實業教育熱の勃興するや、蒲生野開拓と地方文化の中心となるべき實業學校の設立とが、地方民の熱烈なる要望となり、明治四十一年四月此の歷史ある學校跡に船井郡立實業學校が創立された、これ現在の京都府立須知農林學校の前身である。

時恰も實業教育五十周年の劃期的盛典を迎ふるに際し、農業教育搖籃の聖地に現在斯道のために活躍しつゝある京都府立須知農林學校が苦心調査研究を重ね或は實地或は當時農牧學校に在勤して存命中の使丁、牧夫を諸所に訪ねて未だ詳ならざるもの或は跡あつて明かならざるもの等を正して茲に整理考證された要點を記して本誌を飾る事にした

牧畜場記念文

蒲生野牧畜場記念碑文に

本場は京都牧畜場の一派にして明治九年十月初めて出張所を丹波船井郡須知村金剛寺に置き米國桑港より耕牛を購需し而して勵作に馴練する京都牧畜場產洋種牧牛を移し同郡蒲生野荒蕪地を開墾し十年三月本場を茲に設け假農牧學校を立て米國教師ゼームス、オースタイン・ウキードを聘し生徒教育を擔任せしむ、十二年五月期滿ち雇を解き

悉く生徒を京都中學校に移し豫科學に從事せしむ。

明治十三年庚辰月　京都府知事　槇村正直の命を承け

勸業課一等屬　明石博高撰之

以上記念碑は撰文既に成りたるも事故ありて遂に建碑を見るに至らなかつたのである。

之に由つて本校の設立は京都牧畜場の分場としての農牧學校として一時は丹波地方勸農施設の一大光明なりしも、當時に於ける歐米直輸入の大農場式農場經營の實際的効果の有無に就ては僅かに三年足らずにして之を放棄し廢校の運に遭遇せしことゝて見るに由なき次第である。

一、當時の學校の位置

京都府誌の錄する處によれば、船井郡須知村蒲生野とあるも、事實に徴すれば校地校舍の位置は現在蒲生野豊田曾根の三字に跨り、須知町、高原村境界附近現本校農場附近を中心として一大偉觀を呈したるものゝ如く思はる。

二、建物の配置

農牧學校の建物は山陰街道須知村蒲生高原村豊田境界附近の西側にあつて、間口一町、奥行二町に亘り、四方に濠を廻らし、（前方は大濠にして一部分現存す）壘を造り、その上に生垣を配し、東西北に各門あり、一大城廓をなしたものゝ如し。

學校正門は前述の位置に於て現存する外濠の內側にあり粗末な角柱二本を以て造り門標を揭げなかつた。校舍は城廓の中央に平屋建瓦葺のもの二棟、前方は受付事務所、會議室、職員室に充てられた。寄宿舍は北方に建築されて一人一室の制度らしく、之に續いて調理室、小使室、職員官舍等の設備があつた。寄宿舍に相對して南方にウキード氏の官舍、並に職員官舍等が設けられた。特にウキード官舍は御殿造にして當地方にて見得べからざる建築であつたと傳へらる。

乾草置場、農夫舍、農具舍は街道の西側外濠の前方にあり、厩屋、飼料室、家畜病舍は街道の東側にありしもの、如し。（現在本校孟宗竹林地に當る）

建物配置圖

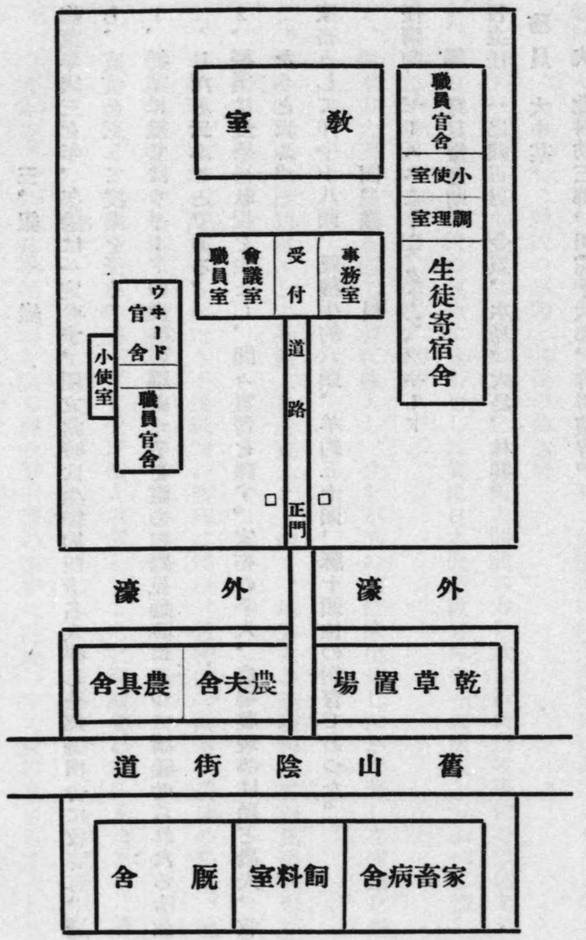

三、組　織

修業年限三ケ年、年齢は一定せず、創立當時は生徒約四十名入學し全部寄宿舍に收容し、登校には必ず和服に袴を穿ち、威儀を正して授業を受く。

1、授業に就てはウキードの農學の講義せるを直ちに野見通譯によつて講義せられたるも生徒は非常なる困難を感じたと云ふことである。

2、授業は農學科教授を主とし、間々實習を課す。家畜の手入、農場整理等は殆と農夫、牧夫の手に依つて爲されたりと云ふ。

家畜として洋牛十八頭、雜種牛約八頭、羊約五十頭、豚十頭位の飼育であつた。

四、職　員

主任講師　ゼームス・オースタイン、ウキード

通　譯　野見穗之助

實習主任　一之瀨正男、金重、水島、大島、林某。

事務員　大中某。

農　夫　北村助三郎、田端才次郎、吉田甚吉。

小使兼牧夫　岡本房次郎、田垣辰之助（兩人共現存）。（因に當時農夫、傭人日當は十五錢なり）

五、農園開墾狀況

創立當時の農場開墾は現在の松木牧場前竹林附近より始め、本校射撃場南の山に及び、順次現本校即ち豐田方面に及びたるものゝ如く、その開墾方法は所謂米國式大農式開墾にして洋牛八頭、十頭、十二頭を以て開墾し、其の廻り方の掛聲はホーラント、シーラントと云ひ、實に今日に於ても見得べからざる盛況なりといはる。

六、ウキードの人物に就て

豐牧學校開設當時のウキードは大體四十歲前後の堂々たる偉丈夫にして性磊落。狩を好み、散歩の際にも獵犬二頭二連發銃を携へた。水泳を試みて地方人を驚かし、肉食を奇習として地方民の嫌忌甚だしく、同氏食肉牛の屠殺場は現須知町々葬場に定められ、今尙ほ牛墓地の名あり。解職後は園部町常盤詰に寓居せりと傳ふるも其後を知らない。

七、廢校の原因と其後の蒲生野

明治初年京都府が蒲生野高原に着眼し、之が開拓と開發に力を致し折角農牧學校の設置を見たりしも僅々三年に達せず、明治十二年五月廢校の運命に逢着せしは眞に日本農業教育界の一大損失と云ふべし惜しみても餘りありと云つてよい。之が原因につき深く探究すれば、

1、歐米の大農式農法を直ちに我に輸入し、之を不毛の地に應用せしため、著しき成績を擧ぐることを得ざりしこと。

2、當時の民度尙ほ幼稚にして外國人を忌嫌ふこと深く、地方人の無理解と言語風俗等の相違より外人との接觸混融せざりしこと。

3、十年戰役のため濫發せられたる不換紙幣の整理に伴ひ、諸物價の低落、農地の暴落、地主の破産等により農界の人氣を沮喪せしめ、之が影響勘からず事業の蹉跌の悲運に陷りたるものならん。明治十二年五月ウキードの事業蹉跌するや畜牛全部の拂下げを受け個人事業として之を繼續せし者ありたるも、漸次衰運に傾き遂に廢絶した。當時の農場、及校舍敷地等を地方人に拂下げたるも適切なる利用の途なく現今は當村各區の所有地となつてゐる。須知農林學校々地を除く蒲生野一帶の原野に畦跡の今尙ほ波狀に歷然として轉た追懷深いものがあ

る。

明治三十九年農牧學校當時の農場（現在須知農林學校々地）に本府種畜場を設置し、約六町歩の牧草園と約十五町歩の放牧地を設け、種畜牛約八十頭を飼養し、豊富なる豫算のもとに大農式農場を經營せしも、大正六年に廢止されて丹後筒川に移轉せられた。種畜場所有の山林七町八反十一歩、運動場四反五畝二十二歩、耕地五町六段八畝四歩、建物二十三棟、乳牛七頭、製乳器其他備品を郡立實業學校に無償交附せられた。

八、農牧學校とその遺物に就て

農牧學校廢止の聲傳はるや、家畜、校地、建物、農具一切今日想像し難き安價を以て、地方人に拂下げ、殆んど今日當時の遺物として見るべきものなし。然るに種畜場を無償交付を受け經營せる本校に他に見得べからざる大農式農具として今日存するもの頗る多し。參考のため本校所有の大農式農具を列記すれば左の如し。

カルチベーター	サイス（小型用鎌）	
開墾用（四頭立、三頭立）洋犂	アタメホー	
耕耘用犂	ワーレンホー	
輪車二	スツカツルホー	
ハロー	ポテトホーク	
撒播器	（大型洋鎌）	
シリクル		

九、農牧授業生徒規則

第一條　今や此所に農牧學校を造立するは外國の長を取り、內國の短を補ひ大いに日本農事舊面目を一洗せんとの大意なり。故に教育上に注意をするの責任を有し生徒は勉勵するの義務を有する者とす。若し其趣旨に背戻するあらば校を退かしむるは勿論の事。

第二條　生徒の課業を大別して二とす。一は現業技術、一は學問講義を學ぶ者とす、兼修偏修望に任す。

第三條　現業技術を三課とし一年半を以て卒業とし、一課六ケ月にて其の業を終る者とすと雖も教授の緩急により相違あるべし。

第四條　一課業を終る毎に昇級の章を賦與す。

三課現業乳牛及製乳取扱法、睾丸斷截法、並に羊毛の摶切法。

二課現業、土地開拓法、草穀播下法、收穫諸法、培養諸法、寒暖晴雨測量等。

一課現業、培養及田畑の簿厚を鑑定すること、農具用法を辯明すること、家畜の良惡を鑑定し之を改正すること。家畜の疾病あれば施藥治療すること。學問講義も右順序に從ひ三種とす、卒業の上證を與ふること前に同じ。

三課學問、牧畜の大意、乳牛論の大意。

二課學問、農學書、器械書、牧畜書。

一課學問、農業化學書、獸醫學書、水利學書。

右學術を卒業するには三年を以て限とす、而して其の證表印六枚を所持する者は普通學術を終る者と見做し一課專門の學を受くべし。

第五條　生徒入學或は他管人は其地方の長官より添章を受く萬事本人を引請くるに非されば入學を許さず。

第六條　管下の者は區長の奥書を以て入學願出づべし。

第七條　入學願濟の上は左の證を出すべし。（入學證略す）

第八條　疾病事故ありて缺席する時は屆書差出すべし、違者は秣草を收納すべし。但し秣草は十貫目より少からず百貫目より多からず以下之に倣ふ。

第九條　年中休日左の通り

日曜日、天長節、神武天皇祭日

但し其外休業は臨時揭示すべし。

右の條々可相守若し不便の廉あらば衆議の上改正すべし。

九、其　他

ウキード傭織の事

京都簿第二百八十四號

外國人傭織屆（但十一年より十二年傭織屆にして明治六年五月雇入に關する古文書は未だ見當らず）

一、農牧講師

一、給　料　一ケ月に付　日本金貨二百圓

一、傭織期間　明治十一年卽ち洋曆千八百七十八年五月一日より十二年卽ち洋曆千八百七十九年四月三十日迄約一ケ年

一、結約所　京都府下

一、住　所　京都府下丹波船井郡第三區蒲生野村

右先年當府勸業場へ官費を不抑產業基立金之利益を以て傭人置候處今四月三十日滿期相成候に付前書の通傭織致候間免狀御渡相成候招致度此段開申候也

京都府知事　槇　村　正　直

明治十一年七月二十七日

外務卿　寺　島　宗　則　殿

京都府とウキード氏との條約

大日本京都府と米利堅合衆國の產なるゼームス・オースタイン・ウキード氏と條約。

第一條　ゼームス・オースタイン・ウキード氏を農牧教師として京都府下に明治十一年則洋曆千八百七十八年第五月一日より明治十二年則洋曆千八百七十九年第四月三十日迄向ふ一ケ年間相傭候事。

第二條　同氏雇中日本居室一宇可貸渡又食料家具奴僕は一切同氏の自費たるべき事。

第三條　同氏給料は雇中一ケ月に付貿易銀二百圓宛毎月末に相渡候事。

第四條　諸規則傳習及時限等を定むる權は知事大少書記官及掛長官に在るべき事。

第五條　同氏農牧取扱に付議すべき事件は都て決を掛り長官に取るべき事。

第六條　雇中一切商賣筋に關係不致事。

第七條　日本政府より定むる所の休日の外同氏業を怠るときは其日數の給料を可取去事。

第八條　雇滿期引續き雇入る時は期限前に其事を可相示事。

第九條　雇期間中府廳傭を止むるときは期限中は給料を可相渡事。

第十條　同氏其職を遂げ兼るときは期限中と雖も雇を止め其日より給料は不相渡事。

第十一條　雇期間中病に罹り一ケ月過ぐるときは自費を以て代人を出すべし三ケ月を經て猶癒ゆざるときは其の日より此條約を廢し候事。

明治十五年五月一日

京都府知事　槇村正直
同大書記官　國重正文
同少書記官　谷口起考
米利堅人　ゼームス・オースタイン・ウヰード

（明治五年八月二日太政官布告第二百十四號）

（參考）學制頒布

被仰出書

人々自ラ其身ヲ立テ其産ヲ治メ其業ヲ昌ニシテ以テ其生ヲ遂ル所以ノモノハ他ナシ身ヲ修メ智ヲ開キ才藝ヲ長スルニヨルナリ而シテ其身ヲ修メ智ヲ開キ才直ヲ長スルハ學ニアラサレハ能ハス是學校ノ設アル所以ニシテ日常常行言語書算ヲ初メ士官農商百工技藝及ヒ法律政治天文醫療等ニ至ル迄凡人ノ營ムトコロノ事學アラサルハナシ人能ク其才ノアル所ニ應シ勉勵シテ之ニ從事シ而シテ後初メテ生ヲ治メ産ヲ興シ業ヲ昌ニスルヲ得ヘシサレハ學問ハ身ヲ立ルノ財本共云フヘキ者ニシテ人タルモノ誰カ學ハスシテ可ナランヤ夫ノ道路ニ迷ヒ飢餓ニ陷リ家ヲ破リ身ヲ喪フ徒ノ如キハ畢竟不學ヨリシテカカル過チヲ生スルナリ從來學校ノ設アリテヨリ年ヲ歷ルコト久シト雖モ或ハ其道ヲ得サルヨリシテ人其方向ヲ誤リ學問ハ士人以上ノ事トシ農工商及婦女子ニ至ツテハ之ヲ度外ニオキ學問ノ何物タルヲ辨セス又士人以上ノ稀ニ學フ者モ動モスレハ國家ノ爲ニスルト唱ヘ身ヲ立ルノ基タルヲ知ラスシテ或ハ詞章記誦ノ末ニ趨リ空理虛談ノ途ニ陷リ其論高尚ニ似タリト雖モ之ヲ身ニ行ヒ事ニ施ス事能ハサルモノ少カラス是卽チ沿襲ノ習弊ニシテ文明普ネカラス才藝ノ長セスシテ貧乏破産喪家ノ徒多キ所以ナリ是故ニ人タルモノハ學ハスンハ有ヘカラス之ヲ學フニハ宜シク其旨ヲ誤ルヘカラス之ニ依ツテ今般文部省ニ於テ學制ヲ定メ追々教則ヲモ改正シ布告ニ及フヘキニツキ自今以後一般ノ人民（華士族農工商及婦女子）必ス邑ニ不學ノ仁ナク家ニ不學ノ人ナカラシメン事ヲ期ス人ノ父兄タル者宜シク此ノ意ヲ體認シ其愛育ノ情ヲ厚クシ其子弟ヲシテ必ス學ニ從事セシメサルヘカラサルモノナリ。高上ノ學ニ至テハ其ノ材能ニ任スト雖モ幼童ノ子弟ハ男女ノ別ナク小學ニ從事セシメサルモノハ其父兄ノ越度タルヘキ事。

但從來沿襲ノ弊學問ハ士人以上ノ事トシ國家ノ爲ニスト唱フルヲ以テ學費及其衣食ノ用ニ至ル迄多ク官ニ依賴シテ之ヲ給スルニ非サレハ學ハサル事ト思ヒ一生ヲ自棄スルモノ少カラス是皆惑ヘルノ甚シキモノナリ自今以後此等ノ弊ヲ改メ一般ノ人民他事ヲ拋チ自ラ奮テ必ス學ニ從事セシムヘキ樣心得ヘキ事。

右之通被仰出候條地方官ニ於テ邊隅小民ニ至ルマテ不洩樣便宜解譯ヲ加ヘ精細申諭文部省規則ニ隨ヒ學則普及致候樣方法ヲ設可施行事。

五年壬申七月　太政官

第十二號

今般被仰出候旨モ有之教育ノ儀ハ自今尚又厚ク御手入可有之候處從來府縣ニ於テ取設候學校一途ナラス加之其內不都合ノ儀モ不少依テ一旦悉令廢止今般定メラレタル學則ニ循ヒ其主意ヲ汲ミ更ニ學校設立可致候事。

但外國教師雇入有之候場所ハ當省ヨリ官員ヲ派出シ地方協議之上可及處分候條夫迄之處生徒教授向等不都合無之樣可取計尤當省張ヲ不待學制之目的ニ依リ成丈相運候樣致事。

壬申七月　文部省

學制

大中小學區之事

第一章　全國ノ學校ハ之ヲ文部一省ニ統フ

第二章　全國ヲ大分シテ八大區トス之ヲ大學區ト稱シ每區大學校一所ヲ置ク

第三章　大學區ノ分別左ノ如シ

第一大區

東京府　神奈川縣　埼玉縣　熊谷縣　千葉縣　足柄縣　茨城縣　新治縣　栃木縣　山梨縣

計一府九縣東京府ヲ以テ大學本部トス

第二大區

愛知縣　度會縣　濱松縣　三重縣　岐阜縣　靜岡縣　石川縣　筑摩縣　敦賀縣

計九縣愛知縣ヲ以テ大學本部トス

第三大區

大阪府　京都府　兵庫縣　奈良縣　堺縣　和歌山縣　飾磨縣　豊岡縣　高知縣　名東縣　滋賀縣　岡山縣

計二府十縣大阪府ヲ以テ大學本部トス

第四大區

廣島縣　鳥取縣　島根縣　北條縣　小田縣　愛媛縣　濱田縣　山口縣

計八縣廣島縣ヲ以テ大學本部トス

第五大區

長崎縣　佐賀縣　宮崎縣　白川縣　鹿兒島縣　小倉縣　大分縣　福岡縣　三潴縣

計九縣長崎縣ヲ以テ大學本部トス

第六大區

新潟縣　酒田縣　置賜縣　長野縣　若松縣　新川縣　相川縣

計七縣新潟縣ヲ以テ大學本部トス

第七大區

宮城縣　福島縣　磐前縣　水澤縣　岩手縣　秋田縣　山形縣　青森縣

計八縣宮城縣ヲ以テ大學本部トス

總計三府六十縣

第四章　北海道ハ當分第七大區ヨリ之ヲ管ス他日別ニ區分スヘシ

第五章　一大學區ヲ分テ三十二中區トシ之ヲ中學區ト稱ス區每ニ中學校一所ヲ置ク、全國七大區ニテ其數二百五十六所トス人口大約十三萬人ヲ以テ中學區ノ目的トス

第六章　一中學區ヲ分チテ二百十小區トシ之ヲ小學區ト稱ス區每ニ小學校一所ヲ置ク一大區ニテ其數六千七百二十全國ニテ五萬三千七百六十所トス。人口大約六百ヲ以テ一小學區ノ目的トス但土地ノ情態ニ因リ數小學區中一小學ヲ興シ之ヲ保護兼用スルノ類其ノ便宜ニ任ス之ヲ聯區ト稱ス數區ヲ合セテ一區トナスヘカラス

第七章　中學區以下ノ區分ハ地方官其ノ土地ノ廣狹人口ノ疎密ヲ計リ便宜ヲ以テ郡區村市等ニヨリ之ヲ區分スヘシ

第八章　一中區內學區取締十名乃至十二三名ヲ置キ一名ニ小學區廿或ハ卅ヲ分チ持タシムヘシ此學區取締ハ專ラ區內人民ヲ勸誘シ務メテ學ニ就カシメ且學校ヲ設立シ或ハ學校ヲ保護スヘキノ事或ハ其費用ノ使用ヲ計ル等一切持所ノ小學區內ノ學務ニ關スル事ヲ擔任シ又一中區內ニ關スル事ハ五ニ相論議シ專ラ便宜ヲ計リ區內ノ學事ヲ進歩セシメルコトヲ務ムヘシ

第九章　學區取締ハ地方官ニ於テ之ヲ命スヘシ

但其人名ハ本省督學局ニ屆クヘシ。督學局ハ第十五章ニ見ユ

第十章　學區取締ハ其土地ノ居民名望アル者ヲ撰ムヘシ

但戸長里正等ヲシテ兼ネシムルモ妨ケナシトス。其給料幾分カ增給スヘキ等ハ地方ノ便宜ニヨルヘシ

第十一章　學區取締給料ハ當分其土地ノ情態ニヨリテ之ヲ定ムヘシ此ノ給料ハ土地ヨリ出スモノトス然モ事實止ヲ得サルモノハ姑ク官ヨリ其ノ幾分ヲ助給スヘシ。給料ハ一ケ月五圓ヨリ十圓ヲ與フル事地方ノ便宜ニ依ルヘシ

第十二章　一般人民。華士族卒農工商及婦女ノ學ニ就クモノハ之ヲ學區取締ニ屆クヘシ若シ子弟六歲以上ニ至リテ學ニ就カシメサルモノアラハ委シク其ノ由ヲ學區取締ニ屆ケシム。私塾家塾ニ入リ及ヒ已ムヲ得サル事アリテ師ヲ其ノ家ニ招キ稽古セシムルラ皆就學ト云フヘシ

第十三章　學區取締ハ毎年二月區内人民子弟六歲以上ナルモノノ前年學ニ就クモノ幾人學ニ就カサルモノ幾人ト第一號ノ式ノ如ク表ヲ作リ之ヲ地方官ニ出シ地方官之ヲ集メテ四月中督學局ニ出スヘシ

第十四章　官立私立ノ學校及私塾ヲ論セス其學校限リ定ムル所ノ規則及生徒ノ增減進否等ヲ書記シ毎年四月之ヲ督學局ニ出スヘシ但生徒增減進否ハ第五號表式ノ如クス。此表ハ地方官ニテ學區取締ヨリ出スモノヲ集メテ之ヲ作リ督學局ニ出スモノトス

但官立大中學校ニテハ其書記ヲ三紙トシ一紙ハ督學ニ出シ一紙ハ地方官ニ渡シ一紙ハ學區取締ニ下スヲ法トス官立ノ小學及私塾私學家塾等ニテモ三紙ニ書記シ之ヲ學區取締ニ出シ學區取締ヨリ地方官ニ出シ地方官之ヲ集メテ四月中督學局ニ出スヘシ其一紙ハ學區取締ニ留置キ一紙ハ地方官ニ留ムヘシ

第十五章　大學本部毎ニ督學局一所ヲ設ケ督學ヲ置キ附屬官員數名之ニ充テ本省ノ意向ヲ奉シ地方官ト協議シ大區ノ諸學校ヲ督シ及教則ノ得失生徒ノ進否等檢査シ論議改正スルコトアルヘシ

但大事ハ決ヲ本省ニ取リ小事ハ直ニ之ヲ處分シ毎月二月八日本省ニ開申スヘシ

第十六章　督學局ニ於テハ毎年學區取締ヨリ出ス所ノ表並ニ諸學校ヨリ出ス所ノ書記トヲ以テ學校及生徒ノ狀態並ニ六歲以上ノ男女學ニ就クモノ就カサルモノ幾人等ノ表ヲ製シ本省ニ送リ本省ニテ之ヲ上梓公告スヘシ

第十七章　督學局ハ總テ地方長官ト協議スヘシトイヘトモ直ニ學區取締ヲ呼出シ本局ノ意向ヲ諭示スルコトアルヘシ

第十八章　地方官ハ總テ督學局ニ協議スヘシ

但督學局完全ナラサルノ間ハ總テ本省ニ申出ツヘシ

第十九章　地方官ニ於テハ事務專任ノ吏員一二名ヲ置キ部内ノ學事ヲ擔任セシムヘシ其ノ人名ハ兼テ本省並ニ督學局ニ屆ケ置クヘシ

學校ノ事

第二十章　學校ハ三等ニ區別ス大學中學小學ナリ。學校教則書ハ別册アリ

小　學

第二十一章　小學校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス學ハスンハアルヘカラサルモノトス之ヲ區分スレハ左ノ數種ニ別ツヘシ然モ均リ之ヲ小學ト稱ス卽チ尋常小學女兒小學村落小學貧人小學私塾幼稚小學ナリ其外廢人學校アルヘシ

第二十二章　幼稚小學ハ男女ノ子弟六才迄ノモノ小學ニ入ル前ノ端緒ヲ教ルナリ

第二十三章　小學私塾ハ小學教科ノ免狀アルモノ私宅ニ於テ教ルヲ稱スヘシ

第二十四章　貧人小學ハ貧人子弟ノ自活シ難キモノヲ入學セシメン爲ニ設ク其費用或ハ富者ノ寄進金等ヲ以テス是專

ラ仁惠ノ心ヨリ組立ルモノナリ仍テ仁惠學校トモ稱スヘシ

第二十五章　村落學校ハ僻遠ノ村落農民ノミアリテ敎化素ヨリ開ケサルノ地ニ於テ其敎則ヲ少ク省略シテ敎ルモノナリ或ハ年已ニ成長スルモノモ其生業ノ暇來リテ學ハシムル是等ハ多ク夜學校アルヘシ

第二十六章　女兒小學ハ尋常小學敎科ノ外ニ女子ノ手藝ヲ敎フ

第二十七章　尋常小學ヲ分テ上下二等トス此二等ハ男女共必ス卒業スヘキモノトス。敎則別册アリ

下等小學敎科

一綴字（讀並盤上習字）　二習字（字形ヲ主トス）　三單語（讀）　四會話（讀）　五讀本（解意）　六修身（解意）　七國體（解意）　八書牘（解意並ニ盤上習字）　九文法（解意）　十算術（九九數位加減乘除但洋法ヲ用フ）　十一養生法（講義）　十二地學大意　十三窮理學大意　十四體操　十五唱歌（當分之ヲ缺ク）

上等小學ノ敎科ハ下等小學敎科ノ上ニ左ノ條件ヲ加フ

一史學大意　二幾何學大意　三罫畫大意　四博物學大意　五化學大意　六生理學大意　其他ノ形狀ニ因テハ學科ヲ擴張スル爲左ノ四科ヲ斟酌シテ敎フルコトアルヘシ

一外國語ノ一二　二簿記法　三圖畫　四政體大意

下等小學ハ六才ヨリ九才マテ上等小學ハ十才ヨリ十三才マテニ卒業セシムルノ法則トス但事情ニヨリ一概ニ行ハレサル時ハ斟酌スルモ妨ケナシトス

第二十八章　右ノ敎科順序ヲ踏マスシテ小學ノ科ヲ授ケルモノハ之ヲ變則小學ト云フ　但私宅ニ於テ之ヲ敎フルモノハ之ヲ家塾トス

中學

第二十九章　中學ハ小學ヲ經タル生徒ニ普通ノ學科ヲ敎ヘル所ナリ分テ上下二等トス二等ノ外工業學校商業學校通辯學校農業學校アリ此外廢人學校アルヘシ

下等中學敎科

一國語　二算術　三習字　四地學　五史學　六外國語　七第理學　八圖畫　九古言學　十幾何學　十一代數學　十二簿記法　十三博物學　十四化學　十五修身學　十六生理學　十七國講學　十八政體學　十九國勢學大意　二十奏學（當分缺）

上等中學敎科

一國語　二習字　三外國語　四窮理學　五史學　六古言語　七幾何學　八代數學　九簿記法　十化學　十一修身學　十二測量學　十三經濟學　十四重學大意　十五動物學　十六植物學　十七地質學　十八鑛山學　十九生理學大意　二十星學大意

下等中學ハ十四才ヨリ十六才マテ上等中學ハ十七才ヨリ十九才マテニ卒業セシムルヲ法則トス

第三十章　當今中學ノ書記未タ備ラス此際在來ノ書ニアリテ之ヲ敎ルモノ或ハ學業ノ順序ヲ踏マスシテ洋語ヲ敎ヘ又ハ醫術ヲ敎ルモノ通シテ變則中學ト稱スヘシ

第三十一章　當今外國人ヲ以テ敎師トスル學校ニ於テハ大學敎科ニ非サル以下ハ通シテ之ヲ中學ト稱ス

第三十二章　私宅ニアリテ中學ノ敎科ヲ敎ルモノ敎師タルヘキ證書ヲ得ルモノハ中學私塾ト稱スヘシ其免狀ナキモノハ之ヲ家塾トス

第三十三章　諸民學校ハ男子十八才女子十五才以上ノモノニ生業ノ間學業ヲ授ケ又ハ十二才ヨリ十七才マテノ者ノ生業ヲ導カンガ爲メ專ラ其業ヲ授ク故ニ多ク夜分ノ稽古アラシムヘシ

第三十四章　農業學校ハ小學ヲ經テ農業ヲ修メントスルモノノ爲ニ設ク

第三十五章　通辯學校ハ專ラ通辯ノ事ヲ主トス或ハ商人等交易ノ爲專ラ通辯ノミヲ志スモノ此校ニ入ル

但外國教師アリト雖モ只語學ノミヲ教ル者ハ之ヲ通辯學校ト稱ス

第三十六章　商業學校ハ商用ニ係ル事ヲ教フ、海內繁成ノ地ニ就テ數所ヲ設ク

第三十七章　工業學校ハ諸工術ノ事ヲ教フ

大學

第三十八章　大學ハ高尙ノ諸學ヲ教フル專門科ノ學校ナリ其學科ハ左ノ如シ

理學　文學　法學　醫學

第三十九章　小學校ノ外師範學校アリ此ノ校ニアリテハ小學ヲ教ル所ノ教則及其教授ノ方法ヲ教授ス當今ニ在リテ極メテ要急ナルモノトス

此校成就スルニ非ラサレハ小學ト雖モ完備ナルコト能ハス故ニ急ニ此校ヲ開キ其成就ノ上小學教師タル人ヲ四方ニ派出センコトヲ期ス

教員ノ事

第四十章　小學校教員ハ男女ヲ論セス年齡二十才以上ニシテ師範學校卒業免狀或ハ中學免狀ヲ得シモノニ非サレハ其任ニ當ルコトヲ許サス

第四十一章　中學校教員ハ年齡二十五才以上ニシテ大學免狀ヲ得シモノニ非サレハ其ノ任ニ當ルコトヲ許サス

第四十二章　大學校教員ハ學士ノ稱ヲ得シモノニ非サレハ許サス

以上三章ハ其目的ヲ示ス數年ノ後ヲ待テ之ヲ行フヘシ後章ハ現今ノ位ニ應シテ之ヲ許スモノトス

第四十三章　私學私塾及學塾ヲ開カント欲スル者ハ其屬籍住所事歷及學校ノ位置教則等ヲ詳記シ學區取締ニ出シ地方官ヲ經テ督學局ニ出スヘシ。但學塾ハ地方官ニテ之ヲ聞屆毎年二八月取集メテ督學局ニ出スヲ法トス

第四十四章　私學及私塾教員タルニハ總テ規則ニ違ヒ或ハ不行狀アル時ハ之ヲ譴責シ又ハ之ヲ止メシムルコトアルヘシ

第四十五章　師範學校ニ於テ教授ヲ受ケタル教員ハ他職務ヲ兼ネ及他ニ轉スヘカラサルヲ法トス

第四十六章　小學教員ハ男女ノ差別ナシ其才ニヨリ之ヲ用フヘシ

第四十七章　教員生徒ヲ教授スルノ功他ニ秀越スルモノアル時ハ公私學校私塾ヲ問ハス督學局地方官ト協議シ之ヲ本省ニ乞テ褒賞ヲ與フ

生徒及試驗ノ事

第四十八章　生徒ハ諸學科ニ於テ必ス其ノ等級ヲ踏マシムルコトヲ要ス故ニ一級毎ニ必ス試驗アリ一級卒業スルモノハ試驗狀ヲ渡シ試驗狀ヲ得ルモノニ非サレハ進級スルヲ得ス

第四十九章　生徒學業ヲ終ル時ハ大試驗アリ。小學ヨリ中學ニ移リ中學ヨリ大學ニ進ム等ノ類

第五十章　私學私塾生徒モ其義前二章ニ同シ

第五十一章　試驗ノ時生徒優等ノモノニハ褒賞ヲ與フルコトアルヘシ

第五十二章　生徒ノ內學業銳敏將來大成スヘキ目的アレトモ學資ヲ納ムルコト能ハス及其衣服ヲ給スルコト能ハサルモノニハ費用ヲ給貸スルコトアルヘシ但成業ノ後年割ヲ以テ之ヲ償フトモ或ハ官ニ奉事シテ使役ヲ受クルトモ命ニ隨フヘキノ證書ヲ出サシメ年限ヲ定メ其費用ヲ貸與スル之ヲ三等ニ分ツ。年割ヲ以テ償ヒ還スハ其學業ヲ離テ五年ノ後ヨリスヘシ病死等アルトキハ之ヲ棄ツ

公費ヲ受クル二年ノ者
同三年ノ者
同五年ノ者
此生徒七大區ヲ半分シテ全國千五百人ヲ限ル故ニ缺員アルニ非サレハ增加スルコトヲ得ス
二年公費ヲ受クル者ハ官ニ使役スルコト四年償還スルハ六年ヲ以テス
三年ノ者ハ使役七年償還九年
五年ノ者ハ使役十一年償還十五年
此生徒一人ノ費用ハ一年百二十兩一切官ニ於テ之ヲ賄フ。別ニ其學校定ムル所ノ下等授業料ヲ借ルモノトス
故ニ之ヲ加ヘテ共ニ償還スルノ金高トス
但使役ノ間ハ相當ノ歲俸ヲ給スルハ勿論タルヘシ若シ其役ヲ奉セサルモノハ前ノ官費ヲ償フヘシ

第五十三章　私學私塾ノ生徒モ其義前章ニ同シ

第五十四章　生徒ニ其費用ヲ給貸スルニハ其父兄及本人ヨリ證書ヲ出サシメ且其修業シタル學科ノ證書ヲ出サシム。
檢查法及證書式等ハ別册アリ

第五十五章　生徒ニ費用ヲ給貸スルニハ其學業ヲ授ケシ教師ヨリ其生徒學業銳敏將來大ニナルヘキノ目的アルノ狀並ニ其嘗テ進級セシ處ノ學科ノ證書ヲ具ヘ幾何ノ公費ヲ給スヘキ云々等教師見込ヲ詳記シ之ヲ督學局ニ達スヘシ。學長アル學校ニアッテハ學長其見込ヲ添ヘテ達スヘシ。督學局ハ之ヲ地方官ニ議シ其貧困ノ狀ヲ詳ニシ而シテ後其學業ヲ檢查シ本省ニ申達スヘシ
但此生徒ハ公私大中小學ニ拘ハラス且檢查ハ地方官學務掛立會ヲ以テ法トスヘシ

第五十六章　師範學校ノ生徒ハ第五十二章ニ定ムル所ノ生徒員數ノ內ヨリ之ヲ採ルヘシ
但當今設クル所ノ師範學校ノ生徒ハ此ノ限ニアラス

第五十七章　第五十二章ニ定ムル所ノ生徒ノ外ニ公選生ヲ設ク。此ノ公選生ハ他日之ヲ論定ス

海外留學生規則ノ事

第五十八章　海外留學生徒ハ總テ本省ニ於テ之ヲ管轄ス

第五十九章　留學免狀ハ本省ニ於テ之ヲ渡スヘシ但シ渡海免狀ハ外務省ヨリ受取リ相渡スヘシ

第六十章　留學中諸般ノ事件ハ公使ヘ依賴シ其指令ニ從フヘシ且生徒ノ中人選ノ上生徒總代ノ者一人或ハ幾人公使ヨリ申付ヘシ

第六十一章　留學ニ官選ト私願トノ別アリ官私共總テ本省ニ於テ之ヲ達スヘシ

第六十二章　官選留學生ヲ撰ムニ二等ノ差アリ一ヲ初等留學生トシ一ヲ上等留學生トス

第六十三章　初等留學生ハ中學卒業ノ者ヨリ撰ヒ上等留學生ハ大學ノ學科卒業ノモノヨリ撰フ

第六十四章　初等留學生ハ稟性誠實達敏ニシテ十九歲以上二十五歲迄ノ者小學初級ヨリ順次進級シ中學課程ヲ卒業セシ證書アルモノヲ公ニ撰擧ス
但國內大學校ニ入リテ研業センコトヲ願フ者ノ撰ニ當ル人ト雖モ其請願ニ任スヘシ

第六十五章　初等留學生ヲ撰フニハ其學業ヲ授ケシ教師ヨリ生徒中學卒業試驗ノ證書ヲ與ヘ其撰擧見込ヲ詳記シ之ヲ督學局ニ達ス督學局之ヲ檢查シ及第ノモノハ即チ其試驗ノ始末ヲ詳記シ本省ニ出シ其允可ヲ得ルヲ法トス
但シ檢查ノ時ハ本省官員ハ勿論其請求ニヨッテハ親族或ハ他官員タリトモ臨席スルコトアルヘシ

第六十六章　官撰留學生ハ第六十四章第六十五章ニ定ムル所ノ規則ニ隨ヒ其進級ノ順序確實ニシテ將來成業ノ目的ア

ルニ於テハ生徒公私ノ差別アルコトナシ

第六十七章　官撰留學生ノ學科ハ官ヨリ命スヘシトハ雖モ當人ノ望ミト其教師ノ見込トニヨルコトアルヘシ故ニ當人ノ望ミ其ノ科ヲ修業スルニアレハ教師ノ思考果シテ適當ナルヤ否ヲ詳記シ試驗ノ節教師ヨリ之ヲ出スヲ法トス

但此記載ハ兩紙ヲ出スヘシ一紙ハ本省ニ留メ一紙ハ之ヲ公使館ニ遣ハス

第六十八章　官撰留學生外國ヘ着セハ其地ニアリテ某ノ學校ニ入リ某ノ人ニ從テ某科ヲ學フ等ノ事ヲ詳記シ本省ヘ届クヘシ

但八ケ月ヲ越エテ其報ナキ時ハ卽チ公使ニ掛合ヒ呼戻スヘシ

第六十九章　官撰留學生ハ外國ニアリテ學科進級ノ時ハ必ス本省ニ届クヘシ

第七十章　官撰留學生歸朝ノ時ハ其外國ニアリテ研業セシ所ノ狀ヲ具シ本省ヘ出スヘシ本省ニ於テ之ヲ試驗スルヲ法トス

但外國ニ於テ大學卒業ノ免狀アルモノハ試驗ニ及ハス

第七十一章　大學校ニ於テ專門ノ學科ヲ卒業セシモノハ官撰ヲ以テ順次（順次トハタトヘハ大學科卒業ノ者幾人アルニ教師試驗ヲナシ其中甲第ノモノ一人若クハ二人ヲ採リテ上等生ノ撰ニ當ツヘシ而シテ下第ノモノハ半年若クハ一年ヲ經テ前ノ如ク撰擢スルヲ云フ）海外ニ派出シ其業ヲシテ一層精密錬熟セシムヘシ

第七十二章　初等留學生ハ通常年限滿五年ニ過クヘカラス

第七十三章　上等留學生ハ通常年限滿三年トスヘシ

第七十四章　初等留學生ハ定員百五十人ト定ム

第七十五章　上等留學生ハ定員ナシト雖多キハ三十人ヲ過クヘカラス

第七十六章　大學設置ノ日ニ當ツテ中學留學生ヲ設クルハ其時ニヨルヘシ

第七十七章　初等留學生學資

初二年　九百ドルラル　但止ムヲ得ス都下ニ滯在スヘキモノハ千ドルラルヲ給スヘシ

後三年　千ドルラル　但往返途中旅費ハ定限ノ外タリ支度料ハ上程前學資一箇月分ニ當ル高ヲ賜フ

第七十八章　上等留學生學資

千五百トルラルヨリ千八百ドルラル迄　但往返旅費支度料前章ニ同シ

第七十九章　私學留學生ハ官費ニ拘ラス雖學科上ニ於テハ官撰留學生ニ准スヘシ唯精密ノ檢查ヲ受ケサルノミ

第八十章　留學私願ノ者ハ其教師ヨリ見込ヲ詳記スルコト第六十五章ノ如クシテ之ヲ本省ニ出スヘシ本省ニ於テ其見込書ヲ以テ檢查ノ上可否スヘシ

但研業セシ所ノ學科規則ニ入ラサルモノハ留學ノ名義ヲ免サス

第八十一章　私願留學年限其人ノ望ミニ任スヘシ

但一箇年大概六七百ドルラル以上ヲ費スニ非サレハ留學爲シ難キヲ以テ其員數ヲ出スコト能ハサルモノハ之ヲ許サス

第八十二章　留學中居所轉換ハ官私上止ムヲ得サル事故アルニ非サレハ容易ニ許サス必ス公使ノ指揮ヲ待ヘシ

第八十三章　留學中疾病事故等アルトキハ其費證書ヲ以テ別ニ公使館ヨリ受取歸朝ノ上一時ニ償還スヘシ若シ一時償還スルコト能ハサル者ハ第五十二章ニ定ムル所ノ償還使役年限ヲ增スヘシ

但私費留學生ノ者ハ此地ニ於テ之ヲ本省ニ上納スヘシ

第八十四章　公費ノ生徒ハ上程ノ節學費一年分ヲ渡シ翌年ヨリ前半年分米國ハ前年九月歐洲ハ前年七月後半年分米國

ハ其年ノ三月歐洲ハ其年ノ正月本省ヨリ公使館ヘ廻送スヘシ私費ノ者モ之ニ同シ故ニ私費ノ分ハ前以テ本省ニ納ムヘシ

第八十五章　官撰留學生ハ歸朝ノ上公官ニ奉職スルカ又ハ官費ヲ償還スルカ共ニ命ニ隨フヘキノ證書ヲ出ス等第五十二章ニ同シ

但奉職十一年償還十五年ヲ限トス

第八十六章　生徒留學中言行ヲ愼ミ學業ヲ勉メ國體ヲ汚サザルヤウ日夜心ヲ用ユヘシ若懶惰或ハ不行狀ニシテ前途ノ見込之ナキモノハ直ニ之ヲ呼戻スヘシ

第八十七章　其地ノ公使ニ於テ常ニ生徒ヲ監視シ毎年生徒ノ勤惰進退等明細表ヲ作リ之ヲ本省ヘ送リ即チ本省ニ於テ上梓公告スヘシ

第八十八章　時ニ因テ留學生定規ヲ變スヘキ件々ハ本省ト公使ト絶ヘス往復商量シ之ヲ改ムヘシ

第八十九章　學事ニ關係スル官金ハ定額ニヨリ本省ニ於テ一切之ヲ管知スルコト

但敎育ノ設ハ人々自ラ其身ヲ立ルノ基タルヲ以テ其費用ノ如キ悉ク政府ノ正租ニ仰クヘカラサル論ヲ待タス且廣ク天下ノ人々ヲシテ必ス就カシメン事ヲ期スレハ政府正租ノ悉ク給スル所ニアラス然レトモ方今ニアツテ人民ノ智ヲ開クコト極メテ急務ナレハ一切ノ學事ヲ以テ悉ク民費ニ委スルハ時勢未タ然ル可カラサルモノアリ是ニ因テ官カラ計リ之ヲ助ケサルヲ得ストイヘ雖宮ノ助アルヲ以テ從來ノ弊ニ依着スヘカラス御布告ニヨル

第九十章　凡人民ヲシテ學ニ就カシムル勉メテ廣普ナルヲ欲ス故ニ官金ヲ以テ學事ヲ助クルモノノ加キハ必民ノ及ハサルモノヲ助クルニアリ決シテ偏重ノ事アルヘカラス（士ヲ學ハシメテ農工商ヲ學ハシメス或ハ富者ニ衣食ヲ給シテ學ハシメ貧者ハ學フ事ヲ得ス或ハ一人ニ數百金ヲ費シテ學ハシメ類ノ如キ有ルヘカラス）

第九十一章　生徒衣食ノ費用或ハ官金ヲ以テ之ヲ給シ以テ當然トス是從來ノ弊ナリ公私學校ノ生徒衣食ノ用ニ供スルコト一切之ヲ廢止スヘシ

第九十二章　當今學事ヲ助クルニ官金ヲ以テスルモノ左ノ目的ノ外ニ出ツルヘカラス

一、大學校ノ營繕及大學校ニ備フヘキ書籍器械（學校營繕ノ如キハ完全ナルニ非サレハ姑息ノ弊止マスシテ生徒ノ學ヲ防クル甚タシクトモ完全ナラスト雖モ其費用少ナシトセス究理化學其他百工技藝器械ヲ以テ之ヲ敎授ス此等ノ費生徒悉ク辨シ得ル能ハス仍テ官ヨリ之ヲ助ク）

一、外國敎師ノ俸給並ニ外國人ニ係ル費用（方今歲費ヲ進ムルニハ外國技術ノ實用ヲ探ルニアリ即チ外國敎師ヲ假ラサルヲ得ス而シテ此ノ俸給ハ生徒ノ辨シ得ルコト能ハス仍テ官ヨク之ヲ助ク）

一、中學校ニ於テモ前ニ同シ

一、生徒ニ費用給貸スルノ費（第五十二章ヲ見合フヘシ）及留學生公撰生ノ費用

一、學區ヲ助クル費用（第九十八章第九十九章第百章ニ載スル所ヲ見合ハスヘシ）

第九十三章　諸學校ニ於テ需ツ所ノ費用ノ條件左ノ如シ

一、敎師ノ歲俸或ハ其居宅ノ屋賃

一、學區取締給料

一、學校僕役入費

一、學校造營及修理ノ入費或ハ人家ヲ借テ學校トスル時ハ其賃賃

一、學校諸器械敎授器械或ハ修覆

一、學校ニ用ル薪炭油筆紙墨ノ費

一、試業ノ入用

一、體術器械ノ入用

此數件ノ全費ハ生徒之ヲ辨スヘキモノナリ然レトモ悉ク生徒ヨリ出サシムルトキハ生徒ノ力及ハスシテ學業之カ爲ニ滯滯スヘシ故ニ官ヨリ之ヲ助クルト雖生徒固ヨリ幾分ノ授業料ヲ納メサルヘカラス

第九十四章　大學校ニアリテハ生徒ノ授業料一月七圓五十錢ヲ相當トス外ニ六圓四圓ノ二等ヲ設ケ相當ノ授業料ヲ納ムル能ハサルモノノ爲ニス中學校ニアリテハ一月五圓五十錢ヲ相當トス外ニ三圓五十錢二圓ノ二等ヲ設ク小學校ニアリテハ一圓五十錢ヲ相當トス外ニ二十五錢一等ヲ設ク

但相當ノ授業料ヲ納ムル能ハサルモノハ戸長里正之ヲ證シ學區取締ヲ經テ許可ヲ受クヘシ

第九十五章　一家二人ノ子弟ヲ學校ニ入ル者ハ戸長若クハ里正ノ證ヲ待タスシテ其由ヲ陳シ下等ノ授業料ヲ納ムヘシ

三人以上アル時ハ二人ノ外授業料ヲ出スニ及ハス

第九十六章　諸學校ニ於テモ第九十四章ニ定ムル所ノ授業料ヲ以テ便宜ヲ計リ其學校ヲ保護スルコトヲ要スヘシ然レトモ生徒ノ多少ト學校ノ高下トニヨリ其保護スルノ費過不足ヲ生スヘシコレハ其校ノ情態ニ應シ少シノ授業料ヲ斟酌スル事妨ケナシトス

但大學校及外國教師アル中學校ニ於テハ多分ノ不足ヲ生スルハ言ヲ待タス是官ノ助力アル所以トイヘトモ各校ノ情態同シカラサルモノアルヲ以テ之ニ應シ亦少シク授業料ヲ斟酌スルコトアルヘシ中小學校トイヘトモ學區人民ノ貧富等ニヨツテ少シク斟酌スルモ防ケナシ

第九十七章　定ムル所ノ授業料ハ當今ニアリテハ一概ニ行ハレサル事アラハ便宜ニ從ヒ各區ノ情態及學校事情ニヨリテ暫ク下等ヨリ少ク定ムルコトアルヘシ

第九十八章　凡學校ヲ設立シ及之ヲ保護スルノ費用ハ中學ハ中學區ニ於テシ小學ハ小學區ニ於テ其責ヲ受クルヲ法トス故ニ官金ヲ以テ助クルモノハ學區ヲ助クルモノナリ　但費用ヲ學區ヨリ出サシムルニハ正租雜稅町費村費ノ高ノ割ヲ以テスル或ハ地方ニテ舊來ノ積金寺學校ニ費シテ防ケナキモノアル時其金ヲ以テ融通セシムルカ其幾種ノ便宜ハ土地ノ情態ニヨリ處分ス可シ

第九十九章　教育ヲシテ普及ナラシメンカ爲メ府縣ニ委托シ其學區ヲ助クルノ金額左ノ如シ

人員男女共一萬人ニ付當分ノ內九十圓　一人ニ付九割ノ割

金貳拾九萬三千五百貳拾七圓六拾壹錢壹厘　三府四十縣

此金高ハ學校設立ノ基礎區ニ立テ之ヲ渡スモノトス

此金額ハ明治六年一月ヨリ十二月迄ヲ一期トシテ之ヲ定ム一期以後ノ增減ハ其時ノ議決ニヨルヘシ

此金ノ遣拂ハ每年六ケ月ニ詳記シ本省ヘ屆クヘシ本省ニ於テ委シク上梓公告スヘシ

第　百　章　前章ニ定ムル所ノ金額ハ務テ人民ノ及ハサル所ヲ助クルヲ以テ目的トス是故ニ尋常容易ノ事ニ使用スヘカラス

但此金專ラ小學ヲ廣普シテ學則完整ナラシムルカ爲ニ用フヘシタトヘハ小學校ヲ設立セシメン爲メ學區積立金ノ幾分ヲ助ケ學區ニ托シ其使用ヲナスコト學區貧ニシテ力足ラサル時其幾分ヲ助クルコト止ムヲ得サル情故アリテ小學校教師ヲ官ヨリ遣ス時其給俸ヲ助クルコト貧困ノ生徒授業料ヲ出スコト能ハサルモノニ其幾分ヲ助クルコト完全ノ學校ヲ設クル爲メ其營繕等ノ用ヲ一時融通スルコト器械書籍體術等ニ備フル爲一時融通スルコト學區取締ノ給料幾分ヲ助クルコト

第百一章　金額ノ內五分ヲ引キ別ニ之ヲ備ヘ置キ師範學校ニ於テ教授ヲ受ケシ者將來小學ノ教師トナル時ニ其給料ヲ與フルノ助ケトスヘシ　五分引ハ二十分ノ一ノ割

但此俸給ハ學區ニ於テ辨スヘキモノト雖現今ノ事情未タ茲ニ至ラサルモノアルヲ以テ官暫ク之ヲ助ケサルヲ

得ス

第百二章　當今外國教師アル學校ヲ保護スルノ費用ハ本省ヨリ直ニ之ヲ管理スル地方官ヲ情狀ヲ具シテ本省ニ達スヘシ（私ニ外國人ヲ願入シタル學校ハ此ノ限リニアラス）

第百三章　將來大中學ヲ設ケ及之ヲ保護スルノ費用モ前ニ同シ

但其教員アルヲ待テ追々設立スヘシ

第百四章　變則中小學費用ハ地方官ノ見込ニヨリテ之ヲ處分スヘシ

但其事實ヲ具シ本省ニ完屆クヘシ

第百五章　凡大中小學校ノ營繕ハ公私共務テ完全ナルヲ期ス若目前ノ速成ヲ欲シテ事姑息ニ渉ラハ到底得ル所ナカルヘシ故ニ其力ヲ計リ今年其一ヲナシ明年其二ヲナシ順次進歩數年ヲ期シテ全國ノ完整ニ至ルヲ要ス

但生徒學業ノ事ニ至リテハ一日モ忽ニスヘカラスト雖廣ク全局ヲ見ナ宜シク本末順序ヲ誤ルヘカラス

第百六章　本省定額金ノ遣拂ハ毎年七月中明細ニ記シ上梓公告スヘシ

第百七章　諸學校ニ於テ毎年費ス所ノ金額ハ學校ノ實情ニヨリテ之ヲ定ムヘシ其公私共遣拂ハ第二號式ノ如ク明細表ヲ製シ毎年二月七月督學局ニ出スヘシ

第百八章　器械書籍ハ學校必要ノモノトス心ヲ用キテ完備セシメスハアル可ラス諸學校所在ノ書器ハ第三號式ノ如キ表ニ製シ毎年二月中督學局ニ出スヘシ

第百九章　凡諸學校ヲ設立スル必ス維持保護ノ目的ヲ要ス卽チ第四號式ノ如ク表ヲ製シテ毎二月中督學局ニ出スヘシ

文部省

明治五年壬申七月

學制二編

文部省布達第三十號　六年三月十八日

學制二編刻成候ニ付相達候也

學制追加

海外留學生規則

第百十章　海外留學生規則ハ第五十八章ヨリ第八十八章マデノ示スカ如クナレトモ或ハ改メ或ハ補ヒ或ハ精フシ或ハ加フヘキモノアルヲ以テ明治六年三月五日左ノ四十三條ヲ議定ス

第百十一章　文部省ニテ官撰留學生ヲ命スルコトハ毎年一月七月兩度タルヘシ

第百十二章　第五十九章留學生免狀ノ書式ヲ示スコト左ノ如シ（書式略）

第百十五章　私願留學生ハ留學許可ノ日學資其外一切ノ費用滯リナク支給スヘキ證人連署ノ證書ヲ出サシム其書式左ノ如シ（書式略）

第百十六章　官撰留學生ハ第八十三章ニ揚ケタル疾病事故ノ爲又學科ニ因テ書器費用ノ爲メ一名毎ニ豫備金三百圓ヲ送ルヘシ私費者モ之ニ同シ故ニ私費ノ者ハ留學許可ノ後之ヲ本省ニ納ムヘシ（但豫備金三百圓ハ一年分トス故ニ計ニ滿ツルノ金高ヲ送ルヘシ　餘リアレハ其翌年前ニ算シテ三百圓）

第百十七章　第八十四章公費生徒ノ學資並ニ前章ノ公私豫備金ハコレヲ當入ニ渡サス以後其在留國ノ領事館ニ達シ同館ニ於テ規則ニ因テ渡スモノトス

但其領事ニ達スヘキ證書等ト共ニ之ヲ封シ當人ニ托スヘシ

第百十八章　第七十七章、第七十八章、第八十一章ニ記載スル洋銀九百ドルラル千ドルラル千五百ドルラル千八百ドルラル六七百ドルラル今改テ金貨九百圓千圓千五百圓千八百圓六七百圓ト定ム

第百十九章　往返途中ノ旅費米國ハ金貨四百五十一圓歐洲各國ハ六百二十五圓ヲ渡スヘシ

第百二十章　留學生ノ爲メ外國ヘ輸送ノ金貨ハ一切金圓ヲ以テ其數ヲ定ムト雖モ其金高ヲ其各國ノ爲換會社ニ於テ各國ノ貨幣ニ換ヘ手形ヲ以テ送ルヘシ而シテ其時ノ相場ヲ詳記シテ其各國領事館ニ達スルヲ法トス

第百二十一章　官撰留學生ハ第百十四章ノ證書ヲ出スノ後三日ノ間ニ第七十七章ニ出ス所ノ支度料ヲ渡シ次ニ本國發航ノ日限前五日ヨリ十日ノ間ニ旅費ヲ賜ヒ其時在留國領事館ニ出スヘキ證書ヲ渡スヘシ其書式左ニ示ス（書式略）

第百二十二章　私費留學生ハ本國發航ノ日限前十日ヨリ十五日マテノ間ニ豫備金三百圓ヲ本省ニ納ムヘシ右日限前五日ヨリ十五日マテノ間其在留國領事館ニ出スヘキ證書ヲ渡ス其ノ書式左ニ示ス（書式略）

第百二十三章　公私留學ノ證書ハ每一人二枚ヲ作リ其號ヲ同フシ其番ヲ異ニシ（一番二番トス）共ニ之ヲ領事官ニ達スヘシ生徒歸國ノ時其留學中ノ始末及費用支給之金高等ヲ此證書ノ裏ニ詳記シ其ノ第一番ノモノヲ以テ當人ニ托シ歸朝ノ證トシテ文部省ニ達スルヲ法トス其裏面ノ書式左ニ示ス（書式略）

第百二十四章　官撰留學生學資並ニ公私豫備金輸送ノ證書式ヲ左ニ示ス（書式略）

第百二十五章　公私留學生其國ヘ到着セハ直チニ領事館ニ出テ文部省ノ證書ヲ達シ館中名簿ニ苗字名ヲ自記シ且在留國大禁ノ概略ヲ聞クヘシ

第百二十六章　官撰留學生其國ニ到着セハ領事官其學科ニ付キ尤良善ナル教師ト學校ヲ撰ヒ之ニ入ラシムヘシ私願留學生ト雖モ官ニ依頼スルモノハ之ニ同シ

但官撰生自ラ之ヲ撰ヒ領事官ニ議シテ之ヲ定ムルモ妨ナシ私願生ノ自ラ撰フ者ト雖モ公之ヲ領事官ニ議スルヲ法トス

第百二十七章　官撰留學生ハ在留國着後一週日ヨリ定例ノ學資ヲ領事館ヨリ受取ルヘシ

但其期間十五日以前ニ依レハ半月分ヲ渡シ十六日以後ニ依レハ一月分ヲ渡スヘシ返納スルモノモ之ニ倣フ

第百二十八章　公私留學生入學セル後七日間ニ領事館ヨリ文部省ヘ報知ノ書ヲ發スヘシ其書式左ノ如シ（書式略）

第百二十九章　公私留學生學資輸送ノ期日ハ第八十四章ニ定ムル如クナレトモ向後オリエンタルバンクニ議シ每年六月十二月兩度ニテ各國ニアルバンクヨリ其領事館ニ渡シ文部省ニテハ同時ニ我横濱ニアルオリエンタルバンクニ拂フノ約ヲナスヘシ

第百三十章　公私留學生歸途ノ旅費ハ期限前三ケ月之ヲ送ルヘシ若事故アツテ半途歸國ノ者ハ領事館豫備金或ハ學資金ヲ以テ一時之ヲ融通シ其旨趣文部省ニ達スヘシ

第百三十一章　公私留學生學資輸送ノ證書式ヲ左ニ示ス（書式略）

第百三十二章　第六十章生徒總代ハ公使領事ノ指令ニ從ヒ生徒ノ事務ヲ擔任スルコトアル可カラス（公使或ハ領事館中生徒ノ事務ヲ專任スル官員アルヘキヲ以テ時ニ其指令ヲ承順スル等ノ類）

第百三十三章　第六十九章生徒學科進級ノ時ハ生徒ヨリ本省ニ屆クヘシト雖モ領事館モ亦其時々之ヲ文部省ニ報知スヘシ

第百三十四章　第七十七章都下ニアル留學生學資ハ九百圓ニ定ムト雖モ其費用都下ニ下ラサルモノハ領事館其事情ヲ審カニシテ千圓ヲ給スルコトアルヘシ而シテ其趣旨ヲ文部省ニ報知スヘシ

第百三十五章　第八十二章居所轉換ヲ許スモノ其許可ノ日ヨリ後十日間ニ領事館ヨリ文部省ニ報知スヘシ

第百三十六章　第八十七章生徒ノ勤惰進退ノ明細表アリト雖モ領事館ニ於テ每三月各生徒教師ヨリ其行狀及勤怠等ノ報知書ヲ取リ之ヲ文部省ニ送ルヘシ

但其教師ノ報知曖昧ニシテ不十分ノ節ハ領事官直ニ之ヲ進退スヘシ

第百三十七章　初等留學生其學科ニ因テ格別ニ費用アルモノハ領事官其事情ヲ熟察シテ一ケ年二百五十圓マテハ豫備金ヨリ拂フヘシ而シテ其時ニ其所由ヲ詳記シテ文部省ニ報知スヘシ

第百三十八章　官撰留學生學資金領事館ヨリ諸生徒ヘ配達スルニ毎年第二月一日第五月一日第八月一日第十月一日ノ四度ト定ムヘシ

但時宜ニヨリ毎二ケ月或ハ毎一ケ月ニ渡スコトアルヘシ

第百三十九章　本省ヨリ輸送スル學資領事館ニ達セハ其所ノ最正ナル會社ヘ預ケ其利子ヲ領事館ノ留學生ニ係ル費用ニ充ツヘシ而シテ其利子ノ金高ト遣拂ヲ目錄ト毎半年文部省ニ報知スヘシ

第百四十章　私費生徒ノ其學資金ヲ領事館ニ預ル者モ前章ニ同シ而シテ其遣拂ハ其生徒ニモ示スヘシ

但本省ヨリ到着直ニ其生徒ニ配達スルモノハ其金高ノ四百分一（印百圓ニ付二十五錢）ヲ以テ領事館ノ手數料トスヘシ

第百四十一章　生徒領事館ヨリ學資ヲ受取リ其他品ヲ送リ居ル時ハ必ス速ニ請取リノ證書ヲ納ムヘシ而シテ一切ノ證書苗字名ハ必ス自記タルヘシ

第百四十二章　十九歳以下ノ留學生アレハ領事館ヨリ他生徒ノ中ヨリ後見人ヲ命シ學費ハ後見人ヘ渡スヘシ

第百四十三章　官撰留學生ハ官命ノ外年限半途歸朝ヲ許サス故ニ私願ヲ以テ半途歸朝ヲ乞フモノハ旅費ヲ渡サス

但病氣ニテ歸朝ノ者ハ此例ニアラスト雖モ其再航ヲ止ム

第百四十四章　官撰留學生事故アリテ半途歸朝スルモノ或ハ死亡スルモノ其學資ニ殘餘アレハ之ヲ領事館ニ納ヘムヘシ領事館ハ之ヲ豫備金中ニ加ヘ其數ヲ文部省ニ報知スヘシ

第百四十五章　官撰留學生留學中病氣等ニ因テ領事館ヨリ官金ヲ借ルモノハ毎年學資十分ノ一ヲ以テ返納スヘシ入費多クシテ留學中皆濟セサル者ハ歸朝ノ後返納スヘシ若シ病死スル者ハ其入費及死後埋葬ノ費用ハ官ノ扶助タルヘシ

但私費生病氣等ニ因リ一時官金ヲ借ルモノハ領事館ノ報知ヲ以テ文部省其證人ヨリ取立速ニ廻送スヘシ

第百四十六章　領事館ニ於テハ毎年一月七月兩度前半年分ノ學資豫備金一切ノ遣拂ヲ詳記シテ文部省ニ達スヘシ本省記載ニ勘合シ之ヲ公告スヘシ

第百四十七章　官撰留學生ノ病氣ニテ歸朝スルモノハ領事館醫師ノ症考ヲ審ニシテ文部省ニ達スヘシ

第百四十八章　公私留學生歸朝ノ節ハ直ニ文部省ニ出頭シテ領事館渡ス所ノ證書並留學ノ達書免狀外務省航海免狀ヲ返納シ別ニ留學中ノ始末申開書ヲ出スヘシ其書式左ノ如シ（書式略）

第百四十九章　官撰留學生ハ學業ノ試驗ヲ受クルカ爲別ニ學術ニ係ル明細書ヲ出スヘシ（其業ヲ受ケタル所ノ教師ヨリ與ヘラレタル學科卒業免狀並ニ褒詞狀等アルモノハ素ヨリ之ヲ出スヘシ）

其書式左ニ示ス

但私費之者ト雖モ試驗ヲ乞フ者ハ此例ニ準ス（書式略）

第百五十章　歸朝ノ學生ハ直ニ試驗スヘシ

第百五十一章　試驗ハ生徒學フ所ノ科目ニ因テ種々ノ問題ヲ設ケ之ニ應答セシメ其學力ヲ判シ等級ヲ證スル

但其優劣ニ隨ヒ一日乃至二日三日間ノ試業ヲ爲スヘシ

第百五十二章　試業ヲ受クルノ生徒ハ筆紙ヲ携フルノ外辭書或ハ記憶書等ヲ以テ試業室ニ入ルヲ許サス

第百五十三章　明治五年壬申ハ八月學制ヲ定ムルノ日、明治三年庚午十二月定ムル所ノ海外留學規則ヲ改正シテ右學制中ニ掲出セルヲ以テ從前ノ留學規則ハ廢セラルルモノナルヲ知ル可シ

但從前ノ留學生ニ撰法試驗ニヨラス給費貸富ニヨラス規則亦其當ヲ得ス且各地方ヨリ派出スルモノハ尤規律法則ナシ故ニ今日ニ當テ一般必行ノ規則ヲ設ケ改正セサルヘカラス故ニ此改正ニ將來ノ目的而已ナラス亦從前ニ及フモノトス

神官僧侶學校ノ事略

學校卒業證書ノ事略

文部省布達五十一號　四月十七日

貸費生規則

第百六十章　第五十四章ニ學資ヲ貸スヘキ生徒ノ檢查法及證書式ハ別册アルヲ示シ既ニ貸費生徒檢查法ノ一册ヲ公布スト雖モ今少シク訂正シテ此ニ追加ス因テ前ニ公布スル檢查法ノ一册ハ自今之ヲ廢スル則チ明治六年三月十日ノ議定ナリ

第百六十一章　生徒學業勉強才敏ニ行正シク將來成業ノ目的ナレトモ其家貧窮ニシテ自ラ衣食ヲ辨スルコト能ハサルモノハ其學業ヲ檢查シ式ニ當ルモノハ學資ヲ給貸スヘシ之ヲ貸費ト名ツク

第百六十二章　第五十五章費用ヲ給貸スル生徒ハ大中小ニ拘ラサルヲ示スト雖モ從前ノ生徒就學ノ年序多ク遲緩ナルヲ以テ當今年齡十五歲以上二十五歲以下ニ限ル可シ而シテ其年齡ト學業ノ進級トヲ比例シテ學業年次ニ及ハサルモノハ之ヲ許サス

第百六十三章　大學即チ法學校醫學校理學校文學校ノ生徒學資ヲ借ランコトヲ乞フモノハ中學教科卒業ノ證アッテ其學科成業ノ目的アルモノハ之ヲ許ス

但當今醫學校ノ生徒ハ第八級ノ學科研業スル以上ニ非サレハ之ヲ許サス

第百六十四章　中學ノ生徒學資ヲ借ランコトヲ乞フモノハ小學ヲ經テ上等中學第六級ノ學科研業スル以上ニ非ラサレハ之ヲ許サス

但中小學未タ完全ナラサルカ故ニ今暫ク外國教師ニテ教授スル下等中學第一級以上ノ學科ヲ以テ標準トシ諸學校ニ於テ其學術右第一級ノ學科ニ相當スルモノハ貸費ヲ乞フニ妨ナシトス

第百六十五章　大中小學ニ拘ラス其修學ノ年間ト進級ノ次第ト比較シテ學術非凡優等ナルモノハ百六十一章ノ年數ニ拘ラス格別ノ檢查ヲ遂ケ貸費ヲ許スコトアリ

第百六十六章　假令ヒ現今貸費ヲ乞フノ學力アリト雖モ修學ノ年間學級ノ進歩ニ比シテ其年長キモノハ之ヲ許サス

第百六十七章　公私學校ニ於テ生徒學資ヲ借ランコトヲ欲スルモノハ其本人ヨリ願書ヲ出スヘシ書式左ニ示ス（書式略）

但當人ヨリ差出ス學科卒業ノ證書ハ其學校ニテ調查ノ上寫ヲ取リ置キ本人ニ返却スルコトトス

第百六十八章　貸費ヲ願出ルモノハ其學校ニ於テ學力等試驗ノ上左ノ雛形ノ通リ添書シ地方官添書ヲ以テ其學區督學局ヘ願出ヲ同局ヨリ本省ヘ差出スヘシ（第五十五章ヲ見ルヘシ）（書式略）

但大學校並ニ本省直轄ノ學校ハ直ニ文部省ニ願出スヘシ

第百六十九章　檢查ヲ經テ學資ヲ借ルモノハ左ノ雛形ニ因テ證書ヲ本省ニ出スヘシ（第五十四章ヲ見ルヘシ）（書式略）

第百七十章　貸費ヲ願フ者假令幾年間ト定ムルト雖モ自費修業ノ途ヲ得ハ速ニ之ヲ辭スヘシ

第百七十一章　貸費ヲ乞フ者其撰ニ當リ既ニ幾年貸費ノ許可ヲ得ルト雖モ一期或ハ二期ヲ過キ學業試問ニ於テ等級進マサルモノハ貸費ヲ止ム

但前ニ借ル所ノ金額ハ規則ニ因テ償還スヘシ

第百七十二章　生徒貸費中學業不勉強或ハ學則ヲ犯シ不行狀等コレアリ退學スルモノハ既ニ借ル所ノ金額ヲ一時ニ償還セシメ其料ヲ鳴シ府縣一般ニ布告スヘシ

但公罪ニカカルモノモ之ニ同シ

第百七十三章　貸費生親族病氣等ニテ不得止一時歸省下宿等ヲ願フ者ハ已ニ給與ノ衣服靴傘類ノ外日用ノ給貸ヲ止メ再ヒ歸校スルノ日ヨリ舊ニヨリ貸付スルヲ以テ法トスヘシ

但償還ノ法ハ歸省下宿等ノ爲メニ貸付セサル金數ヲ算シ貸スヘキ金額ノ內ヨリ其餘ル所ノ金數ヲ引キ全ク貸付スル金高ヲ以テ規則ノ通リ償還セシムヘシ（休業中歸省下宿スルモノモ之ニ同ジ）

使役ノ法ハ歸省下宿ノ爲メ廢業スル日數ヲ合算シ三ケ月以上五ケ月ニ及フモノハ使役半年ヲ減シ六ケ月以上八ケ月ニ及フモノハ使役一年ヲ減スヘシ（假令ヒ多クモ一度ノ歸省三ケ月ヲ限リトス）

第百七十四章　諸學校ノ貸費生年限中退學相成ラサルハ勿論諸官員等ニ登庸スルコトヲ得ス

第百七十五章　貸費生疾病事故等有リテ不得止退學スルモノハ既ニ借ル所ノ金額ハ規則ニ依リ年割ヲ以テ償還ス可シ

但貸費五ケ月ニ滿タサルモノハ一時ニ償還スヘシ

第百七十六章　貸費生年限ヲ終リ使役ヲ受ケス規則ニ依リ償還スル者ハ其金額ヲ本省ニ出スヘシ

但各大學區督學局完全ナルトキハ其學區督學局ヘ伺出同局ニテ檢查ノ上閉屆ケ之ヲ本省ニ開申スルヲ法トス

第百七十七章　官立學校ヲ設立スルコトヲ願フ者ハ左ノ文例ヲ以テ地方官ヨリ其大學區督學局ヘ伺出同局ニテ檢查ノ上閉屆ケ之ヲ本省ニ開申スヘシ（但官學局未タ備ハラサル區內ハ本省ヘ直ニ伺出スヘシ）（文例略）

第百七十八章　官立中小學校即チ公學ハ文部省額金或ハ學校及扶助ノ爲メ府縣ヘ委託スル金額ヲ以テ設立スルモノ尤官ノ扶助アルモノハ私費半ヲ過クトモ公學ト稱スヘシ

第百七十九章　第百四十三章ニ揭示スル私學私塾等開業ヲ願フモノハ左ノ文例ヲ以テ學區取締リヲ經テ其管轄廳ヘ差出シ之ヲ督學局ニ伺出テ同局檢查ノ上閉屆ケ之ヲ本省ニ開申スルヲ法トス（文例略）

但家塾ハ地方官ニテ閉屆クヘシ

第百八十章　公學私學私塾家塾開業許可ノ印章及書式左ノ如シ（書式略）

第百八十一章　地方官ニ於テ其管內ニアル公學私學及私塾ノ數並ニ教員ノ數ヲ表トシ每年二月中之ヲ督學局ニ出スヘシ

但其表ハ第六號式ノ如クスヘシ

第百八十二章　學士ノ稱號ヲ分ケテ五等トス一等學士ヲ上等トシ二等學士ヲ下等トス

第百八十三章　中等教科卒業大學ヘ入リ（大學ハ法學校醫學校理學校文學校ナリ）修業トモ一ケ年ノ後及第スル者ニ五等學士ノ稱號ヲ與フ

第百八十四章　大學ニ進ムノ後一二學科（學科トハ化學解剖學性法等ノ類）或ハ四五學科ヲ修ムル者ニハ五等學士或ハ四等學士ノ稱號ヲ與フ

第百八十五章　大學科（大學科トハ法科醫科理科文科ヲ云フ）ヲ卒ルモノニハ三等學士ノ稱號ヲ與フ

第百八十六章　二等學士一等學士ノ稱號ニ至リテハ大學科成業ノ者追々實地研究シ熟達ノモノニ與フルモノニシテ即チ知識ノ美稱ト云フヘシ

第百八十七章　五等學士ノ稱號ハ全ク學術ニ關スル事等ヲ新ニ發明シ或ハ希有ノ著書及大部ノ書籍ヲ新ニ著述スルモノ等ニ與フルコトアリ

第百八十八章　學士ノ稱號ヲ與フルモノハ大學等ヨリ具狀シ文部卿奏聞ノ上之ヲ補ス

文部省布達第五十七號　四月二十八日

學制二編追加布達ス

第百八十九章　外國教師ヲ雇ヒ專門諸學校ヲ開クモノハ專ラ彼ノ長技ヲ取ルニアリ其取ルヘキ學術技藝ハ法律學醫學星學數學物理學化學工學等ナリ其他神敎修身等ノ學科ハ今之ヲ取ラス

第百九十章　外國教師ニテ教授スル高尙ナル學校（法學校理學校諸藝學校等ノ類）之ヲ汎稱シテ專門學校ト云フ

但此學校ハ師範學校同樣ノモノニシテ其學術ヲ得シモノハ後來我國語ヲ以テ我邦人ニ教授スル目的ノモノトス

第百九十一章　專門學校ニ入ル生徒ハ小學教科ヲ卒業シ外國語學校下等ノ教科ヲ踏ミタルモノニシテ年齡十六歳以上タルヘシ

第百九十二章　略

第百九十三章　專門學校ヲ分ツ左ノ如シ

法學校　醫學校　理學校　諸藝學校　礦山學校　工業學校　農業學校　商業學校　獸醫學校　コレナリ

第百九十四章　專門學校ニ入ルモノハ彼ノ言語相通セサレハ其學術ヲ得ル能ハス故ニ外國語學ヲ學ハサルヲ得スコレ外國語學校ヲ設クル所以ナリ

第百九十五章　外國語學校ハ外國語ニ達スルヲ目的トスルモノニシテ專門學校ニ入ルモノ或ハ通辯等ヲ學ハント欲スルモノ此校ニ入リ研業スヘシ

但此校ニ入ルモノハ小學教科ヲ卒業シタルモノニシテ年齡十四歳以上タルヘシ

第百九十六章　通辯ノミヲ學フモノハ此語學校ニ在テ上下二等ノ教科ヲ卒業スルコトトス

但二三國ノ語學ヲ修業スルコトアルヘシ譬ヘハ最初英語ヲ學フモノハ先ツ語學ヲ終リ次ニ佛語ニ轉シ下等ヨ

リ學フモノトス

第百九十七章　各科ノ專門學校ニ入ルモノト雖モ年齡若キモノハ二三ケ國ノ語學ヲ學フモ防ケナシ

但修業順序等ハ前章ニ同シ

外國語學校

第百九十八章　外國語學校教科修業年限四箇年トス其等級左ノ如シ（外國語學校教則別册アリ）

下等第四級（一級六月ノ課程トス以下之ニ同ジ）　一綴字　二習字　三讀方　四諳誦　五算術　六體操

下等三級　一習字　二讀方　三諳誦　四算術　五會話　六書取　七文法　八作文　九體操

下等二級　一習字　二讀方　三暗誦　五會話　六書取　七文法　八作文　九體操

下等一級　一讀方　二暗誦　三算術　四會話　五書取　六文法　七作文　八地理　九歷史　十體操

上等四級　一讀方　二暗誦　三算術　四會話　五書取　六文法　七作文　八地理學　九歷史　十體操

上等三級　一讀方　二暗誦　三算術　四會話　五書取　六文法　七作文　八歷史　九體操

上等二級　一讀方　二暗誦　三算術　四會話　五文法　六作文　七善論　八體操

上等一級　一讀方　二暗誦　三算術　四會話　五書取　六文法　七作文　八善論　九畫學　十體操

獸醫學校

第百九十九章　獸醫學校教科ヲ分チテ豫科本科トシ豫科修業三年間本科修業二年間トス（教則別冊アリ）

獸醫學豫科

一語學　二算術　三代數學大意　四幾何學大意　五博物學（但博物學トハ動物學植物學金石學地質學等ノ汎稱ナリ）　六醫學物理學　七醫學化學

八植物學ノ部（藥草）　九飜譯（藥文ヲ和文ニ譯ス以下之ニ同ジ）　十體操

但豫科年限中修業時間ノ外地理歷史經濟修身國體等國書ニ就テ學フヘシ

獸醫學本科

一動物學　二生理學　三解剖學　四內科　五外科　六獸醫術　七實地經驗

但飜譯體操等ヲ附ス

商業學校

第二百章　商業學校教科ヲ分テ豫科本科トシ豫科修業年限三年間本科修業二年間トス

商業學豫科

一語學　二算術　三通商地理　四博物學大意　五物理學　六數學（商業必要ノ部但數學トハ算術代數學幾何學三角法微分積分等ノ總名ナリ）　七記簿法　八通商書信　九飜譯　十體操

但豫科年限中修業時間ノ外歷史經濟修身國體等國書ニ就テ學フヘシ

商業學本科

一記簿法　二算術法　三商用物品辨識（其原由其使用其性質其種類其價値其眞僞其試法）　四商業學　五商法

但飜譯體操等ヲ附ス

農業學校

第二百一章　農業學校教科ヲ分チテ豫科本科トシ豫科修業年限三年本科修業年限二年間トス

農業學豫科

一語學　二算術　三代數學　四幾何學　五地理學　六畫學（圖畫）　七物理學（窮理學トイフモノ）　八博物學　九飜譯　十體操

但豫科年限中修業時間ノ外歷史修身國體等圖書ニ就テ學フヘシ

農業學本科

一農用化學　二植物學　三獸醫學農家必要　四耕藝園庭及樹木　五農學　六農家經濟學　七實地農業　但飜譯體操等ヲ附ス

工業學校

第二百二章　工業學校ヲ分チテ豫科本科トシ豫科修業二年間本科修業三年間トス

工業學豫科

一語學　二算術　三代數學　四幾何學　五三角法　六博物學　七物理學　八畫學　九工業初歩（諸器具ノ使用等）　十飜譯　十一體操

但豫科年限修業時間ノ外地理歷史經濟修身國體等國書ニ就テ學フヘシ

工業學本科

一數學　二畫法幾何　三畫學（圖畫罫畫）　四百工化學　五工學實用（機械製作物品製造）　六實地工業

但飜譯體操等ヲ附シ其他工作場製煉場等ヲ設ク

鑛山學校

第二百三章　鑛山學校教科ヲ分チテ豫科本科トシ豫科修業三年間本科修業三年間トス（教則別冊）

鑛山學豫科

一語學　二算術　三代數學　四幾何學　五地理學　六物理學　七畫學　八博物學　九化學　十飜譯　十一體操

但豫科年限中修業時間ノ外歷史經濟修身國體國書ニツイテ學フヘシ

鑛山學本科

一幾何學　二畫法幾何　三畫學（圖畫）　四測量學　五物理學（機械及鑛山機具屬學ノ部ヲ主トス）　七器械學　八金石學　九地質學　十金屬學　十一築造學　十二堀鑛學　十三鑛山律　十四實地經驗

但飜譯體操等ヲ附ス

諸藝學校

第二百四章　諸藝學校教科ヲ分チテ豫科本科トシ豫科修業三年間本科修業四年間トス

諸藝學豫科

一語學　二算術　三代數學　四幾何學　五畫學（圖畫罫畫）　六地理學　七記簿法　八畫學（圖畫罫畫）　九博物學　十物理學　十一化學　十二飜譯　十三體操

但豫科年限中修業時間ノ外地理歷史經濟修身國體等國書ニ就テ學フヘシ

諸藝學本科

一代數學（高等）　二幾何學（高等）　三三角法　四微分積分　五畫學（圖畫罫畫）　六畫法幾何學　七築造學　八測量學　九物理學　十化學　十一金石學　十二地質學　十三金屬學　十四百工化學　十五重學　十六動重學　十七器械學　十八星學　十九製造學　二十機械製作　二十一蒸氣機械學　二十二堀鑛學　二十三工學（道路橋梁鐵道等）　二十四工作律　二十五實地經驗

但飜譯體操等ヲ附シ其他實地修業ノ爲メ工作場製錬場等ヲ設ク

理學校

第二百五章　理學校教科ヲ分チテ豫科本科トシ豫科修業三年間本科修業四年間トス

理學豫科

一語學　二算術　三代數學　四幾何學　五畫學（圖畫罫畫）　六博物學　七物理學　八化學　九飜譯　十體操

但羅甸學希臘學等ヲ加ヘ教フル事アリ

豫科年限中修業時間ノ外地理歷史經濟修身國體國書ニ就テ學フヘシ

理學本科

一物理學　二化學　三代數學（高等）　四幾何學（高等）　五微分　六積分　七重學　八星學　九動物學　十植物學　十一金石學　十二地質學　十三生理學總論　十四各種比較解剖學　十五各種比較生理學

但飜譯體操等ヲ附ス又博物院製煉場器械場等ヲ置ク

醫學校

第二百六章　醫學校ヲ分チテ豫科本科トシ豫科修業三年間本科修業四年間トス（醫學校教則別冊アリ）

醫學豫科

一語學　二羅甸學　三算術　四代數學　五幾何學　六地理學　七博物學　八物理學　九化學　十飜譯　十一體操

但豫科年限中修業時間ノ外歷史經濟修身國體等國書ニ就テ學フヘシ

醫學本科

一解剖學　二生理學　三醫科物理學　四醫科化學　五醫科博物學　六病理及治療總論　七內科　八外科　九病體解剖　十組織學　十一細菌學　十二製藥學　十三藥物學　十四眼科　十五產科　十六婦人科　十七臨床內科　十八臨床外科　十九臨床產科　二十醫律　二十一實地經驗

但飜譯體操等ヲ附ス其他學術試驗ノタメ醫院解剖場製藥場等ヲ置ク

法學校

第二百七章　法學校教科ヲ分チテ豫科本科トシ豫科修業三年間本科修業三年間トス法學校教則別冊アリ

法學豫科

一語學　二羅甸學　三地理學　四歷史　五法科總論　六經濟學　七國勢學　八翻譯　九體操

但豫科年限中修業時間ノ外數學物理學博物學修身國體國書ニ就テ學フヘシ

法科本科

一經濟學　二國勢學　三萬國公法　四憲法　五民法　六訴訟法　七商法　八治罪法　九刑法　十公正法　十一山澤禁　十二性法

但翻譯體操等ヲ附ス

第二百八章　外國語學校ヲ經テ專門學校ニ入ルノ生徒一ケ年ノ後其學業ヲ試驗シテ貧困ナル者ハ學費ヲ給費スルコトアルヘシ

第二百九章　專門學校ニ於テソノ學科卒業スル者ハ大學科卒業ノ者ト同シク學士ノ稱號ヲ與フルモノトス

第二百十章　學事ニツキ貨幣又ハ書器ヲ獻納シ及寄附スル者有之時ハ地方官ニ於テ聞屆ケ第九十八章但書之通適宜處分致シ其遺拂ハ第百七章之通每年三月督學局ニ屆出ツヘシ

但學資等獻納及寄附スル者ハ姓名金高等ハ第七號ノ如ク表ヲ製シ遺拂ノ表ト共ニ督學局ニ出スヘシ（表式略）

外國諸藝學校敎則　明治六年文部省布達條七十八號（明治十一年布達第四號ヲ以テ廢止ス）

條例

一、此學校ハ百工技藝ヲ主トシ大ハ以テ道路橋梁鐵道等ノ布置機械ノ製作ヨリ小ハ以テ磁器硝子等ノ製造ニ至ルマテ盡ク之ヲ敎授シ百般ノ工師ヲ成育スルモノナリ

一、此學校ニ入ル生徒ハ小學敎科ヲ卒業シ外國語學校下等ノ敎授ヲ踏ミタル以上ノ者ニシテ其年齡凡ソ十六歲以上タルヘシ

一、此學校ニ入ル生徒ハ期限七ケ年トシ豫科ハ六級三年間ノ課程トシ本科ハ四級四年間ニ卒業スルヲ法トス

一、豫科一級ハ六ケ月間ノ課程トシ本科一級ハ一ケ年間ノ課程トシ每級ノ終リ卒業アルヘシ

一、生徒在學中本學修業ノ餘暇ヲ以テ歷史經濟學等國書ニ就テ學フヘシ

一、此學校ニハ工作製練ノ二場ヲ設ケ築造ノ方法機械ノ製作物品ノ製造實地適用ノ研究ニ供ス

一、本科卒業スルモノハ大試業ヲナシ其學力ニヨリ美稱ヲ與フ

豫科

但豫科年限中修業時間ノ外地理歷史經濟修身國體等國書ニ就テ學フヘシ

一、物理學　二化學　三代數學高等　四幾何學高等　五微分　六積分　七重學　八星學　九動物學　十植物學　十一金石學　十二地質學　十三生理學總論　十四各種比較解剖學　十五各種比較生理學

第六級　一週四日間二十時

一、語學八時　二、算術四時　三、代數二時　四、幾何二時　五、地理學二時　六博物學一時　七、物理學一時　八、翻譯每日半時間　九、體操每日一時間

但翻譯體操ノ時間ハ一週二十時間ノ外タリ以上此ニ倣フ

第五級

一、語學八時　二、算術四時　三、代數二時　四、幾何二時　五、地理學二時　六、博物學一時　七、物理學

一時　八、飜譯　九、體操

第四級

一、語學四時　二、算術四時　三、代數二時　四、幾何二時　五、博物學二時　六、物理學二時　七、畫學（圖畫二時　八、記簿法二時　九、飜譯　十、體操）

第三級

一、語學四時　二、算術四時　三、代數二時　四、幾何二時　五、博物學二時　六、物理學二時　七、畫學（圖畫二時　八、簿記法二時　九、飜譯　十、體操）

第二級

一、語學四時　二、算術四時　三、代數二時　四、幾何二時　五、三角法一時　六、博物學二時　七、物理學二時　八、畫學（圖畫二時　九、化學　十、飜譯　十一、體操）

第一級

一、語學四時　二、算術四時　三、代數二時　四、幾何二時　五、三角法一時　六、博物學二時　七、物理學二時　八、畫學（圖畫二時　九、化學一時　十、飜譯　十一體操）

本科

第一年

第四級

一、高等代數　二、高等幾何　三、三角法　四、微分積分　五、畫法幾何　六、重學（機械ノ圖、築造ノ圖、畫法幾何ノ眞圖、機械ノ縮圖、築造ノ縮圖、測量ノ圖等）　七、物理學總論　八、化學總論　九、博物學健全學（養生ノ法）　十、飜譯　十一體操

第二年

第三級

一、微分積分　二、畫法幾何　三、畫學（前級ノ續キ）　四、化學（製練分析）　五、測量學　六、重學　七、動重學　八、器械學　九、百工物理學　十、百工化學

第三年

第二級

一、畫學（前級ノ續キ）　二、金石學　三、地質學　四、金屬學　五、工學（道路橋梁等ノ築造學）　六、機械製作　七、蒸汽機械　八、切體學　九、製造學（磁器、硝子、染物、煙草等ノ製造法）　十、飜譯　十一、體操

第四年

第一級

一、工學（鐵道學）　二、物質ノ抗力（築造及機械製造等ニ用フルモノ）　三、堀鑛學　四、工作律　五、實地經驗

但實驗修業ハ生徒己レノ志ス學科ヲ專ラ研業スルモノニシテ其ノ一二ヲ示サンニ化學ヲ主トスルモノハ化學分析製煉等ヲ試驗シ金屬學ヲ主トスルモノハ鑛類ヲ分析シ及ヒ金屬ヲ純製スル事等ヲ試驗シ築造學或ハ機械製作等ヲ主トスルモノニシテ築造ノ健策ヲナシ或ハ機械製作ノ策ヲ建テ模形ヲ作リ鑪錐ヲ運シ以テソノ實物ニツキ自ラ築造製作スルモノ等ナリ

六、飜譯　七、體操

外國工業學校教則　明治六年文部省布達第七十九號

條例

一、此學校ハ諸般ノ工人卽チ畫工模工彫工木工鍛工鑄工金銀銅工等總テ工業ニ屬スルモノヲ教育スル所ナリ

一、此學校ハ多ク實地ニ付テ修業スルモノニシテ譬ヘハ一日六時間ノ習業トセハ三時間ハ其ノ理ヲ講明シ三時間ハ其技術ヲ傳習スルモノトス

一、此學校ニ入ル生徒ハ小學教科ヲ卒業シ外國語學校下等教科ヲ經タルモノニシテ其年齡凡ソ十六歳以上タルヘシ

一、此學校ヘ入ル生徒ハ期限六ケ年トシ豫科六級ヲ三年間本科三級ヲ三年間ニ卒業スルヲ法トス

一、豫科一級六ケ月ノ課程トシ本科一級一ケ年ノ課程トシ毎級ノ終リ試業アルヘシ

一、生徒在校中本學研究ノ餘暇ヲ以テ歷史經濟學等國書ニ就テ學フヘシ

一、此學校ハ工作製煉ノ二場ヲ設ケ生徒ヲシテ大小ノ器械諸物品ヲ製造シ親シク其學校ヲ實地研究セシム

一、學科卒業スルモノハ大試業ヲナシ其學力ニヨリ美稱ヲ與フヘシ

豫科

第六級　一週四日間二十時

一、語學八時　二、算術四時　三、代數二時　四、幾何二時　五、博物學四時　六、飜譯　七、體操

但飜譯體操ノ時間ハ一週二十時間ノ外トス以下此ニ倣フ

第五級

一、語學八時　二、算術四時　三、代數二時　四、幾何二時　五、博物學四時　六、飜譯　七、體操

第四級

一、語學八時　二、算術四時　三、代數二時　四、幾何二時　五、畫學二時（圖畫罫畫采畫模寫等以下之ニ倣フ）　六、物理學二時　七、飜譯　八、體操

第三級

一、語學八時　二、算術四時　三、代數二時　四、幾何二時　五、畫學二時　六、物理學二時　七、飜譯　八、體操

第二級

一、語學六時　二、算術二時　三、代數二時　四、幾何二時　五、三角法二時　六、畫學二時　七、物理學二時　八、工業初步（道具ノ使用等以下此ニ倣フ）二時　九、飜譯　十、體操

第一級

一、語學六時　二、算術二時　三、代數二時　四、幾何二時　五、三角法二時　六、畫學二時　七、物理學二時　八、工業初步二時　九、飜譯　十、體操

本科

第一年

一、代數　二、幾何　三、三角法　四、畫法幾何（築造員圖等）　五、畫學　六、百工物理學　七、百工化學　八、工學

第二年

第二級

一、畫法幾何（交點法及交點ノ蔭ノ部等）　二、畫學　三、百工物理學　四、百工化學　五、工業實用　六、製造學

第三年

第一級

一、機械製作　二、物品製造　三、實地工業

外國鑛山學校教則　明治六年文部省布達第百二十四號

條例

一、此學校ニ入ル生徒ハ小學教科ヲ卒業シ外國語學校下等教科ヲ經タルモノニシテ其年齡凡十六歲以上タルヘシ

一、此學校ニ入ル生徒ハ期限六ケ年トシ最初豫科六級ヲ三年間ノ課程トシ本科三級ヲ三年間ニ卒業スルヲ法トス

一、豫科一級ヲ六ケ月間本科一級ヲ一ケ年間ノ課程トシ每級ノ終リ試業アルヘシ

一、生徒在校中本學修業ノ餘暇ヲ以テ歷史經濟學等國書ニ就テ學フヘシ

此學校ニ於テハ諸學校ヲ實地研究セシメンカ爲メ工作製煉ノ工場並ニ博物院ヲ附置シ又諸鑛山ニツイテ親シク經驗セシム

一、各級卒業スルモノハ大試業ヲナシ其學力ニ依リ美稱ヲ與フヘシ

豫科

第一年

第六級　一週四日間二十時

一、語學六時　二、算術四時　三、幾何二時　四、代數二時　五、地理學二時　六、博物學二時　七、畫學二時　八、化學二時　九、畫學二時　十、體操二時

第二年

第五級

一、語學五時　二、算術三時　三、幾何二時　四、代數二時　五、地理學二時　六、博物學二時　七、物理學二時　八、化學二時　九、畫學二時　十、翻譯二時　十一、體操二時

但翻譯體操ノ時間ハ一週二十時間ノ外トス以下之ニ倣フ

第四級

一、語學三時　二、算術三時　三、幾何二時　四、代數二時　五、地理學二時　六、博物學二時　七、物理學二時　八、化學二時　九、畫學二時　十、翻譯　十一、體操

第三級

一、語學二時　二、算術三時　三、幾何三時　四、代數二時　五、地理學二時　六、博物學二時　七、物理學二時　八、化學二時　九、畫學二時　十、翻譯二時　十一、體操

第二級

一、語學二時　二、算術三時　三、幾何三時　四、代數二時　五、地理學二時　六、博物學二時　七、物理學二時　八、化學二時　九、畫學二時　十、翻譯　十一、體操

本科

第一年

第三級

一、三角法　二、畫法幾何　三、測量學　四、微分積分　五、化學　六、物理學　七、器械學　八、金石學
十、金屬學　十一、築造學　十二、堀鑛學　十三、飜譯　十四、體操

第二年

第二級

一、三角法　二、畫法幾何　三、測量學　四、微分積分　五、化學　六、物理學　七、器械學　八、金石學
九、地質學　十、金屬學　十一、築造學　十二、堀鑛學　十三、飜譯　十四、體操

第三年

第一級

一、物理學　二、化學　三、器械學　四、金石學　五、地質學　六、金屬學　七、築造學　八、堀鑛學　九、
鑛山學　十、實地經驗　十一、飜譯　十二、體操

註　以上三教則は學則二編追加の專門學校の教則と思はれるが何れも實施されなかつた樣である。

第二編　教育令時代

第一章　教育令の制定

第一節　教育令

一、教育令制定の經緯　明治五年に制定された學制はその規模の廣大にして秩序整然たる實に稀に見る大教育法典たるを失はざるものである。然れ共當時の我が國狀よりすれば遙に進みすぎたるものにして、且是を直ちに施行する事は當時の我國力よりしては不可能であつた。殊に餘りに劃一にすぎ地方の特殊事情を無視せる事や督學制度を重視せる結果、往々干渉的强制的となり怨嗟の聲さへ聞くに至つた。是に於て明治十二年學制の廢止、教育令の制定となつたのである。

本教育令は佛蘭西式干渉主義を排し、之に代ふるに米國式自由主義に立脚せるものにして、些かその度を超へたるため忽ち更に改正を加ふるの止むを得ざるに至りしとは云へ、要するに學制と共に我國教育の發達に一大時期を劃するものと言つてよい。

二、教育令の特色　學制と教育令とは共に明治初期に於ける教育の發達を劃する二大法典であるが、指導精神に大なる逕庭あり、又其の効果に於ても多大の相違が存するのを見るのである。兩者共に米國人を顧問とし外國の制度を

參酌して出來たものであるが、前者は統一を專らにし劃一强調に限り後者は自由に立脚して放任に流れた感があり、對蹠的なる兩制度は共に夫々破綻を生じつゝあるは看却出來ぬ事である。

教育令は其當時にあつて自由放任に墮するものとの世評があつたのであるが、その文面上に於ては文部省が教育事務を地方官に放任したるものではなく、全國の教育行政は文部卿之を統攝し、公私の學校は皆其監督内にあつたは論を俟たない。又公私立小學校を補助し公立師範學校の整備を圖らんがため各府縣に補助金を配附したことも從前に異る處はない。たゞ學制に於ては學區及教則等全國の施設殆ど劃一に出でたれども教育令に於ては學區の制定を人民の自由に任せ、教則編成上の細項を府縣の適宜に委せたものであるが、その結果府縣會は地方稅の負擔を輕減せんとして或は師範學校の廢止論を提出するあり、或は其經費を節減して其維持を困難ならしむるが如き、或は町村費の支出を輕減して教員給を減ずるに至つた如き國家の教育精神の徹底を缺き、地方の意志に依り之を等閑に附するが如き形勢を馴致し、事實に於て自由放任の評を甘受せざるべからざる狀勢に陷つたのである。

三、教育令の改正　前項に述べた如く教育令は學制の缺陷を補はんとして却つて新なる缺陷に墮するに至つたので政府は是に鑑るところあり、十三年十二月及十八年八月の二回に亘りて改正を加ふる事となつた。

條文省略

第二節　實業教育令

一、教育令に現はれた實業教育令　教育令及改正教育令共に主として規定せる所は小學校に關する事項で小學校令と稱しても敢て差支ない位である。故に實業學校に關する部分は極く僅少で單に簡單なる定義を揭ぐるのみ止まる。

實業教育が左まで重要視されず、且又當時の産業狀態よりして、實際上其必要が差迫つて居なかつた事の證左であらう。

文部省が明治十一年〇〇十四日に上奏した日本教育令草案第二十五章に「專門學校ハ專門一科ノ學術ヲ教フル所ナリ、但シ農業學校、工業學校、商業學校、外國語學校等之ニ屬ス」とあつたがその但書も削除された。

如斯明治十二年の教育令に於ては實業教育に關する事項に就ては殆ど規定がないのと同然であるが改正教育令に於てはや體裁を具備して來た。

卽ち明治十三年二月九日の文部省上申改正教育の草案には

「第二條　學校ハ小學校、中學校、大學校、師範學校、專門學校、職工學校其他各種ノ學校トス

イ　理由　學術ノ生産ニ關スルヤ大ナリト雖モ直接ニ其力ヲ現ハシ又社會ニ實業ヲ起サシメ、專門學校ニ並ンテ學校類中ノ要部ヲ占ムルモノハ職工學校ヲ以テ最ナリトス而シテ教育令中是名稱ナキハ頗ル闕點ニ屬ス本條改正ノ要旨ナリ

第八條　職工學校ハ諸般ノ工藝ヲ授クル所トス」

とある。然るに元老院の院議に於て修正され、專門學校の次に農學校、商業學校が加へられ第八條に於ては「農學校ハ農耕ノ學業ヲ授クル所トス商業學校ハ商賣ノ學業ヲ授クル所トス」が加へられた。（卽ち專門學校と實業學校とを區別する主義に出たのである。

又十三年改正教育令の「學校ハ小學校、中學校、大學校、師範學校、專門學校、農學校、商業學校、職工學校其他各種ノ學校トス」なる條文は、十八年新令に於ては農學校、商業學校、職工學校の十一字を削り之を「學校ハ小學校中學校、師範學校、專門學校其ノ他各種ノ學校トス」となした。而して第七條に於て「專門學校は法科、理科、醫科

文科、農業、商業、職工等各種ノ學科ヲ授クル所トス」と定めた。從來の制度に於ては農、商、職工學校を專門學校の外に置いたのは何故か、農工の學問に就いては何故に中等程度のものを認めなかつたか等は詳かに知り得ない。顧ふに此等の學校のみを斯く別種とする必要なく、殊に歐米に於ては此等を皆專門學校中に配列してあるが故にこれにならつたのであらう。又十八年の改正の如きは寧ろ教育制度の秩序を得たものといふべく、而して第三十一條には、「各府縣ハ土地ノ情況ニ從ヒ中學校ノ設置シ又農學校、商業學校、職工學校其他專門學校ヲ設置スヘシ」とあるを見ると農商職工學校ハ既ニ專門學校の一部であつたに拘はらず尚特別に之を摘出せられたのを見れば、當時民間の不景氣に際し特に產業振興の上から此等の學校が最も殖產興業の基礎であると考へられたからであらう。

舊全第七條には「專門學校ハ專門一科ノ學科ヲ授クル所トス」となつて居るのを改め、專門學校必ずしも一科に限らず二科、三科を置くことあるを得しめ、大學と比較して其程度低き中等以上の教育は概ね專門學校と認めたのである。

二、農學校通則、及び商業學校通則　明治十六年四月農學校通則、明治十七年一月商業學校通則が定められた。前述の如く教育令に於ては實業學校に關しては簡單なる定義を掲ぐるのみで其内容に關しては何らの據るべき準則をなして居ない。而して各地に於て漸く時代の趨勢に伴ひ農學校、商業學校が續々設立されたが、其の内容區々にして一定してゐなかつた。故に是等の諸學校を統一せんが爲に以上の二規定が制定されたものと思はる。而して兩規定とも同一の構造を有するに拘はらず何故にか農學校通則は制定後僅かに三年にして明治十九年に廢止された。その理由不明である。然し農學校を二種にする精神は實業學校令制定後の農學校規定に繼承されて居る。

尙ほ農學校通則の制定以來農學校の規模は大いに整頓し明治十八年末の調査によれば第二種の資格を有する地方農學校は全國に於て九校を數ふに至つた。

農學校通則

（明治十六年四月十六日文部省達第五號
（明治十九年文部省全第三號ヲ以テ廢止）

第一章　總則

第一條　農學校ハ此通則ニ遵ヒ農ノ學業ヲ教授スル所トス

第二條　農學校ハ之ヲ分チ第一、第二ノ二種トス第一種ハ主トシテ善ク農業ヲ處理スヘキモノヲ養成スル爲メ下款ニ遵ヒ之ヲ設置スルモノトス

第三條　農學校ニ於テハ殊ニ本邦ノ農業ニ就キ第一種ハ主トシテ實業ヲ授ケ第二種ハ學理ト實業トヲ並ヒ授クルヲ要ス且實驗ノ用ニ供スル足ルヘキ田圃等ノ準備アルヲ要ス

上款

第二章　學科目

第四條　第一種農學校ノ學科ハ左ニ揭クル諸目トス

修身　算術幾何　物理　化學　動植物　耕種　養畜　農業經濟　農業簿記

但土地ノ情況ニヨリ本文某學科目ノ程度ヲ斟酌シ若クハ斟酌セスシテ特ニ園藝　森林　開墾　養蠶　養魚　桑　茶　綿　麻　楮　藍　楮　櫨　甘蔗　蔗粟　葡萄　煙草等ノ耕種法　製茶法　農產物貯法　肥料製造法等ノ學科目ヲ置クコトヲ得

第三章　修學年限　日數及時數

第五條　第一種農學校ノ修業年限ハ二ケ年トス（但此年限ヲ一年以內增加スルコトヲ得）

第六條　第一種農學校ノ授業日數ハ少クトモ每年三十二週ヲ下ルヘカラス

第七條　第一種農學校ノ授業時數ハ每週講學十二時實習三十時ヲ以テ度トス但每週講學及實習時間ハ修業年限ニ通シ相斟酌シテ之ヲ定ムルコトアルヘシ

第四章　入學生徒ノ資格

第八條　第一種農學校ニ入學スル生徒ハ品行善良體質强健ニシテ年齡十五年以上トス

第九條　第一種農學校ニ入學スル生徒ハ小學中等科卒業ノ學力ヲ有スルモノ若クハ少クトモ左ニ揭クル科目ニ就テ小學中等科ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

讀書　算術

第五章　教員ノ資格　員數

第十條　第一種農學校ノ教員少クトモ一名ハ文部卿ノ認可ヲ經タルモノヲ以テ之ニ充テ主トシテ重要ノ學科目ヲ擔任セシムヘシ

下　款

第六章　學　科　目

修身　代數　幾何　三角法　圖畫　物理學　化學　動物學　植物學　地質學農用化學　農用工學　耕種　養畜　農業經濟　農業簿記　農業法規

但土地ノ情況ニヨリ本文學科目ノ程度ヲ斟酌シ若クハ斟酌セスシテ特ニ園藝　森林　開墾　獸醫　昆蟲等ノ學科目ヲ置キ、又養蠶養畜　桑　茶　綿　麻　楮　藍　榛　櫨　甘蔗　蔗栗　葡萄　煙草等ノ耕種法　製茶法　製糖法　農產物貯法　肥料製造法等ノ學科目ヲ置クコトヲ得

第七章　修業年限日數及時數

第十二條　第二種農學校ノ修業年限ハ三ケ年トス（但此年限ヲ一年以內增加スルコトヲ得）

第十三條　第二種農學校ノ授業日數ハ第六條ニ準ス

第十四條　第二種農學校ノ授業時間ハ每週講學及實習各十八時ヲ以テ度トス但每週講學及實習時間ハ修業年限ニ通シ相斟酌シテ之ヲ定ムルコトアルヘシ

第八章　入學生徒ノ資格

第十五條　第二種農學校ニ入學スル生徒ハ品行善良體質强健ニシテ年齡十六年以上トス第十六條第二種農學校ニ入學スル生徒ハ初等中學科卒業ノ學力ヲ有スルモノ若クハ少クトモ左ニ揭クル科目ニ就テ初等中等科ノ學力ヲ有スルモノタルヘシ

和漢文　算術幾何　地理　物理

第九章　教員ノ資格　員數

第十七條　第二種農學校ノ教員中少クトモ二名ハ第十條ニ準ス

商業學校通則

明治十七年一月十日文部省達第一號
（明治三十二年文部省令商業學校規定第十號ニヨリ廢止）

第一章　總則

第一條　商業學校ハ此通則ニ遵ヒ商ノ學業ヲ教授スル所トス

第二條　商業學校ハ之ヲ分チテ第一第二ノ二種トス第一種ハ主トシテ躬ラ善ク商業ヲ營ムヘキ者ヲ養成スル爲下款ニ遵ヒ之ヲ設置スルモノトス

第三條　商業學校ニ於テハ商業諸般ノ取引事務ヲ演習スルニ足ルヘキ商業實習室ノ準備アルヲ要ス

上款

第二章　學科目

第四條　第一種商業學校ノ學科ハ左ニ揭クル諸目トス

修身　讀書　習字　算術　簿記　商業通信　商業地理　商品　商業經濟　商業實習

但土地ノ情況ニ由リ本文某科目ノ程度ヲ斟酌シ若クハ斟酌セスシテ特ニ銀行　爲替　運輸　保險　會社　圖書　物理等ノ學科目ヲ置キ又英佛獨支那朝鮮等ノ國語ヲ置クコトヲ得

第三章　修業年限　日數及時數

第五條　第一種商業學校ノ修業年限ハ二ケ年トス（但此年限ヲ一年以内增加スルコトヲ得）

第六條　第一種商業學校ノ授業日數ハ少クトモ毎年三十二週ヲ下ルヘカラス

第七條　第一種商業學校ノ授業時間ハ毎週三十時ヲ以テ度トス

第四章　入學生徒ノ資格

第八條　第一種商業學校ニ入學スル生徒ハ品行善良體質强健ニシテ年齡十三年以上トス

第九條　第一種商業學校ニ入學スル生徒ハ小學中等科卒業ノ學力ヲ有スル者若クハ少クトモ左ニ揭クル科目ニ就テ小學中等科ノ學力ヲ有スルモノタルヘシ

讀書　習字　算術

第五章　教員ノ資格　員數

第十條　第一種商業學校ノ教員中少クトモ一名ハ文部卿ノ認可ヲ經タル者ヲ以テ之ニ充テ主トシテ重要ノ學科目ヲ擔任セシムヘシ

下款

第六章　學科目

第十一條　第二種商業校ノ學科ハ左ニ揭クル諸目トス

修身　和漢文　習字　算術代數　簿記　商業通信　商業地理　圖畫　商品　商業　經濟　商業史　商業法規

實習　英語

但土地ノ情況ニ由リ本文學科目ノ程度ヲ斟酌シ若クハ斟酌セスシテ特ニ銀行　爲替　運輸　保險　會社法　海上法　契約法　關稅　統計　物理　化學　博物　幾何　機械　工藝誌等ノ學科目ヲ置キ又本文英語ノ外若クハ英語ニ代ヘテ佛、獨、支那、朝鮮等ノ國語ヲ置クコトヲ得

第七章　修業年限日數及時數

第十二條　第二種商業學校ノ修業年限ハ三ケ年トス（但此年限ヲ一ケ年以內增加スルコトヲ得）

第十三條　第二種商業學校ノ授業日數及授業時間ハ第六條及第七條ニ準ス

第八章　入學生徒ノ資格

第十四條　第二種商業學校ニ入學スル生徒ハ品行善良體質强健ニシテ年齡十六年以上トス

第十五條　第二種商業學校ニ入學スル生徒ハ初等中學科卒業ノ學力ヲ有スル者若クハ少クトモ左ニ揭クル科目ニ就テ初等中學科ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

和漢文　算術代數　地理　物理

第九章　教員ノ資格　員數

第十六條　第二種商業學校ノ教員中少クトモ二名ハ第十條ニ準ス

第二章　教育令時代に於ける實業教育機關

本期我が京都府に於ける實業教育機關は專門中等教育を通じて僅に商業教育機關として京都商業學校を見るのみ

京都商業學校（明治十九年五月創立／明治三十四年京都市立商業學校／同四十三年京都市立第一商業學校）

明治十七年京都商業會議所の決議により府知事に商業學校設立の請願をなし之に基いて同十九年五月京都府立として本校は創設された第一種商業學校である。當時生徒四十二名職員五名あり、幹事嶺金明校務を執掌した。之が現在に於ける京都市立第一商業學校の前身である。

一、本校設立までの事情

當校は明治十七年二月、時の府知事北垣國道氏の熱心なる提唱に起因し、當時の府會議員間に兎角の議論行はれたに不拘、敢然商業會議所に諮問を發して其意見を徵した。商業會議所頭取高木文平氏濱岡光哲、田中源太郎兩氏が同會の意向を代表して諮問に答ふるに諸願書を提出したのであつた。故に本校の設立は北垣知事の首唱と見るべきものである。翌十八年京都府會の決議を經て、十九年度より愈々設立する事となり、校地を河原町御池南入下丸屋町四百三番地（現京都ホテルの南地）の東南角、舊府立集產場跡と定め、該建物を區劃して、四教室及生徒溜所として、南隣の民家を借入れ、之を事務所に充て、明治十九年五月一日に開校式が擧行されたのである。

集產場の教室及生徒溜所に充てられた建物は、平屋西洋造、床上煉瓦敷、百五十坪（間口十二間半奥行十二間）の一棟で、正面にドアがあつて、之れを河原町表玄關として御池通に面する、東北土藏との中間に、生徒通用門が設けられた。

二、本校の創立と學習狀態

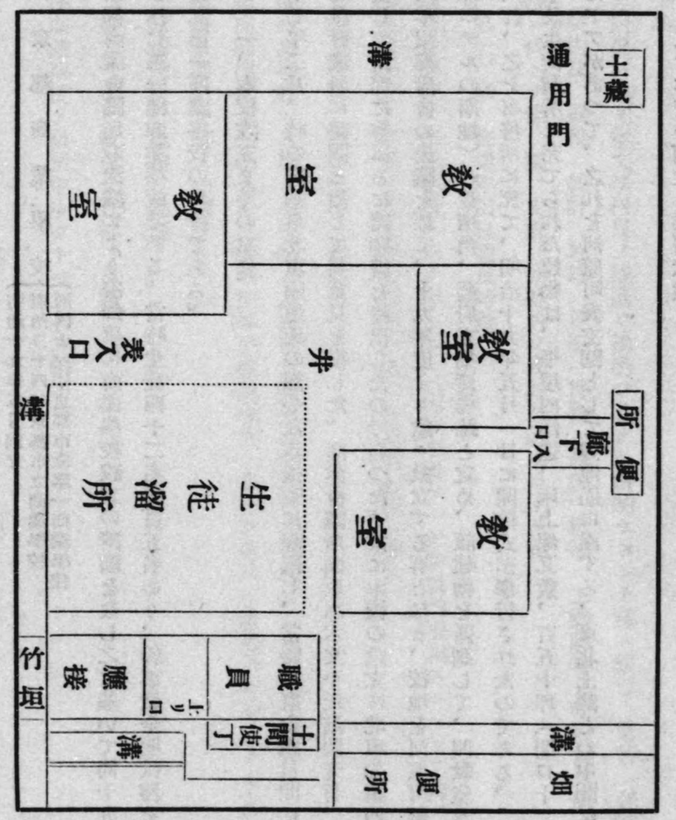

明治十九年
舍校町屋河
圖略

開校當初の教則に據れば、小學高等科卒業者は無試驗にて「之レト同等ノ學力アル者」は入學試驗を行ふとある。入學願書は京都府學務課及本校事務所に受付け、本校最初の入學試驗に合格せる四十二名が、四月二十六日附を以て入學を許可された。校長の就任を見ず專ら監事として、嶺全明氏が校務監督の事に當つた。

教職員並に商議員等は左表の通りである

嶺　全明＝和漢文、修身、物理、地理、歷史
西川　一平＝英語、簿記、
兒玉文太郎＝英語、簿記、體操
矢野　善助＝筆算、珠算
馬淵達太郎＝書記

◎商議員

山本　覺馬、內貴甚三郎、山鹿九郎兵衞、市田理八、竹村彌兵衞、高木齊造。（以上十九年六月囑託）　中村榮助、中井三郎兵衞、熊谷市兵衞、上島安兵衞。（以上二十年四月囑託）

生徒就學の狀況は創立最初の事とて甚だ統一を缺き年齡の如きは十五六歲より二十歲以上に及び、制服の定めもなく、羽織前垂姿で帽子を用ふる者然らざる者、下駄靴穿等千差萬別であつたが好學の氣滿ちて頗る熱心に質疑を連發して放課後も研究を續け自學自習の風は頗る盛であつた。秋季　明治天皇陛下行幸あらせられた際中學校、師範學校同志社等の中等學校は制服制帽銃を肩に規律整然として奉迎せるも、本校生徒の服裝は區々頗る不體裁であつたので生徒間に又事務所に於て制服制帽の制定を痛感し遂に左記の如く定められた。

帽子　黑ソフトメリケン帽、商の校章を左側に附す

冬服　濃茶色赤絲入綿スコッチ
型體　折襟の子供服長ズボン
夏服　藍白のセル地倣ひの綿服
其後堀川校舍移轉前後に左記の通り改正された
冬夏服共　紺色ヘルト（舶來品）詰襟服
制帽　獨逸型、商の校章を正面に附す

三、校　基　の　確　立

翌二十年二月、府立學校職制を改正し、校長、教諭、助教諭、書記を置き、四月コルサコフ非職領事小林端一氏が事務取扱として就任せられた、同氏は範を東京商業學校に採り同校附屬徒弟講習所教頭原錦吾氏及東京商業出身梅田信五郎氏を聘し、更に東京外語出身竹内椿四郎氏等を招き二十一年五月校則の改正を行ひ、從來の六學級三年制度即ち三學年共、前期後期毎に卒業試驗を行ひ、卒業證書を附與する制度を改め、上級學校又は東京高等商業學校との連絡をも考慮して四ヶ年（豫科一年本科三年）制度に變更するの必要を認め、之を實施し在校生徒の學級編成を行つた。

明治二十年五月、校地を堀川錦小路上る土佐屋敷跡にトし官有地二千餘坪に校舍を新築することに決定し、翌年末竣工十二月二十日移轉を行ひ二十二年一月九日御眞影を拜戴の上一月十六日盛なる移轉式を擧行した。同年七月校則の一部を改正し徴兵令第十一條に依り尋常中學同等以上と認定された。

堀川校地は錦小路の角に約五十坪の堀川警察署があり、校舍は實踐室と生徒溜所の一棟と講堂、商品室、應接室、職員室、校長室を包含せる本館及教室二棟の全部檜造平家建にして、建物の偉觀は府下中等學校に冠たるものであつた。

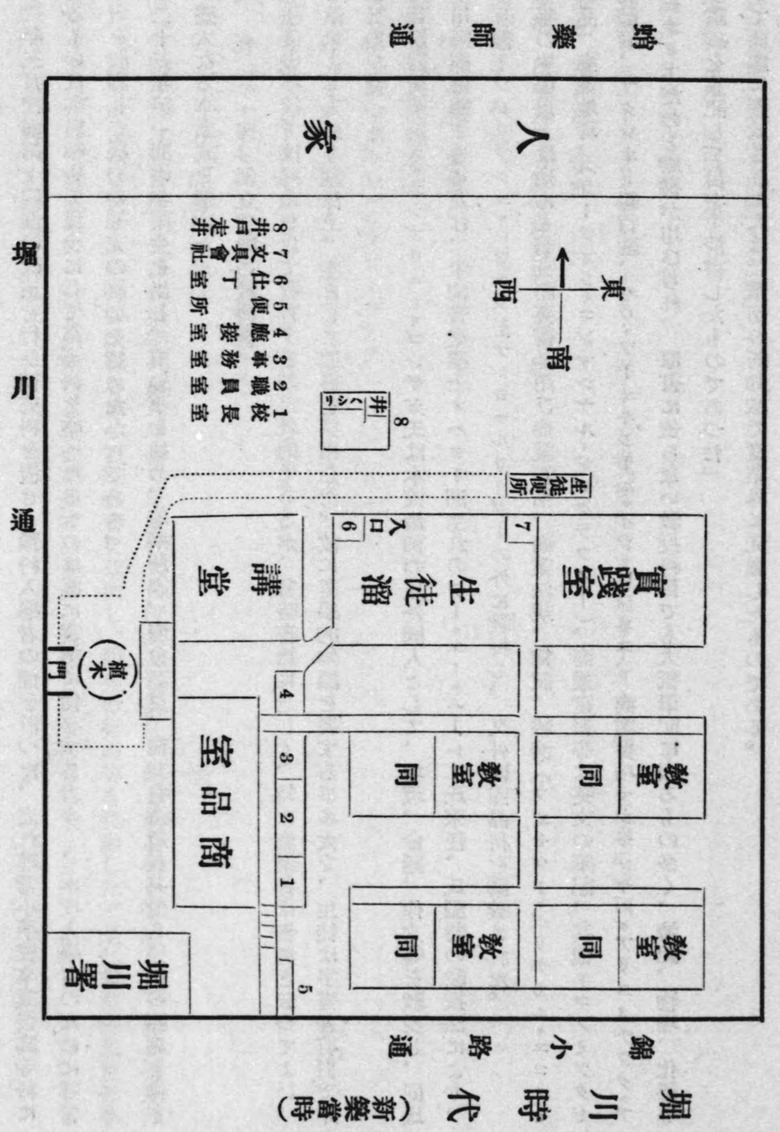

堀川時代（新築當時）

二十二年三月校則第十四條の改正を行ひ補充科を置き、豫科入學者の便を計つた、之れ尋常小學校卒業後高等科に入學するものは其數極めて僅少にして高等科を卒へたるものは直に實業に從事する者多く、本校入學者のために尋常科卒業者を收容して學力の補充の必要を認めたからである。

明治二十三年第一回の卒業生を出し、府知事を始め、府學務課、府會議員、商業會議所員其他名望家の臨席を仰ぎ非常に盛大なる卒業式を擧げた。

四、創立當時の教科書

中等程度の學校では邦語を以て教育するのが目的であるが、當時書籍に乏しく、特に商業書は皆無と云つてよい、學術を歐米より入れる關係上、主として原書を採用した、故に語學的知識を要する事多大で、生徒は字書と首引で非常なる努力を拂つた。

伊太利侯爵チャルス・ネンブリニー・ゴンザガ氏は本校最初の雇外國人として、地理、會話、作文等を教授し、同氏が神奈川縣廳に轉ずるに及び、米國音樂學士オハヨー洲生れのデー・エー・ムーレー氏來任、氏獨特の教授法により、同氏の著書イングリッシュ・レッスンをナショナルリーダーの外に教授し、又外國商品科を講義された。

二學年の中程以上は殆んど皆英語英書を用ひ商業算術、商業法規、簿記、經濟（フオセット・ポリチカル・エコノミー）、商品、商業地理、（ノーツオン・コンマシヤル・ジヨクラフイー）、商業實習等は英文の筆記、其他エコノミックゼボン貨幣論、マクレオド銀行論、ハウ・ツー・エキシール・イン・ビジネス、商業要項マンマンヤル・アリスメチック・アンド・セオリーだのと原書が用ひられ、原書に依らない教授科目でも大抵筆記に因るもの多く、簿記、物理、化學等日々の講義を筆記して自宅で清書したものであつた。

從つて此處に養成された人は、飛切の新知識で實業界に先驅したものである。

當時教科書の一部を列記すれば

修身　小學、內篇外篇
漢文　元明清史略卷一——卷八
英語　ニューナショナルリーダー一卷——五卷（後にローヤルリーダー一卷——五卷に改む）
簿記　理化學、筆記
算術　田中重德著算術教科書、上下卷
圖畫習字　手本
英文典　會話、原書
英作文　原書筆記
英習字　ロングマン・コツピーブツク
地理　ミツチエル・ニュースクールヂヨグラフイー
商業地理　ノーツオン・コンマーシヤルチヨグラフイー
經濟　フォーセツト・ポリチカルエコノミー

五、簡易科の併設

明治二十四年二月滋賀縣立大津商業學校長大坪權六氏當校二代校長とし就任、四月簡易科を附設した。簡易迅速の方法を以て勤勞本位のアメリカ主義の教育を施し實際教育を鼓吹し、學生の行商等も奬勵した、是れ現在商業實修學校の前身である。蓋し實業學校令發布以前の乙種商業學校は徒弟の先驅として全國嚆矢と言つてよい。

六、その後の沿革

△明治二十三年十二月教育に關する勅語謄本を拜戴す
△同年三月簡易科を附設す
△同二十六年三月簡易科第一回卒業生十一名を出す
△同二十八年四月隨意科として清韓語學科を增設す
△同年四月本校創立滿十ケ年に相當するを以て記念式を擧行す
△同三十一年三月修業年限を改正して本科四ケ年豫科二ケ年とす
△同年十一月丸尾東宮侍從皇太子殿下の令旨を奉じて本校に臨視せらる
△同年四月簡易科を廢し更に京都府立簡易商業學校を本校構內に分設す
△同三十四年四月本校を市經濟に移し京都市立商業學校と改稱す
△同年七月初めて上級生徒の淸國旅行をなす
△同三十九年六月創立二十年記念式を擧行す
△同四十一年三月本市松原通大宮西入に校舍敷地を移轉す
△同年四月本校々舍より火を失し建物二棟を燒失す
△同年十一月小松原文部大臣臨視せらる
△同四十二年四月新築校舍一棟落成す
△同四十三年四月校名を京都市立第一商業學校と改稱す
△同年十月皇太子殿下台臨あらせられ親しく商業實踐及商業簿記の敎授を台覽遊ばされ御寫眞を拜戴す
△同四十四年五月本校創立滿二十五年記念式を擧行す

△同四年十一月天皇皇后兩陛下の御眞影を拜戴す
△同五年十月本校創立三十週年記念式並に大典奉祝記念落成式を擧行す
△同十年敎室一棟を增築す
△同十一年修業年限を改めて五ケ年とし本科豫科の別を廢し同時に專修科一ケ年を設く
△同十三年二月市會に於て本校移轉新築豫算(三ケ年繼續事業)を議決し先づ本市西之京中合町に敷地一萬餘坪を購入せり
△昭和三年十月天皇皇后兩陛下の御眞影を拜戴す
△同五年三月校舍新築に着手す
△同六年三月校舍新築竣工し同四月新校舍に移轉す
△同六年四月本校々則を改正主として學科課程を改正し同時に專修科を廢止す
△同六年五月校舍竣工式を擧ぐ

二、歷代校長

就任年月		職名	
自明治十九年五月	至明治二十年二月	幹事	嶺坌明
自同二十年二月	至二十一年四月	校長事務取扱	小林端一
自同二十一年四月	至二十四年二月	校長	小林端一
自同二十四年二月	至二十九年二月	同	大坪權六
自同二十九年二月	至同年五月	校長事務取扱	齋藤軍八郎

自同二十九年五月	至同年八月	校長　大坪權六
自同二十九年八月	至三十三年一月	校長　谷田部梅吉
自同三十三年一月	至同年二月	校長代理　本庄太一郎
自同三十三年二月	至三十四年八月	校長　高橋邦三
自同三十四年八月	至同四十五年七月	同　三戸得一
自同四十五年七月	至大正二年三月	校長事務取扱　加藤小太郎
自大正二年三月	至同六年一月	校長　加藤正生
自同六年一月	至同年九月	校長事務取扱　川嶋元次郎
自同六年九月	至同八年五月	校長　川嶋元次郎
自同八年五月	至同九年九月	校長事務取扱　國井勘助
自同九年九月	現在	校長　竹谷幸造

三、學校の現況

(一)、校舍

一、位置　中京區西之京中合町

一、建坪總計　一、〇九六・〇二七

一、總延坪　二、四九一・九二六

(建物坪數內譯)

種別	構造	建坪	延坪
本校舍	鐵筋コンクリート三階	六六一・三四七	二、〇五七・二四六
武道場	木造平家建	一七〇・〇〇〇	一七〇・〇〇〇
雨天體操場	木造平家建	一七八・五〇〇	一七八・五〇〇
シヤワーバス	木造平家建	一一・四一一	一一・四一一
自轉車置場	鐵骨平家建	一一・二六九	一一・二六九
附屬便所	木造平家建	四・五〇〇	四・五〇〇
附屬渡廊下	木造平家建	五九・〇〇〇	五九・〇〇〇

一、鋪裝面積　シートアスファルト及アスファルトブロック　一、八六七・六〇〇

(二)、學校設備

校舍は敷地一萬二百九十九坪、建物本館は鐵筋コンクリート三階建にして、三階の一部は鐵骨とし蒸汽暖房、水洗便所等の裝置あり。本館は普通教室二十七の外特別教室として實踐教室、商品、地理教室、同標本室、簿記教室(二室)、博物教室、同標本室、理化實驗室、同機械室、聯合教室、講堂、生徒圖書閱覽室、救急室等あり。附屬建物としては屋內體操場、銃器室、武道場、シヤワー室等あり。屋內の設備は殆と完備せるも只屋外運動場の設備に關しては都市計劃實施に伴ふ關係より未完成のまゝ當分保留の狀態にあり。

四、學科課程及授業時間數

○本校の學科目は修身、公民科、國語、數學、地理、歷史、理科、英語、商業英語、商事要項、簿記、商品、商業文商業法規、商業經濟、實踐、商工經營、工業、圖畫、支那語、露語、商品實驗、體操とす。

○學科課程及每週教授時。左の如し。

學科目＼學年	第一學年 每週時數	第二學年 每週時數	第三學年 每週時數	第四學年 每週時數 甲	第四學年 每週時數 乙	第五學年 每週時數 甲	第五學年 每週時數 乙
修身	一 道德ノ要領作法	一 同上	一 同上	一 同上	一 同上	一 同上	一 同上
公民科				二 公民常識	二 同上	二 同上	二 同上
國語	七 讀書、作文、習字	七 同上	四 同上	四 同上	四 同上	四 同上	四 同上
數學	四 算術、代數、珠算	四 代數珠算	四 商業算術代數、珠算	四 商業算術幾何珠算	四 同上	四 商業算術幾何	四 同上
地理	二 外國地理	二 日本地理	二 地理概說商業地理				
歷史	二 國史	一 東洋史	二 西洋史			二 商業歷史	二 同上
理科	二 博物	二 同上	二 理化	二 同上	二 同上		
英語	六	六	七	四	四	四	四
商業英語				四		三	
商事要項		二	二	三	三		
簿記			三 商業	三 銀行會社	三 同上	二 英文工業	二 同上
商品						二	二
商業文					一		一
商業法規						二	二
商業經濟				二	二		

家踐	商工經營	工業	圖畫	支那語	露語	商品實驗	體操	合計
			二				四	三〇
							體操、教練、武道	
			一				四	三〇
							同上	
							四	〇三
							同上	
				(三)	(三)		四	三三
							同上	
二	一			(三)	(三)		四	三三
商業調査							同上	
二		一		(三)	(三)	(二)	四	三三
內外取引							同上	
四		一		(三)	(三)	(二)	四	三三
同上							同上	

備考

一、第四學年以上ニアリテハ右表中甲乙何レカノ課程ヲ履修セシムルモノトス

二、括孤ヲ附シタルモノハ科外隨意課目トシテ志望者ニ限リ其一ヲ擇選履修セシム

第三編　學校令時代（自明治十九年至明治三十年）

第一章　實業教育制度

第一節　概　說

明治十年代の後半より明治二十年の初期にかけて歐化思想と保守思想との暗闘の最も激烈なる我國思想中最も顯著な時代であつた。斯く兩思想中に於ける國民の大多數は之が去就に迷ひ國民思想の動搖又甚しきものがあつた。斯くして混沌たる世想に彷徨せる國民に對して前途の目標を明示せるものは實に帝國憲法と教育勅語である。明治二十二年二月十一日を以て發布せられた帝國憲法は我が萬邦無比の國體を宣明にし、立憲政體を採用し以て國粋論の國體論と自由主義者の民權論とを融合包括したる萬古不磨の大典である。翌二十三年十月三十日に渙發せられたる教育に關する勅語は帝國憲法が法理上より國民の歸趨すべき所を明示されたるを教育上、道德上より明確に指示啓發されたるに外ならぬ。教育勅語によつて明示された我國獨自の國家主義の道德、教育は歐化思想の渦中に沈湎せる我が國民精神を覺醒せしめ深く自ら省察せしめたのである。斯くて教育勅語は當然實業教育に對して至大な影響を及ぼしたことは言ふ迄もなく本教育を考察するに第一に留意すべきことである。

明治十九年三月一日に「帝國大學令」が發布せられ翌月更に「師範學校令」、「小學校令」、「中學校令」及び「諸學

校通則」が發布せられた。通常之を總稱して學校令と云つてゐる。學校令の發布と共に諸學校は小學校を基本として秩序整然たる系統を爲すに至つた。其規定によれば小學校、中學校、師範學校は何れも尋常、高等の二級に分れ、高等小學校の卒業生は尋常師範學校に高等中學校の卒業生は更に帝國大學に進學し得るものとし、又高等小學校卒業生は尋常師範學校に尋常師範學校の卒業生は高等師範學校に入學し得る者とした。即ち小學校より高等教育に進む直系と師範學校に進む傍系との二大系統が極めて明かになつた。

加之諸學校令に聯關して教員免許規則、教科用圖書檢定規定、教科用供給方法、尋常師範學校設備準則、諸學科及程度に關する規則等あらゆる教育上の法令に大改正が行はれたので、我國の教育制度はこゝに全く面目を一新するに至つた。

我國の教育制度は外國の制度を直譯的に模倣せる學制に依つて全國劃一制に端を發し、教育令によつて我が國情に適應すべく試練を積み、此處に漸く國運の進展と相俟つて新制度を確立すべき時期に達したのである。學校令の公布は明治以後の教育制度史上に一新紀元を劃するもので、爾後幾度か法令の改廢が行はれたが、現今の法令は何れも明治十九年の學校令を基礎として發達したものである。

明治十九年の諸學校令に於ては專門學校令及實業學校令の公布を見なかつた、而し專門教育に關しては中學校令第三條に於て高等中學校の分科規定を確立し、更に二十七年高等學校令の公布に依つて愈々制度が確立したのである。

實業教育に關しては明治三十二年實業學校令の制度まで統一的規定を缺いて居る。實業補習學校及徒弟學校に關しては小學校令に於て明示せらる。尙ほ高等小學校に於ては農科、工科、商科の專修科を置く事を得しめ、中學校令に於て第十二條により農業、工業、商業の專修科を置く事を得しめ、且實科を設くる事を得しめた。文部省令を以て二十六年實業補習學校規程、二十七年徒弟學校規程を定めた。二十七年實業補習教育國庫補助法及簡易農學校規定を定

めた。後者は實業教育費國庫補助法の制定により同法の補助を受くる爲に制定されしものと思はれる。實業補習學校に就ては、二十六年の訓令第十二號に於て、徒弟學校規程及簡易農學校規程に就ては同規程に附加され省令說明に於て詳細に說明してある。

又教育行政組織を見るに文部省は明治三十年教育專門學務局を高等學務局とし、新に實業教育局、圖書局を置いた同三十一年に高等學務局を舊名に復し、實業教育局及圖書局を廢止したが、同三十三年實業學務局を再興した。

教育行政に於て斯る事實あるは實業教育に限り教育制度と統一した規程を缺いた事實と共に、政府も社會も共に實業教育に對し一貫した意見がなくその見解が常に動搖しつゝあつたものと認むべきが至當であらう。

第二節　實業教育に關する法令

本期に於ける實業教育は前節に略說した通りで、明治十九年の諸學校令に於ては實業學校令の公布を見ない、而して實業教育に關しては實業學校令の制定迄は統一的規定を缺いて居たことは既に述べたところである、其間實業教育に關する規定は、小學校令、中學校令等の中に見出される。

明治二十七年文部省令を以て尋常中學校實科規程、實業補習學校規定、徒弟學校規程及簡易農學校規程等下級實業教育に關する諸規程が定められた事は注目すべき事項である。その中實業教育に關する法令として重要なる意義を有すと認むるものは左に摘錄する事とする。

更に二十七年には實業教育費國庫補助法及び實業教育費國庫補助法施行規則及工業教員養成規程が定められた。實業教育國庫補助法の發布は本期に於ける最も注目すべき現象である。

一、實業補習學校規程

實業補習學校規程　（明治二十六年十一月二十日文部省令第十六號）

第一條　實業補習學校ハ諸般ノ實業ニ從事シ又ハ從事セントスル兒童ニ、小學校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ、其職業ニ要スル知識技能ヲ授クル所トス

第二條　實業補習學校入學者ノ學力程度ハ尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ、但尋常小學校卒業ノ者ニアラサルモ、學齡ノ過キタル者ニ限リ實業補習學校ノ教科ノ全部又ハ一部ノ教授ヲ受クル爲ニ特ニ學校長ノ許可ヲ得テ入學スルコトヲ得

實業補習學校ニ於テハ男女ヲ混同スルコトヲ得ス

第三條　實業補習學校ハ尋常小學校又ハ高等小學校ニ附設スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テ其小學校ノ教授ヲ妨ケサル限リ校舍及備品、器具ヲ使用セシムルコトヲ得

第四條　實業補習學校ノ教科目ハ修身、讀書、習字、算術及實業ニ關スル科目トス、但修身ハ讀書ニ附帶シテ教授スルコトヲ得

第五條　實業補習學校ノ實業ニ關スル教科目ハ左ニ揭クル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

一、工業地方ニ於テハ圖畫、模型、幾何、物理、化學、重學、工藝、意匠、手工ノ類

二、商業地方ニ於テハ商業書信、商業算術商品、商業地理、簿記、商業ニ關スル習慣及法令ノ大略、商業經濟、外國語ノ類

三、農業地方ニ於テハ或ハ農業大意或ハ耕耘、害虫、肥料、土壤、排水、灌漑、農具、樹藝、家畜、養蠶、

森林、農業帳簿丈量ノ類

前項ノ外水產、機織、刺繍其ノ他或職業ノ爲ニ便宜其ノ教科目ヲ定ムルコトヲ得

第六條　讀書、習字、算術ノ各教科目ハ其學校ニ於テ授クル所ノ程度以上ノ學力ヲ有スル生徒ニ對シ之ヲ課セサルコトヲ得

實業ニ關スル教科目ハ生徒各自ノ志望ニヨリ一科目若ハ數科目ヲ選擇專修セシムルコトヲ得

第七條　實業補習學校ニ於ケル授業ハ總テ實業ニ適切ニシテ應用ニ便ナラシメンコトヲ要ス

第八條　實業補習學校ノ修業年限ハ三ケ年以內トス

第九條　實業補習學校ハ日曜日又ハ夜間タリトモ便宜教授時間ヲ設クルコトヲ得

第十條　實業補習學校ハ土地ノ狀況ニ應シ季節ヲ限リ教授スルコトヲ得

第十一條　實業補習學校ノ教員ハ小學校教員又ハ其資格アル者又ハ相等ノ普通教育ヲ受ケ實業ノ知識又ハ經驗ヲ有シ地方長官ノ許可ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツヘシ

第十二條　實業補習學校ノ教科目修業年限教授ノ時間及季節ヲ定ムルニハ市町村立ニ係ルモノハ市參事會町村長（又ハ之ニ準スヘキ者）ニ於テ私立ニ係ルモノハ設立ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第十三條　市町村立實業學校ニ於テハ實業又ハ教育ニ經驗アル者及其學校ノ設立維持ニ功勞アル者ヲ以テ商議員トシ其學校ニ關スル事件ヲ商議セシムルコトヲ得

第十四條　市町村實業補習學校ニ於テ授業料ヲ徵收スルト否トハ市町村ノ便宜タルヘシ

實業補習學校教科用圖書ニ關スル件　省令第四號　（明治二十七年二月二十一日）

一、實業補習學校ニ於テ教科用圖書ニ用フル場合ニハ普通教科目ニ係ルモノハ小學校用又ハ特ニ實業補習學校用トシテ文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノタルヘシ

其他實業教科目ニ係ルモノハ檢定ヲ經ルノ限ニ在ラス

二、前項特ニ實業補習學校用トシテ檢定ヲ經ヘキ圖書ニ關シテハ明治二十年文部省令第二號教科圖書檢定規則ヲ準用ス

三、實業補習學校ノ教科用圖書ハ府縣ニ於ケル審査採定ヲ要セス

二、徒弟學校規定

從來職工養成の方法としては唯年期徒弟の道のみであつた、經濟的職工養成法として強ち排斥すべきものではないが、其養成法たるや秩序的教育に出らず、多くは唯親方に使役せらるゝ傍ら所謂見眞似に知得するものであつて業務上必須の知識を修得することが困難である。此故に幼工にも組織ある教育を施さんとするの機運に至り職工を養成するの計畫を必要とするに至つたのである。此の機關に徒弟學校及び實業補習學校の二あり、就中徒弟制度の衰頽に從ひ、之に代つて徒弟を養成し、又假令徒弟制度の存續する工業界に於ても更に優良なる職工を得んがため明治二十七年徒弟學校規程が制定せられた。

徒弟學校規程　（明治二十七年七月二十五日文部省令第二十號）

第一條　徒弟學校ハ職工タルニ必要ナル教育ヲ授クル所トス

第二條　徒弟學校入學者ノ資格ハ年齡十二年以上及尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ但尋常小學校卒業ノ者

ニアラサルモ特ニ學校長ノ許可ヲ得テ入學スルコトヲ得

○徒弟學校ニ於テハ男女ヲ混同スルコトヲ得ス

第三條　徒弟學校ハ尋常小學校又ハ高等小學校ニ附設スルコトヲ得此ノ場合ニ於テソノ小學校ノ教授ヲ妨ケサル限ハ校舍及備品器具ヲ使用セシムルコトヲ得

第四條　徒弟學校ノ教科目ハ修身、算術、幾何、物理、化學、圖畫及職業ニ直接ノ關係アル諸教科目並實習トス前項ノ教科目ハ修身ヲ除ク外學校長ニ於テ便宜取捨選擇シ又ハ隨意科トスルコトヲ得但實習ハ設備上又ハソノ他ノ關係ニヨリ學校ニ於テ教授スルニ不便ナル職業ニ限リ之ヲ缺クコトヲ得

第五條　徒弟學校ニ於ケル教科ハ一種又ハ數種ノ職業ニ就テ之ヲ定メ若クハ數種ノ職業ニ共通シテ之ヲ定ムヘシ

第六條　尋常小學校ヲ卒業セシテ入學ノ許可ヲ得タル者ニハ本科ノ外讀書習字ヲ課スヘシ又作文ヲ加フルコトヲ得

第七條　徒弟學校ノ修業年限ハ六ケ月以上四ケ年以下トス

第八條　徒弟學校ハ日曜日又ハ夜間タリトモ便宜教授時間ヲ設クルコトヲ得

第九條　徒弟學校ハ土地ノ狀況ニ應シ季節ヲ限リ教授スルコトヲ得

第十條　徒弟學校ノ教員ハ文部大臣ニ於テ工業教員タルニ適當ナリト認ムル者又ハ小學校教員ノ資格アル者又ハ相當ノ普通教育ヲ受ケ職業上ノ知識又ハ經驗ヲ有シ地方長官ノ許可ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツヘシ

第十一條　徒弟學校ニ於テ教科用圖書ヲ用フル場合ニハ修身、讀書、習字ニ係ルモノハ尋常小學校、高等小學校補習科又ハ實業補習學校用トシテ文部大臣ノ檢定ヲ經ルノ限ニアラス

徒弟學校用ノ圖書ハ府縣ニ於テ審査採定ヲ要セス各學校長ニ於テ定ムヘシ

第十二條　徒弟學校ノ教科目修業年限教授時間及季節ヲ定ムルニハ市町村立ニ係ルモノハ市、參事會町村長（又ハ之ニ準スヘキ者）ニ於テ私立ニ係ルモノハ設立者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第十三條　市町村立徒弟學校ニ於テハ實業又ハ教育ニ經驗アル者及ソノ學校設立維持ニ功勞アル者ヲ以テ商議員トシ其學校ニ關スル事件ヲ商議セシムルコトヲ得

第十四條　市町立徒弟學校ニ於テ授業料ヲ徵收スルト否トハ市町村ノ便宜タルヘシ

第十五條　女子ニ刺繍及其他ノ職業ヲ授クル爲メニ設クル所ノ女子職業學校ニシテコノ規程ニ依ルモノハ徒弟學校ノ種類トス

省令說明

一、徒弟學校ヲ卒業シタル者ハ一ノ職業タルニ闕ク所ナカランコトヲ期ス故ニ徒弟學校ハ職工タルニ必要ナル教科ヲ授クル所トス蓋シ小學教育ヲ補習セシメ且實業ノ思想ヲ與ヘ又ハ準備ノ實業教育ヲ授クルハ實業補習學校ノ任務ニシテ徒弟學校ハ之ニ反シ職業教科ヲ授クルヲ以テ主トスルモノナレハナリ

一、尋常學校ヲ卒業セサル者及自己ノ志望ニ依ル者ヲ除ク外徒弟學校ノ教科ニ普通教育ヲ復習セシメ又ハ教授セルモノハ一家生計ノ負擔ニ急ナル多數ノ少年ノ爲ニ便ヲ圖ルナリ此亦實業補習學校ト徒弟學校トノ異ナル所トス

一、貧人ノ子弟小學ニ入ルコト能ハスシテ賃工トナリ勞働ニ從事スルモノノ爲ニ夜學又ハ他ノ慈惠ノ方法ヲ設ケテ普通教育ヲ授クルハ徒弟學校規程ノ干涉スル所ニ非ス

一、年齡ヲ十二年以上ニ限リタルハ十二年ニ達セサルノ幼者ハ徒弟學校ノ教科ニ堪ヘサレハナリ

一、實習ヲ課スル標準ハ今日ノ現況ニ照シ最適切ナル方法ヲ求メタル結果ニ外ナラス蓋シ學校ニ於テ充分ナル

實習ヲナサントスル時ハ設備ノ要スル所ハ地方ノ負擔ニ堪ヘサルモノ少カラサルヘク又或ル工業ノ種類ニ依リ職工ノ伴侶ニ入リ勞働スルノ習慣ハ必シモ之ヲ學校ニ移スノ必要ナカルヘク而シテ生徒ニシテ工場ニ於テ現業ノ解釋又ハ基礎タルヘキ學科ヲ學フヲ以テ便トスルモ蓋シソノ多キニ居ラン故ニ省令ハ設備及事情ノ許ス限リ實習ヲ課セシメ又便否ヲ斟酌シ之ヲ課セサルコトヲ認メタリ

一、徒弟學校ニ普通科ヲ授ケス而シテ獨リ修身ヲ必修科トスルモノハ凡百ノ少年教育ハ總テ修身ヲ本トスレハナリ但シ徒弟學校ニ於ケル修身科ハソノ多キヲ要セス（一週一時ヲ以テ足レリトス）又必シモ教科書ヲ用キルヲ要セサルヘシ

府縣ニ於ケル徒弟學校ノ設置方　（明治二十八年十二月勅令第百六十六號）

徒弟學校ハ明治二十三年勅令第二百十五號小學校令第三十八條ニ依ルノ外府縣郡（郡制ヲ施行セル郡ヲ除ク）ニ於テモ之ヲ設置スルコトヲ得

前項徒弟學校ノ設置廢止ハ其府縣立ニ係ルモノハ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ府縣立ニ係ルモノハ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

徒弟學校規程改正　（明治二十九年文部省令第一號）

明治二十七年文部省令第二十號徒弟學校規程中左ノ通改正ス

一、第四條第二項中學校長ニ於テノ六字ヲ削除ス

一、第十二條ヲ左ノ如ク改ム

第十二條　徒弟學校ノ教科目修業年限教授時間及季節ヲ定ムルニハ府縣立ニ係ルモノハ地方長官ニ於テ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ郡立ニ係ルモノハ郡長ニ於テ市町村立ニ係ルモノハ市參事會町村長（又ハ之ニ準スヘキ者）ニ於テ私立ニ係ルモノハ設立者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

一、第十三條ノ「市町村立徒弟學校」ノ上ニ「府縣郡」ノ三字ヲ加フ

一、第十四條ノ左ノ如ク改ム

第十四條　府縣郡市町村立徒弟學校ニ於テ授業料ヲ徴スルト否トハ府縣郡市町村ノ便宜タルヘシ

徒弟學校は小學校の種類として小學校令中に規定せられ而して其の設立は市町村立或は私立に限られて居る勅令たる小學校令を變更する爲に本令は勅令を以て規定したのである。徒弟學校は省令說明にもある通り實業補習學校とは其本質を異にし直接に職業に必要なる科目を教授するを本旨とするものである。從つて乙種程度の工業學校に相當するものある譯で其の內容組織の點に於て府縣郡立を認むることを適當としたのが本令制定の理由と思考する。尙府縣立の實業補習學校に付ては三十二年の實業學校令に於ても制限的の規定を揭げ大正九年の改正に於て此制限を撤した。

第二章　實業教育國庫補助法

我が國の實業教育が最も劃期的なる發達をなし且つ其將來の振興發展上重大なる影響を與へたものは實に此の實業教育費國庫補助法の制定である。

既に叙述せし如く明治初年に於ける我が國の實業教育はまづ高等教育が起りて中等程度の教育は甚だ後れて發達してゐる。蓋し新しき智識技能を有する高級人材を必要とし之が養成を先決問題とせる當時の國情に於て已むを得ないものがあつたに相違ない。而し産業の發展と國家の富源を涵養するためには實業上の智能を一般に普及せしむる事の緊要なるを認め、政府は曩に農學校通則、商業學校通則等を發布して頻に實業學校の發達に努めたが當時の地方の財政は甚だしく逼迫して居つた爲め、其豫期する様な効果を擧ぐる事が出來なかつた。而かも一面には明治二十年頃より日清戰爭前後にかけて我國の産業殊に工業、商業方面に於て異狀なる發展を遂げ産業革命的進行の道程にあつた。故に一般に特殊の科學的知識の必要とすること切なるものがあつたのである。然るに上述の如く我が國の低度の實業教育は極めて不振であつたので、井上毅子が文部大臣となるや、最も實業教育の振興に力を致し、これが實現を期するには國費の補助を以てして地方實業教育機關の普及徹底を圖らねばならぬとなし、萬難を排して此の法案の出現に力めたのである。此の法案は明治二十六年第五議會に提出されたが議會解散のため通過を見ず翌二十七年の第六議會に再提出されて其の協賛を得た。同年六月二十二日法律第二十二條を以て公布されたのである。

本法案の制定後各種實業學校は勃然として飛躍的發達をなし全國各地に年々其の數を增するに至つた。我國實業教育今日の盛況は實に此の法案が其の基礎を爲したものであると云つてよい。左に摘錄して參考に供する。

實業教育費國庫補助法　（明治二十七年二十二日法律第二十一號）

第一條　實業教育ヲ奬勵スル爲ニ國倉ハ毎年度金十五萬圓ヲ支出シテ費用ヲ補助スヘシ

第二條　公立ノ工業農業商業學校及實業補習學校ニシテ實業ノ教育ニ効益アリト認ムルトキハ文部大臣ハ其ノ學校ニ補助金ヲ交附スヘシ

地方長官ノ認可ヲ經タル農工商組合ニ於テ設立シタル實業學校ハ文部大臣ノ認可ニ依リ前項ニ準スルコトヲ得ル

第三條　各學校ニ交附スル補助金ハ其ノ設立者ノ負擔額ト同額以內ニ限ル

第四條　補助ヲ受クヘキ學校ハ文部大臣ノ認可シタル學則ニ依リ及同大臣ノ定ムル必要ノ條件ヲ充タスモノニ限ル

第五條　此ノ法律ニ依リ補助ヲ受クル學校ノ設立者ハ補助年期間其ノ學校經費ヲ支出スルノ義務アルモノトス

第六條　各學校ニ補助金ヲ交附スルニハ五ケ年ヲ以テ一期トス滿期ノ後必要ニ依リ仍之ヲ繼續スルコトヲ得但シ文部大臣ニ於テ管理不適當ナリト認メタルトキ又第四條其ノ他文部大臣ノ定ムル所ノ規則ニ違背シタルトキ又ハ第五條ノ義務ヲ盡スコト能ハサルトキハ補助年期間ト雖補助ヲ廢止若クハ停止スルコトヲ得

第七條　第二條ニ揭クル學校ノ教員ヲ養成スルノ必要アルトキハ文部大臣ハ第一條ニ揭クル金額ヨリ十分ノ一以內ヲ支出シ其ノ費用ニ充ツルコトヲ得

第八條　此ノ法律施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附　則

第九條　此ノ法律ハ明治二十七年九月一日ヨリ施行ス

實業教育費國庫補助法施行規則　（明治二十七年六月二十日文部省令第十四號）

第一條　實業教育費國庫補助法ニ依リ補助ヲ受ケントスルトキハ府縣會ノ議決ヲ經地方長官ニ於テ其ノ他ノ學校ニ在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

一、學校ノ名稱位置

二、學則（入校ノ程度、學科課程、教授日數、教科書ヲ用ヰルトキハ其ノ書名）
三、設備（學舍、校地、校具）
四、生徒定員及職員
五、職員履歴書
六、經費豫算ノ細目並學校ノ諸收入
七、學校設立以來ノ沿革及既往三ケ年ノ收支計算
八、農工商組合ニ係ルモノハ組合規約及其ノ沿革

新ニ學校ヲ設立セントスル場合ニ於テ未タ職員ヲ定メサル者ハ其ノ履歷書ヲ具スルヲ要セス

設備ハ其ノ豫定書ニ附スヘシ

第二條　補助ヲ受クル學校ハ左ノ條件ニ依ル

一、明治二十三年十月三十日勅語ノ趣旨ニ基キ教育ノ精神ヲ誤ラサルコト
二、修業年限ハ二ケ年以上タルコト
三、工業農業商業學校ノ毎週教授時間ハ二十七時以上簡易農學校徒弟學校實業補習學校ノ毎週教授時間ハ十二時以上タルコト
四、工業農業商業學校ノ入學者ノ資格ハ尋常中學校第二年級卒業又ハ修業年限四ケ年ノ高等小學校卒業以上ニ於テ簡易農學校簡易商業學校徒弟學校實業補習學校ハ尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムルコト
五、工業農業商業學校ハ生徒百名以上、徒弟學校及實業補習學校ハ五十名以上ヲ教授シ得ヘキ設備ヲ爲スコト
六、授業料ヲ徵收スル場合ニ於テ其ノ額及徵收方法ハ文部大臣ノ認可ヲ受クルコト

第三條　補助ヲ受クル學校ノ經費豫算ハ毎會計年度前三十日ヲ限リ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ其ノ功程及收支計算ハ毎會計年度經過後六十日以內ニ文部大臣ニ報告スヘシ

第四條　各學校ニ交附スル補助金ハ毎會計年度豫算ヨリ其ノ學校ノ授業料及雜收入ヲ支辨スルコトヲ得ル金額ヲ控除シタル經費ノ半額以內トス但學校ノ基本財產ヨリ生スル收入ハ控除スルニ限ラス

第五條　監督官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ吏員ニ提出スヘキ文書ハ凡テ地方長官ヲ經由スヘシ

第一條ノ申請書ヲ進達スル場合ニ於テ地方長官ハ精査ノ上詳細ナル意見ヲ附シ併セテ其ノ地方實況ヲ具申スヘシ

法律第十八號　（明治三十一年六月二十四日）

明治二十七年法律第二十一號實業教育費國庫補助法中左ノ通改正ス

第一條中「十五萬圓」ヲ「二十五萬圓」ニ改ム

第二條一項中「商業」ノ下ニ「商船」ノ二字ヲ加ヘ同條第二項中「地方」ヲ「監督」ニ改ム

附　則

此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行

法律第一號

實業教育費國庫補助法中左ノ通改正ス

第一條　實業教育ヲ奬勵スル爲國庫ハ毎年豫算ヲ以テ定ムル所ノ金額ヲ支出ス

附　則

本法ハ明治三十四年四月一ヨリ之ヲ施行ス

法律第三十一號

實業教育費國庫補助法中左ノ通改正ス

第六條ノ二　主務大臣ハ第二條ニ規定スルモノノ外第一條ノ全額ノ範圍內ニ於テ北海道府縣ニ對シ實業補習教育奬勵ニ必要ナル補助金ヲ交附スルコトヲ得

第七條中「第二條」ヲ「第二條及前條」ニ「八分ノ一以內」ヲ「一部」ニ改ム

尙ほ本法令に附帶して發布された工業教員養成規程並に簡易農學校規程を左に採錄する。

工業教員養成規程　（明治二十七年六月十四日文部省令第十二號）

工業教員養成規程

第一條　實業教育費國庫補助法第七條ニ基キ徒弟學校及工業補習學校教員ヲ養成スル爲ニ工業教員養成所ヲ置ク工業教員養成所ハ東京工業學校長ヲシテ之ヲ管理セシム

第二條　工業教員養成所ニ本科及速成科ヲ置キ本科生徒ノ定員ハ百名トシ速成科生徒ノ定員ハ四十名トス

第三條　本所生徒ニハ學資ヲ補給ス

第四條　本科ノ修業年限ハ二ケ年トス但學校長ノ意見ニ依リ仍一ケ年間補習セシムルコトヲ得、速成科ノ修業年限ハ一ケ年トス

第二條　本科ニ入ルベキ生徒ハ年齡十七年以上ノ男子ニシテ尋常中學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノタルヘシ入學生ノ一部ハ地方長官ヲシテ之ヲ薦擧セシメ他ノ一部ハ競爭試驗ニ依ル

速成科ニ入ルヘキ生徒ノ資格ハ文部大臣ノ化學、博物ノ大要、耕種、園藝、肥料、土壤、排水、灌漑、害蟲養畜、農產製造、氣象、農業工事、農業經濟ノ類トシ、地方ノ情況ニ依リ斟酌シ又ハ併合シテ教授スルヲ要ス、又水產、森林、養蠶、獸醫ノ科目ヲ加フルコトヲ得

第三條　簡易農學校ハ農隙又ハ其ノ他便宜ノ時期ヲ選ミ之ヲ開設スルコトヲ得

地方ノ狀況ヨリ必要ノ各地ニ分教場ヲ設置シ巡回教授スルコトヲ得

第四條　簡易農學校ニ入學スル生徒ハ年齡十四年以上トス

第五條　簡易農學校ニ於テハ農業者又ハ農事ニ篤志ナル者ヲ以テ商議員トナシ其ノ學校ニ關スル事件ヲ商議セシムルコトヲ得

第六條　簡易農學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルト否トハ各地方ノ便宜タルヘシ

第七條　水產、養蠶、獸醫ヲ專修スル簡易學校ハ此ノ規程ニ準スヘシ

省令說明

許可ヲ經テ東京工業學校長之ヲ定ム

第六條　本科生徒ハ卒業ノ日ヨリ六ケ年間文部大臣ノ指定スル學校教員ノ職ニ從事スヘキ義務ヲ有ス、但薦擧シタル地方ニ於テ就職スヘキ學校ナキトキハ文部大臣ニ於テ指定スヘシ

第七條　速成科生徒ハ卒業ノ日ヨリ二ケ年間文部大臣ノ指定スル學校教員ノ職ニ從事スヘキ義務ヲ有ス

第八條　半途退學ノ者ハ卒業後第六條及第七條ニ定ムル義務ヲ盡ササル者ハ補給シタル學費ヲ償還スヘシ、但シ文

部大臣ハ學校長ノ具申ニ依リ事情ヲ酌量シテ其ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ

第九條　本規定ハ明治二十七年九月一日ヨリ施行ス

簡易農學校規程

（明治二十七年七月二十五日文部省令第十九號）
（明治三十二年文部省令第十九號ニヨリ廢止）

第一條　簡易ナル方法ニ依リ農事教育ヲ施サントスル者ハ此規程ニヨルヘシ

第二條　簡易農學校ノ學科ハ、算術、物理

一、簡易農學校ハ地方經濟ヲ以テ一所又ハ數所ヲ一府縣內ニ置キ又ハ郡或ハ町村組合ノ支費ヲ區域ヲ限リ之ヲ置クモ倶ニ其ノ便宜ニ任ス、而シテ其ノ設備ノ大小ニ從ヒ學科程度ニ高低ノ差アリ學年ニ長短ノ別アルコトヲ妨ケサルヘシ

一、簡易農學校ノ目的ハ農家ヲシテ從來演習セル耕種ノ外ニ科學的進歩ノ利益ヲ知ラシムルニ在リ、故ニ務メテ農家子弟ノ爲ニ入リ易キノ門ヲ開キ普通學校ニ於ケル一定ノ規則ヲ以テ檢束スルノ例ニ倣ハサルヘシ、其ノ授業ハ成ルヘク平易卑近ナル言語ニ由リ學術講義ヨリモ寧ロ談話ノ體ヲ用ウヘク其ノ學科ハ併合簡括ナルヲ要シ分科ノ多キヲ要セス、其ノ授業時間ハ或ハ夜間ニ之ヲ開クカ如キ務メテ農家ノ生計ヲ妨ケサル事ニ注意スヘシ

一、現ニ各地方ニ於テ設置スル農事講習所農談會ノ如キハ此レ亦農事進歩ノ上ニ於テ重要ナル機關ニシテ農學校ト相依リ相助クヘキモノタリ、今此ノ規程ニヨリテ之ヲ農學校ノ組織トナスノ必要アルコトナシ、何トナレハ彼此各々地方ノ情況ニ適スル者アルヘク其効用ニ於テ亦一ツ取リテ他ヲ廢スヘキニアラサレハナリ

第三章　實業教育機關

本期に於ける實業學校の系統を表示すれば次の通りである。

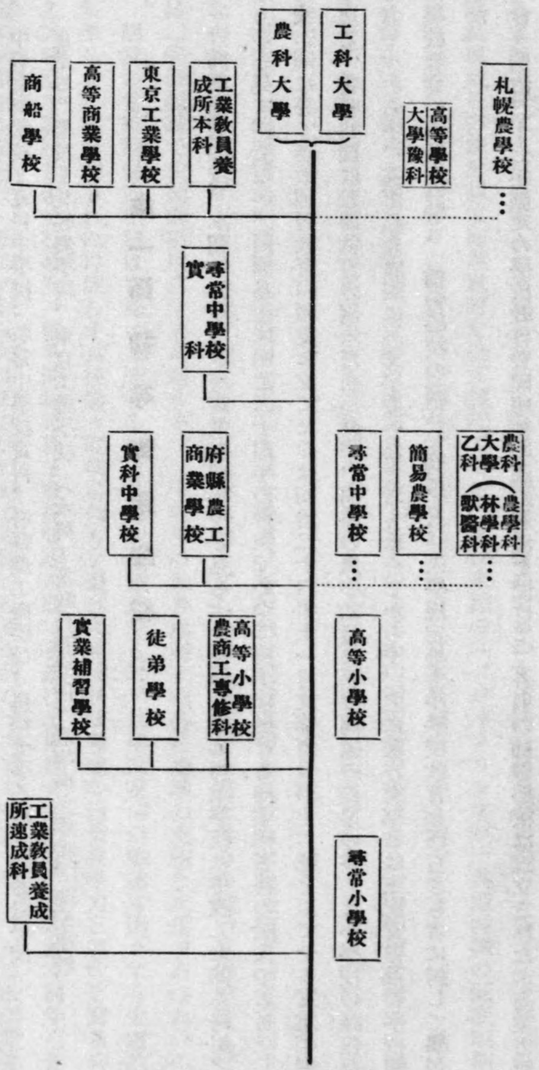

更に之を初等、中學、專門の三階級に分類すれば次の通りである。

初等實業學校＝高等小學校農工商專修科、徒弟學校、實業補習學校
中等實業學校＝實科中學校、尋常中學校實科、府縣農工商學校、農科大學乙科、簡易農學校
實業專門學校＝札幌農學校、東京工業學校、（本科工業教員養成所）高等商業學校、商船學校

第一節　初等實業學校

一、商業補習學校、本期に於ける本府商業補習學校と見るべきものは京都商業學校に併設した簡易科が之に該當するものと見て差支ない。同簡易科は明治二十四年の併設であつて府下に於ける商業補習科の嚆矢である。

我が國に於て商業補習教育の制度を立てたのは明治二十六年十一月文部省令第十六號を以てせる實業補習學校規程である。當時我國は義務教育の制未だ布かれず、向學の風亦幼稚にして商家の徒弟の多くは小學校の課程を修了せざる者も少からず、甚だしきは眼に一文字さへなき者も珍らしからず、之に顧み文部省は上記實業補習學校規程を制定し學校教育の普及を計り、補習學校の設立を簡にし、入學規定等も小學校教育を終らざる者に對して學習の便を開いた。

會々明治二十七年制定の學校教育費國庫補助法の刺激を受けて、各種の補習學校は設立されたが商業方面にありては其性質上都邑の地にてすべく、其設立比較的容易なれ共商店商社は店員の通學を喜ばざる傾向ありて豫想の如く補習教育機關の設立を見なかつた。

京都商業學校簡易科の狀況

明治二十四年四月京都府立京都商業學校内に簡易科なるものが附設せられた。京都商業學校は明治十九年の設立にして創立の當初より生徒數甚だ僅小で校運振はず常に府會に兎角の問題を起した。當時の生徒數は本科八十四名、内市内六十三名、之に豫科補習科を合せて漸く百三十五名に達する貧弱さであつた。

當時學校の維持繼續を圖るには生徒數を增加することが何よりも急務であつた。明治二十四年大津商業より着任せる大坪校長は之が方策として簡易科なるものを特設したのであつた。該科は尋常小學校（四ヶ年）卒業者に二ヶ年間簡易速成の方法を以て商業教育を施す課程である。之は米國の「ビジネスカレツジ」其他同國の低度短期の商業教育に倣つたもので洋行歸りの新進校長に依つて仕組まれたもので日本最初のものと云つてよろしい。

即ち商業使用人養成を標榜し實際の商業界にありて人の上にたつ指揮者の數よりも人の指圖を受けて働く人が多數を要するとの趣旨に出でたものである。教授方法も成るべく、實際社會に接近せしむることを目的としたものであつた。

明治二十四年簡易商業科に入學した生徒は三十幾名、年度内は隨時入學を許可したため結局同年度四十九名の生徒を得たが同二十六年三月第一回卒業生として社會に送りだしたのは僅に十一名と云ふ心細い狀態である。當時簡易科は二學級組織で生徒總數は六十名に達せず、二十七年の如きは四十七名に漸減した樣な次第であつた。

創設の當時簡易商業科は實際に適切のものとして大に歡迎せられ、且學校當局の勸誘に因りて有力者の子弟が多く入學し大に望を囑されたに係らず其後追々衰微に傾くを憂ひ大坪校長は考慮の結果井手力之助氏を簡易科主任となし之が刷進と發展を盡せしめた。即ち同科に係る教授管理の總てを擧げて擔當せしめた。茲に於て同年三月愈々簡易商業科の擴張に着手し、教則の改正等を行ひ或は職員組織の變更を行ひて内容の充實を期し、或は改善策につき意見を求むる等あらゆる發展策を講じて商業教育の趣旨普及に力め、入學勸誘に努めた結果四月入學志願一百名を得て一同

歡喜したのであつた。而して設備の不足等に制せられ漸く七十三名の入學を許可し、生徒總數一百名に達した譯である。

茲に於て熱心なる商議員等は大に之に同情し直に校舍增築の議を起し、府會は追加豫算の形式を以て且つ原案の費額を增して之を可決し、堀川警察署を移轉せしめ、其跡地に一百四十二坪の敎室を增築したのである。

二十九年三月更に學則を改正して實際向の敎科を增加し學級擔任の法を採り一人の敎員にて自己擔當學級の全普通科の敎授に當り、實業學科並に特殊の性質ある學科の敎授を專門科敎員の擔當とした、尙ほ小學校より普通科の敎授に經驗ある敎員數名を任用し管理、訓育に意を用ひ幼年生徒に對して大に懇切ならしむることに力めた。遂に入學志望者の數は大に增加し明治三十年四月入學を許可せしもの百六十二名の多きに達し簡易商業科のみにて生徒二百名を算するに至つた。三十一年四月入學志願者一百七十餘名にして百四十名を選拔入學を許した。

同年京都府會は蛸藥師堀川東の地所六百八十九坪一合六勺並に地上の家屋三百六十四坪一合の購入費壹萬七千二百有餘圓、修理費一千百餘圓を可決更に三十二年十一月、三十一年年度追加豫算を以て蛸藥師の敎室新築費九千有餘圓を決議した。

明治二十四年四月府立京都商業內に特設された簡易商業科は時勢の流れに盛衰迂餘の試練を嘗めつつ十年、茲に商業敎育の殿堂は築かれ隆盛日に增した。學校當事者が熱誠以て畫策經營に當りし功績並に商議員諸氏の功獻等沒す事が出來ない所であるが又一面二十七八年戰爭後の好景氣の襲來と一般民衆の敎育熱の向上の結果とも首肯される。同科は三十三年四月獨立して京都簡易商業學校となり現在京都市立商業實修學校の前身をなす譯である。

二、工業補習學校

本期間中に於ける工業補習學校の設立は府下に於て遺憾ながら皆無の狀態である。

三、農業補習學校

實業補習學校中農業補習學校は其數最も多く明治三十年十二月現在に於ける全國の狀況は左の通りである。

靜岡五、山梨一、北海道三、岩手三、青森二、山形三、秋田一、京都一、兵庫二、滋賀一、富山二、岡山一、廣島五、德島三、香川三、高知一三、大分一、佐賀一、熊本六、宮崎二の合計六二校を數ふに過ぎない。

京都府中郡五箇村立農業補習學校

創立、明治三十年四月三十日。（本校に關する記事は第四編に於て詳記す）

四、高等小學校專修科

高等小學校に於て專修科を附設し實業科目を敎授し得る規程あるも之を實施せるものは極めて少ない。明治三十一年十二月末文部省調査によれば全國に於て五縣下にして僅に十校を數ふるに過ぎない。內京都府に於て三ケ校の設置見るのである。

明治十年南桑田郡篠村小學校專修科

明治十三年船井郡質美村小學校專修科

明治十九年同郡富本村小學校專修科

以上我が京都府に於ける專修科設置の所謂濫觴をなすものである。

次で明治二十六年船井郡新庄補習科、京都市內尙德小學校補習科、二十八年久世郡御牧校補習科、三十二年船井郡川邊校專修科等續出し男女子補習敎の發達の曙光を見るに至つた。

左に當時の一、二校の狀況を記して參考に資することにした。

船井郡富本小學校專修科

創　設　明治十九年

設立の動機。當時小學校卒業後の子女はその大部分は家庭にありて家業に從事し、その一部分は都會地に所謂女中奉公をなしたもので、上級學校に入學する等の事は殆ど皆無である。家庭にある女子と雖、勉學の機會なく亦その道もなく、裁縫手藝の稽古は家庭にて或は寺子屋式私宅教授即ちお針屋にて漸く學び得た譯である。この不便と不幸を救濟すべく其途を開いたのが本科の特設である。

三、當時の學校目

修　身　　當時教授者　學校長　牧山守義氏
裁縫、手藝　　同　教員　藍山はる氏
　　助手　船橋良清氏

四、生徒數　六〇名

五、開設の時期

農繁期六月、夏期八月、長期休業十一月、及日曜、祝祭日を除く他は午前八時始業、午後四時終業の豫定で教授されたのである。

京都市尙德小學校補習科

明治二十七年四月　尙德小學校附設補習科

大正八年四月　尙德女子實業補習學校
昭和五年四月　尙德實務女學校

一、補習科創設の動機

當學區は所謂京都市に於ける舊中京で純京都式舊家多く、家庭職業の主なるものは呉服商及び之に類する職業が大多數を占む、從つて區内子女教育に於ては小學校教育のみにては其程度不充分ではあるが當時の女學校教育は實際生活には縁遠く且つ修業年限の永き關係上餘り歡迎せられず、ために實際生活に即したる女子補習教育の必要が痛感せられてゐた。明治十年八月家庭の主婦としての教養と一は家庭職業上の必要よりして女紅場を設置して小學校講堂の一部を利用して教室に充て裁縫を主として女禮、習字、抹茶、生花を授けて女子補習教育の先鞭けたものである。之れが今日の實務女學校への由來であつて、女子補習科への前身である。

明治二十年七月小學校尋常科、高等科の分離經營せらるゝに及びて尋常科卒業生中進んで高等小學に學ばんとする者は寥々として三分の一に達せず、而も折角入學せし高等科生活も四ケ年の教科を修了するもの極めて稀にして大部分は一年又は二ケ年にして中退せしめ、奉公に出づる者或は別に裁縫屋に通はしむる者等である。されば斯る實狀よりして尋卒後一、二年の教育を最も有効にして且つ適切ならしむべく識者間に考慮研究された結果小學校補習科の設置を見たのである。

二、學校の沿革

明治十年八月小學校附設として女紅場を設立し小學校講堂の一部を利用して教場に充て主として裁縫、女禮、習字抹茶、生華等を授く。

明治十九年官令により廢止となる。

明治二十七年四月補習科として小學校に附設し女子補習教育の再興を見る、主として裁縫、手藝を授くと共に修身國語、算術、其他抹茶、生華の指導を加へ、婦女としての教育に努む。

大正八年四月一日實業補習學校規定に準據し公立となし、尚徳女子實業補習學校と改稱、修業年限三ケ年の課程として補習教育を行ふ。

昭和五年四月尚徳實務女學校と改稱す（修業年限前期二ケ年後期二ケ年）。修身、國語、數學、家事、理科、音樂、體操、裁縫及手藝、商業を課し、一週教授時數三十二時なり。

三、補習科當時の教科目

修身、讀書、作文、習字、算術、體操（男子）、地理（男子）、歴史（男子）、裁縫（女子）

明治二十八年七月より商業實習、帳簿整理方練習のため該科生徒をして校内一般學用品を販賣せしむ。

四、當時の生徒數

	男子		女子	
明治二十七年	入學數	九人		十一人
同 二十八年	入學數	一五		二三
同 二十九年	同	一二		二四
同 三十年	同	一〇		一五

實施後に於ける該科は員數の增加と共に漸次隆昌の勢を示し初期の希望を充たしむる緒に付いたのてある。

第二節 中等實業學校

一、農業教育

京都府立京都農林學校

明治二十八年三月　京都府簡易農學校
同　三十一年三月　京都府農學校
同　三十四年　京都府立農學校
同　三十七年二月　京都府立農林學校
大正十二年四月　京都府立京都農林學校

創設の動機。明治二十三年頃時の京都府知事北垣國造氏は大いに勸農に力を致し農商務省の甲部巡回教師澤野淳青山元兩氏を聘し府下各郡を巡回講話に當らしめ、又東京農科大學古在由直、横井時敬兩氏の講演を乞ふ等農業學理の普及に力むる所があつた。又明治二十五年時の京都府知事千田貞曉氏亦勸業勸農に盡力し、其の四月京都府に於て農業巡回教師を常置し、農學士佐々木善次郎氏を以て之に任じ京都府農會中央試驗場をも統轄せしめた。同年九月京都府廳に府下各郡農會長會議を開催し、古莊、長岡、佐藤三農學士の講演を聽きて啓蒙さるる所尠からず、郡農會長會の決議を以て農事講習所の設立を知事に要望し、知事は同年府會に提案し其協贊を得翌二十六年四月より府下農事講習所の開設を見るに至つた。之れ實に現在京都府立京都農林學校の前身四十年前の姿である。

明治二十六年四月農事巡回教師佐々木農學士は山陽支場長に轉じ後任佐藤代吉（後義長と改名）氏の着任を見た而して開設せられた農事講習所は管内を十二區劃となし、各十三日間宛の講習をなした。されどこの施設では農業の學理普及の目的を達するには餘りに適當ならざるを感じ、九月開催の各郡農會長會は之が改善の策を畫した。即ち農事

講習を二期に分ち、第一期講習所は府下十八郡毎に一ヶ所之を開き、十三日乃至十五日間の講習期間と定め、第二期講習所は之を山城、丹波、丹後の各一ヶ所に設け、講習期間を各三十日と定めた。斯くの如くして一面に簡易なる學理の普及を計り、一面稍々高尚なる學理と技能の徹底を計り、交互相俟ちて其實績を擧げん事を知事に廻議した。知事は翌二十七年度京都府會郡部會に提案協賛を得て是を實施するに至つた。

此の第一期講習は回を重ぬること二回、その受講者一千三百餘名に達せるを以て其第一講習終了者を明治二十八年二月十五日より三十日間京都市外愛宕郡大宮村字紫竹大門大德寺境内德禪寺に於て第二期講習を行つた。學科は化學農業經濟、家畜、園藝、肥料、氣象、重要作物、農用土木の八科にして講習修了證を受けしもの百三十五名であつた。

されど此等講習所は短期間なるを以て農業學理普及の速成には適するも未だ充分にその學理と實際に就き實力家を養成するに足らず、茲に簡易農學校の設立の計劃を見るに至つた。

二、本校の沿革

京都簡易農學校は明治二十八年三月文部省の認可を得花々しく開校された。京都府告示第五十三號を以て同校規則は發布された其の主要なる條項左の如くである。

第一條　本校ハ簡易ナル方法ニヨリ農事教育ヲ施ス所トス

第二條　本校ノ修業年限ハ二ケ年トス

第三條　生徒ノ定員ハ百名トス

第四條　本校ハ巡回教授ノ方法ニヨリ當業者ニ農事上必須ノ講話ヲナサンカ爲毎年度便宜ノ地ヲ選ヒテ分教場ヲ設クルノ外其他ノ農事講習所トス。但其規則ハ別ニ定ム

本校の設立は誠に急進的にして、校地校舍の設定を見る事を得ず、假に愛宕郡大宮村字紫竹大門大德寺構内の一部を借受け校舍に充てられた。即ち同所興臨院に教室、事務所、應接室、小使室を置き、龍源院、大慈院を寄宿舍に充て一般の設備完整に至らざると雖も同年四月二十九日授業を開始した。第一學年生三十八名（内府下在籍者三十七名、管外者一名、平均年齢十七歳）を全部寄宿舍に收容し舍監之を監督の任に當つた。

本校は他府縣の同種學校と其趣を異にし、其設置の經過に於て知らるゝ如く、其の内容恰も農事講習所に類する點多く、其の入學志願者の如き學力程度は尋常小學校卒業程度とせるも年齢十五六年以上四十年迄とし、學科の外、圃場實習、果樹蔬菜の栽培、牛馬羊豚及蜜蜂の飼育、養蠶、農産製造、農家經濟等の各學科を課し、學理と技術と相半し、在學中は總て寄宿舍に收容したのである。食事其他の費用一ヶ月四、五圓を要するも入舍生に對しては一ヶ月二圓宛學校より補助し、其の自宅よりの送金は毎月二、三圓に止めしめた。初代校長は多年本校設立に努力する所あつた京都府農事巡回教師佐藤代吉氏が任ぜられた。

明治二十九年四月八日京都府訓令第九號を以て本校規則を政正し、修業年限二ケ年に加ふるに一ヶ年程度の補習科を增設し、且つ從來農學科中養蠶科の設けなかりしを以て、更に同科を加ふることとなつた。此の月第二回生徒の募集の結果當時の假校舍は愈々狹隘を極めた。止むなく葛野郡川岡村本願寺別院内を借り入れ、新入生四十名を收容、教育所に充てられ之を分校と定められた。

同年六月大德寺内に於ける假校舍を全部引揚げ生徒を分校に移し、猶附近に於て三棟の家屋を借入れて校舍及寄宿舍に充當した。而して前年度に於て買收せし葛野郡桂村に於ける敷地に於て四月以來校舍建築の工を起し經營七ヶ月にして工事成り、九月十八日本校を新校舍に移轉した。本校創立以來爰に一ヶ年半居を更ふる事三度、其設備漸く整ひたるを以て十一月一日を以て始めて新築落成式を擧行した。

校舍敷地二千二百五十坪、校舍附屬舍合せて大小十二棟を有し此建坪六百十五坪、之に要せし新築經費一萬二千七百六十一圓有餘は悉く京都府郡部地方稅の支出に係る。

明治三十年四月五日第一回卒業生二十六名を、同三十一年三月二十九日第二回卒業生二十九名及補習科卒業生十三名を出した。同年三月三十一日京都府令第三十六號を以て簡易農學校の組織を變更し、京都府農學校と改稱し、從來修業年限二ヶ年なりしを三ヶ年とし、生徒定員を百三十名とし、入學資格程度等に大改正を加へ且つ研究科を設置し一ヶ年以內在學することを許可することとした。

明治三十一年十一月一日午後一時　皇太子殿下親しく本校に行啓あらせられ、學校組織、授業の方法等につき御下問あらせられ、且つ生徒農業實習作業等の御覽を仰ぎ奉る。實に本校無上の光榮として永く記念すべく、移轉落成記念日と合せて本校行啓記念日として今尙ほ記念式を擧行されてゐる。

創立當時の敎科目及每週授業時數

算術二時間、物理化學五時間、博物三時間、土壤及土地改良二時間、肥料二時間、重要作物附農具二時間、害虫一時間、實習二十三時間、合計四十時間。

第二年度明治二十九年度は修業年限二ヶ年となりしため左記學科を增加した。

氣象一時間、圖藝三時間、養畜二時間、養蠶同、農產製造同、森林同、農業經濟一時間。

明治三十一年度修業年限三ヶ年に延長せられしため左記學科を增加した。

修身、讀書、作文、農具論、家禽類、養蜂論、獸醫學。

明治三十二年度よりは實業學校令に準則實施したのである。

生徒定員、修業年限、入學資格の變遷

創立當時生徒定員百名、修業年限二ヶ年、尋常小學校卒業程度以上にして年齡十五年以上四十年迄の者で學校の外實習にも堪へ得る者を入學資格とした。明治三十年三月定員を百三十名とし、修業年限三ヶ年に延長し、入學資格を高等小學校卒業程度以上に改め年齡滿十四年以上となる。

明治三十四年九月二十五日京都府告示第四〇五號を以て京都府立農學校と改稱せらる。

明治三十六年四月本校規則の改正あり、來學年度より第三學年を第一部第二部に分ち第一部は生として農業に從事せんとする者、第二部は專ら林業に從事せんとする者に課し、各志望に應じて就學の道を開き且つ補習科を置きて八ヶ月間在學研究するを得しめ、生徒定員を二百名に增員せられた。

同三十七年二月京都府立農林學校と改稱し、生徒定員を二百五十名に增員せられた。

同四十年三月學則一部改正、本校豫科及補習科を廢止せらる。

同四十四年四月學則一部改正、

大正五年三月府下乙訓郡大枝村字沓掛に民有林六十八町七反八畝歩餘を實習林として買收せらる。

大正六年度京都府會に於て本校移轉案議決せられ、京都市上京區下鴨半木町に新築工事に着手す。

大正六年三月愛宕郡鷹ケ峰村字桃山に民有山林七町五反歩を購入し本校竹林實習地となる。

大正七年四月一日新校舍に移轉授業を開始。

大正十二年四月一日京都府立京都農林學校と改稱す。

大正十三年四月、同十四年十月學則の改正を行ふ。

昭和三年三月學則改正、同五月從來の第一部を農業科、第二部を農林科と改稱す。

昭和六年五月本校學則中園藝科の增設及其他に伴ふ學科課程を改正す、生徒定員を三百七十名に增員す。同年十月

溫室及硝子室竣工した。

昭和七年三月新に第二部（産業組合科）の増設及本科を農業科と園藝科の二科に改められ之に伴ふ學則を改正す。

同年十一月雨天作業場、畜舍及附屬建物、溫室管理作業室及附屬建物、物置並農夫住宅等竣成した。

昭和八年十一月農産製造室及附屬建物、燻煙室及附屬物入等竣工。

昭和九年三月學則の一部改正、從來の農科を農林科と改稱す。生徒定員四百名。

二、歷代學校長

就職期間		職名	
自明治二十八年四月	至明治三十六年三月	校長	佐藤義長
自明治三十六年三月	至明治三十八年三月	同	新莊三郎
自明治三十八年三月	至明治四十二年七月	校長兼教諭	鏡保之助
自明治四十二年七月	至明治四十四年十一月	同	三宅鏗吉
自明治四十五年四月	至大正八年十月	同	山田登代太郎
自大正八年十月	至大正九年六月	同	石田彰
自大正九年十月	至大正十五年三月	同	熊谷繁三郎
自大正十五年六月	至昭和五年四月	同	近山廣二
自昭和五年五月	現任	同	波邊忠吾

三、現行學科課程

第一、本科學科課程每週教授時數表

科目	第一學年 每週教授時數	第二學年 農林科 每週教授時數	第二學年 園藝科 每週教授時數	第三學年 農林科 每週教授時數	第三學年 園藝科 每週教授時數
修身	一 人倫道德ノ要旨	一 同上	一 同上	一 同上	一 同上
公民科		一 公民生活ノ要旨	一 同上	一 同上	一 同上
國語	四 讀書作文	三 同上	三 同上	三 同上	三 同上
數學	三 代數	四 代數及幾何	四 同上	三 幾何三角及測量	三 同上
理化	四 物理及無機化學	三 物理及有機化學	三 同上		
地理歷史	二 外國地理及歷史				
博物	四 人身生理動物及植物				
農林工學					
農林化學		二 土壤及肥料	二 同上		
作物	一 作物	一 同上			
園藝	一 花卉	二 蔬菜	四 蔬菜、花卉		
造園					
病虫害		一 病虫害	一 同上		
畜産		二 畜産各論	一 畜産大意		
農學	一 養蠶法、栽桑法	一 蠶種蠶體生理病理及製糸法	一 同上		

科目	第一學年 每週教授時數	第二學年 農林科 每週教授時數	第二學年 園藝科 每週教授時數	第三學年 農林科 每週教授時數	第三學年 園藝科 每週教授時數
修身	一 人倫道德ノ要旨	一 同上	一 同上	一 同上	一 同上
公民科		一 公民生活ノ要旨	一 同上	一 同上	一 同上
國語	四 讀書作文	三 同上	三 同上	三 同上	三 同上
數學	三 代數	四 代數及幾何	四 同上	三 幾何三角及測量	三 同上
理化	四 物理及無機化學	三 物理及有機化學	三 同上		
地理歷史	二 外國地理及歷史				
博物	四 人身生理動物及植物				
農林工學					
農林化學		二 土壤及肥料	二 同上		
作物	一 作物	一 同上			
園藝	一 花卉	二 蔬菜	四 蔬菜、花卉		
造園			一 庭園及公園	二 庭園公園及風致經營	
病虫害		一 病虫害	一 同上	一 同上	
畜産		二 畜産各論	一 畜産大意	一 畜産總論	
農學	一 養蠶法、栽桑法	一 蠶種蠶體生理病理及製糸法	一 同上	一 蠶絲業通論及蠶絲經營	

林學	一	林學大意	一	造林			
農業經濟							
圖書							
英語	二	讀方、譯解及書方	二	同上	二	同上	二
體操	五	教練體操及武道	五	同上	五	同上	五
合計	二九		二九		二九		二九
實驗實習	無定時		同上		同上		同上

						二	森林數學及經理
						二	農業經濟及農林法規
一	自在畫及用器畫						
二	同上	二	同上	二	同上		
二九		二九		二九			
五	同上	五	同上	五	同上		
同上		同上		同上			

第二、第二部(產業組合科)學科課程及每週教授時數表

科目	第一學期每週時數	第二學期每週時數	第三學期每週時數	梗概
修身	一	一	一	道德ノ要旨作法
公民科	二	二	二	公民科要領 社會學一般
國語	二	二	二	講讀 作文 書法
商業算術	二	二	二	商業算術 珠算
經濟學	二	一	二	經濟學一般金融及銀行貿組織損害保險
法學概論	三	二	二	民法商法行政法其ノ他法學一般
農業通論	二			日本農業概觀 農業大意
工業通論	二			日本工業概觀 工業大意
商業通論	二			日本商業概觀 商業大意
會計及簿記	三	三	二	會計學一般一般簿記組合簿記
商業組合概論	二			產業組合一般
產業法規			二	一般
體操	二	二	二	教練 體操 武道
特別講義			二	產業組合ニ關スル講義
實驗實習	無定時	三〇	三〇	計
	同上	同上	二四	農業 工業 商業

科目	第一學期每週時數	第二學期每週時數	第三學期每週時數	梗概
產業組合史		二		外國產業組合史 日本產業組合史
產業組合法	二	二		產業組合法一般
產業組合經營		三	三	信用購買販賣利用組合及產業組合聯合會
商品學	二	二	二	米、麥、繭、肥料、日用雜貨其ノ他重用物品
農業經營	二		二	農業經營
農業倉庫		二		農業倉庫一般

備考 第三學期ニ於テ產業組合演習二週間以上ヲ課ス

四、學校の現況

◉建物

總面積＝五六四三平方米

內譯

一、普通教室 (二階建)一二四九平方米〇九一(延)

右內二階の面積 五〇三平方米〇五

一、特別教室 二八〇平方米九九三

理化學實驗室にして三室に區分され、實驗設備及同材料等を置く

一、雨天體操場 四二三平方米一四

現在右建物は柔道、擊劍道場と生徒控室に兩分さる

柔劍道場 二五九平方米七一

生徒控所　一六三平方米四三

一、蠶室　二七六平方米八六

養蠶の實習、實驗をなす養蠶期に必要なる宿直室桑葉貯藏室等あり

一、寄宿舍（二階建）二六八八平方米二九（附屬建物を含む）

舍監室、經理室、娛樂室、賄室、食堂、湯殿、物置等あり

一、以上の外に當敷地内に職員住宅二棟總計一五一平方米二四あり

■農林實習場

本校農林實習場は總計一三九二三アール六一六にして附屬農場及山林竹林に分る

イ學　校　園

附屬農場は校舍敷地に接續しあり面積二八七アール七九にて主なる作物名により區分すれば左の如し。

一、農作物圃

普　通　作　物

水田　三五アール八

内、神饌田　三アール〇

苗床地　一アール六

以上の水田は裏作をなす

特用作物（見本園を含む）八アール〇

一、園藝作物圃

蔬　菜　園　三九アール〇

果　樹　園　七八アール四

内、梨　二三アール五

桃　二一アール三

葡萄　一三アール五

柿　一三アール一

垣造　〇アール六

雜果樹　六アール六

一、林苗圃　三二アール〇

一、桑　園　四九アール五

一、個人擔當地　八アール〇

一、溫　床　一アール〇

以上合計　二五一アール七

次に場内の建築物は、其棟數大小合せて二十餘にして面積總計一四六九平方米二六〇にて此等を左に列擧す

一、農產製造場　三四一平方米八二

鑵詰、瓶詰、醬油、製造機械室、ボイラー室、仕込室、漬物室、精米室等に分る

一、雨天作業場　三四〇平方米二〇

農場管理室、林產製造室（製材木工機械を備ふ）農具及更衣室、作業場、物置等に分る

一、畜舍　一七二平方米九六
之れを舍別に列記すれば
牛舍　九七平方米二〇
鷄舍　四六平方米六〇
豚舍　二九平方米一六
飼料調理舍(內に畜産加工室あり)五一平方米八四
一、堆肥舍　九八平方米四八
一、肥料舍　六一平方米二〇
一、燻煙室　五平方米三一九
一、溫　室　三五〇平方米四六一
(右の內一〇二平方米二五〇は府立農事試驗場之を使用す)
內譯　裝飾室パーム類植込室　一〇七平方米三七五
花卉及蔬菜室　一四四平方米〇〇〇
葡萄室　八一平方米〇〇〇
暖房汽罐室其他　一八平方米〇八六
一、溫室管理作業室同物置　九八平方米八二
一、以上建物の外に當敷地內に農夫住宅　一三二平方米八四あり

學校林

本校林學實習用森林にして總面積一三、三六八アール一あり二箇所に分在し、其の一つは京都市上京區鷹ケ峰千束に在り。新市制により市街地に編入せれたり。竹林は谷川に添ひ山麓數町に亘り山域特產の孟宗竹其の大部分を占め、竹林の外は赤松林を以て蔽はる、每年良質の筍及松茸を產す。

總面積　七四三アール八
內譯　竹　林　一八八アール五
赤松林　四六六アール一
雜木林　八九アール二

他の一つは京都府乙訓郡大枝村に在りて山陰國道其の中央を貫通せるを以て運搬の便良く、全山に谿間二十有餘を數へ林木鬱蒼として晝猶暗きの觀あり、實習林として本校の誇りとすべき一大美林なり。

總面積　一二、六二四アール三
內譯　赤松林　五〇四五アール八
杉扁柏林　五九八七アール三
櫟　林　八八五アール六
天然育成地　三六六アール七
除　地　三三九アール九

赤松林は十五年生以上三十五年生にして大部分松茸發生の年齡にあり。
尙此の大枝實習林は既述せる如く山陰國道に跨りて介在せるを以て此の方面の國道改修工事により之れに對する用地の箇所は昨九年に買收されたり此面積四三アールなり。

◉教職員數及學級、生徒數に關する狀況

1、教職員數

現在總數四十一名にして之を細別すれば

教諭（校長兼教諭を含む）　十七名
囑託教師　九名
書記　二名
助手　三名
實習林看守人　一名
實習竹林看守人　一名
農夫　三名
牧夫　一名
小使　三名
學校醫　一名
學校歯科醫　一名

尙右の外に配屬將校一名あり。

2、學校數及生徒數

現在學級數十學級にして全在學生徒數三百七十五人なり、左に細別表を掲ぐ

學級數及生徒數調（昭和十年三月一日調査）

區分	第一學年			第二學年			第三學年			計			第二部（産業組合）			合計		
科別	學級	現員	定員	學級	現員	定員	學級	現員	定員	學級	現員	定員	學級	現員	定員	學級	現員	定員
本科 甲組	四	四四		農林科甲組	三六		農林科甲組	三五										
本科 乙組	四	三一二四		農林科乙組	三七 一二三		農林科乙組	三五 一二三										
本科 丙組	四	三		園藝科	三四		園藝科	三九										
第二部（産業組合科）													一	二九	三〇	一	二九	三〇
合計	三	一三〇 一二四		三	一〇七 一二三		三	一〇九 一二三		九	三四六	三七〇	一	二九	三〇	一〇	三七五	四〇〇

二、工業教育

京都市立美術工藝學校

明治十三年七月京都府畫學校
同二十二年十二月京都市畫學校
同二十四年四月京都市美術學校
同二十七年八月京都市美術工藝學校
同三十四年五月京都市立美術工藝學校

本校の創立は明治十三年七月一日京都御所御苑内舊准后里御殿を以て假校舍に充て開校式を擧げたるに始まる。本校が創立開校に至るまでの苦心慘憺は實に甚だしきものがある。左に記して本校の歷史を飾ることにした。

明治十一年八月十五日南宗畫家田能村小虎、時の京都府尹槇村正直氏に書を呈して畫學校設立の議を陳じた。その書は漢文を以て言々凱切なるものである。

翌九月都下在住の畫家幸野梅嶺、望月玉泉の兩人は久保田米僊、巨勢小石と相謀り、畫學校設立の事を府知事に建議陳情したのであつた。其熱意は遂に知事を動す所となり、翌十一年一月二十一日府第二十五號を以て畫學校設立の趣旨を管內に告諭せらる。曰く

畫は美術の一にして萬般の事に最も緊要なる學藝なり。畫を以て業とするもの及工職を以て事する者宜しく研磨せざるべからず、凡天地間萬有の形象に就て巨細大小の景を自由に伸縮描寫し或は昔時の規模を今日に傳へ今日の盛擧を他年に留め又は萬里外各國の民風諢俗の異を目下に熟覽し、地球上諸洲山水草木の狀を紙上に縱觀する等此畫學の力に由らざるはなし、就中地理測量器械建築の學術、百工製作の技倆總て畫を以て施業の基礎とす。是に於て有志者斯に畫學校を創立し、此技藝を精究せんとす希望し、既に寄附金を出願する者あり。其志寄特に付速に該校を興立せしめんと欲す。圖畫に從事する者は勿論一般の衆庶と雖も此意を諒得し、費用を助けんと志す者は勸業場へ早々可申出候事

右之通管內無洩相達者也

明治十二年一月二十一日

京都府知事　槇村正直

同年十一月二十九日槇村知事は畫學校創立の件を時の文部卿寺島宗則氏宛出願した。

槇村知事が境島根縣知事に贈りし書翰に曰く。

寒氣之節に御座候へ共益御安泰御奉職被爲成奉敬賀候　小弟も無異に相勤め申候間乍憚御安意可被成遣候　陳者當府下畫學校創立に付先般田能村小虎御管內へ罷出候に付御依賴仕置候處厚く御引受被成遣候由同人歸府申出候誠に御懇情の段萬謝仕候　就而は小虎約定仕候櫻井三郎右衞門其外之寄附金御取建之儀尙又今般別紙を以て御依賴願仕候間宜敷御指揮可被成遣候右に付而は段々の御手數いかにも難御堪奉存候間年賦納之分は別紙の假御請取書御用ひ相成候而は如何哉遽而製造差上候は甚不都合之至恐縮候へ共少しにても御手數を省き度存念を以て紙數貳拾枚差上申候　餘分有之候譯は櫻井等六人の外にも追々寄附金仕候もの可有之候樣小虎も噂仕り且私より閣下へ願ひ候而尙御勸奬を以加入相增候樣掛官並府下之畫工有志之輩申出候故其引當に餘分差上置候勸化坊主と同情御笑察可成下候　尙又當府下の小民勸業課雇之ものより此畫學校之資金を公債證書に而差出すもの有之分見者之一燈殊勝之志に而且年賦取立等之手數相省け面白き事と奉存候故御見合迄に差出入御覽申候　自然御管民に如此同情之もの有之候而一時納金には困れ共寄附は致度申有志有之候はゞ此法を以公債證に而も最可然と相考申候兎に角宜敷奉願上候尙時下御自重專要奉存候

草々頓首

十二月二十九日

正直

尙以管內へ示諭之文別紙入御覽申候猶此頃は追々寄附金を申出大に人氣宜敷候畫學校は御苑內　御所之東南に他所取極め岩倉公杉氏等にも相咄候處右地所にて宜敷との事に御座候也

境賢盟臺

槇村知事及田能村小虎等の奔走躍如として洵に髣髴たるものがある。同十三年六月十二日府知事代理大書記官國重正文勸業場に都下の畫家四十三名を招き畫學校創立につきては各自營業上の研究にして府下諸產を改良し工藝美術を隆盛にするの基を立つべき義に付き各自畫學校の事に關し協力勉強可致旨諭告せらる。明治十三年八月生徒募集を行

つた。左に興味ある府達を記錄して參考に供する。

來る九月十五日より京都畫學校四宗（東宗（日本寫生畫大和繪の類）、西宗（西洋畫）、南宗（文人畫）、北宗（狩野雪舟の類）ニ

通學生徒一家二十名宛都合八十名入學差許條志願之者は當府本年二百六十一號達入學規則に照準し同月迄に同校へ可願出候事。

但本文入學年齡は滿十四年以上とす尤も下等小學全科卒業の者は滿十四年以下たりとも入校を許す。

二、本校の沿革の大要

創立時に於ける慘憺たる苦心の狀況は既述の如くにして明治十二年一月之が設立の趣旨を普く管內に告示、同年十一月畫學校設立願を文部省に提出し有志者の寄附金を以て設立維持に充つる事となし翌十三年六月同校規則並に教則の發布をなす、教科目を分ちて東宗、西宗、南宗、北宗の四となし、修業年限を三ヶ年と定めた。明治十三年九月開校。

明治十五年本校を織殿內に移し、同十八年六月河原町勸業場跡に移轉。二十二年校則の改正ありて普通畫學科の外に應用畫學科を置き共に修業年限を五ヶ年に延長した。又同年十一月應用畫學科に修業年限三ヶ年の課程の速成科及別科を置くことゝし入學資格を高等小學卒業と變更された。

同二十二年本校の經營を京都市に移し、京都市畫學校と改稱し、翌々年四月京都市美術學校と改稱し校則の改正を行つた。即ち

繪畫科　修業年限五年

工藝圖案科甲科修業年限五年

乙科修業年限三年

同二十六年三月京都市御所御苑內東南隅の拜借に新築校舍ありて移轉、同二十七年六月校規の改正を行ひ繪畫科、彫刻科、工藝圖案科並に豫備科を置き各本科の修業年限を五ヶ年とし豫備科の修業年限を一ヶ年と定めた。

同年八月京都市美術工藝學校と改稱す、二十八年更に漆工科を新設し之を蒔繪、摺漆の二部に分ち生徒の希望によりて其の一を專修せしむ。

同二十九年豫備科の修業年限を二ヶ年に改む。

同三十一年十一月七日皇太子殿下御代覽として侍從丸尾錦作臨校せらる。

同三十二年九月校則を改正し各科修業年限を四ヶ年とし豫備科を廢し、各科に修業年限二ヶ年の專攻科を置く、又工藝圖案科を圖案科と改稱し、漆工科を描金科と改め摺染部を廢した。

同三十四年五月京都市立美術工藝學校と改稱、七月本校生徒製作品を獨乙伯林市皇立美術學校へ贈る。

同三十六年四月二十六日　天皇陛下御代覽として北條侍從臨校せらる。六月十七日常宮、周宮兩內親王殿行啓あらせられ親しく授業を御覽遊ばさる。

同三十八年十二月校則を改正す。

同四十年四月工業學校規程の改正に基き校則を改正し專攻科を廢し研究生に關する規程を定む。同年七月上京區吉田上阿達町新築校舍に移轉した。

同四十一年校則の改正を行ひ、尋常小學校卒業を以て入學資格とし二ヶ年の豫科を置き、描金科を漆工科と改稱した。

同四十三年三月本校創立三十年記念式を擧行す、同年十月一日皇太子殿下行啓あらせられ御尊影を下賜せらる。

大正三年八月文部省の指定により本校生徒成績品を米國巴奈馬太平洋萬國博覽會に出品し同會より銀牌を受く。

大正八年五月十九日　皇后陛下本校に行啓あらせらる。

同十二年三月校則を改正し豫科を廢し修業年限を五ケ年とす。

同十三年三月校舍を下京區今熊野日吉町に移轉新築の議決し同十五年六月工事竣功を告げ六月十日移轉を終る。七月五日新築落成式を擧ぐ。

昭和五年七月一日本校創立五十年記念式を擧行す、同年七月十五日より三日間獨乙伯林に送る繪畫を講堂に陳列して一般に觀覽せしむ。

三、本校學科課程

學科	每週時數	第一學年程	每週時數	第二學年程	每週時數	第三學年程	每週時數	第四學年程	每週時數	第五學年程
修身	一	道德ノ要旨	一	同	一	同	一	同	一	同
國語漢文	七	講讀作文文法習字	七	同	六	講讀作文習字	四	講作文	四	同
外國語	五	英語	五	同	五	同	三	同	三	同
歷史地理	三	日本歷史日本地理	三	同	二	東洋歷史東洋地理	二	西洋歷史西洋地理	二	繪畫史
數學	四	算術	四	幾何代數	四	同	三	幾何		

學科	每週時數	第一學年程	每週時數	第二學年程	每週時數	第三學年程	每週時數	第四學年程	每週時數	第五學年程
物理化學			二	物理	二	化學				
博物	二	博物ノ大要	二	同	一	藝術應用博物學	一	同		
圖畫							三	幾何投影畫	三	投影畫透視畫
解剖							一	藝術應用解剖學	一	同
經濟法制									一	法制經濟
體操	三	體操、教練	三	同	三	同	三	同	二	教育學教授法
（教育）									（二）	
實習	一二	臨寫 摹生 手工	一五	臨寫 摹生 新案	一八	寫摹 生 新案	二一	寫摹 生 案	二二	同
計	三七		四二		四二		四二		四二	

教育ハ隨意科トシテ志望者ニ限リ之ヲ課シ其ノ教授時數ハ實習教授時數中ヨリ減ジテ之ニ充ツ

圖案科

修身	一	道德ノ要旨	一	同	上
國語漢文	七	講讀作文習字	七	同	上
外國語	五	英語	五	同	上
歷史地理	三	日本歷史地理	三	同	上
數學	四	算術	四	幾何代數	何
物理化學			二	物理	理
博物	二	博物ノ大要	二	同	上
圖學					
圖案法配色法					
法制經濟					
體操	三	體操、教練	三	同	上

修身	一	同	上
國語漢文	七	同	上
外國語	五	同	上
歷史地理	三	同	上
數學	四	同	上
物理化學	二	化學	
博物	一	藝術應用博物學	
圖學			
圖案法配色法	一	一般圖案法	
法制經濟			
體操	三	同	上

修身	一	同	上
國語漢文	七	講讀作文習字	四
外國語	五	同	上
歷史地理	三	東洋歷史西洋地理	二
數學	四	同	上
物理化學	二	化學	
博物	一	同	上
圖學	三	幾何畫投影畫	
圖案法配色法	一	平面圖案法立體圖案法	
法制經濟			
體操	三	同	上

修身	一	同	上
國語漢文	七	講讀作文習字	四
外國語	五	同	上
歷史地理	三	西洋歷史地理文	二
數學	四	幾何	
物理化學			
博物	一	同	上
圖學	三	投影畫透視畫	
圖案法配色法	一	立體圖案法	
法制經濟	一	經濟法制	
體操	三	同	上

修身	一	同	上
國語漢文	七	講讀作文習字	四
外國語	五	同	上
歷史地理	三	美術及美術工藝史	二
數學	四	同	上
物理化學			
博物	一	同	上
圖學	三	同	上
圖案法配色法	一	同	上
法制經濟			
體操	三	同	上

（教育）

計	三七	四二	四二	四二	四二	四二
實習	一二	一五	一七	二一	同	二四
	寫臨摹手各種模樣ノ割出法	寫臨摹模樣新案習	寫臨摹繪圖案畫新案	寫臨摹生工	上	同
	生寫摹工	生寫摹	生寫摹	寫摹		上

（二）教育學教授法

教育ハ隨意科トシテ志望者ニ限リ之ヲ課シ其ノ教授時數ハ實數教授時數中ヨリ減シテ之ニ充ツ

彫刻科

學科	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
每週時數	三	三	二	二	二
課程	日本歷史地理	同	東洋歷史西洋地理	西洋歷史地理文	彫刻史
每週時數	五	五	五	三	三
課程	英語	同	同	同	同
每週時數	七	七	六	四	四
課程	講讀作文習字	同	講習讀作文字	講作讀文	同
每週時數	一	一	一	一	一
課程	道德ノ要旨	同	同	同	同
每週時數	七	七	六	四	四
課程	國語漢文	同	講習讀作文字	講作讀文	同
每週時數	五	五	五	三	三
課程	外國語	同	同	同	同
每週時數	三	三	二	二	二
課程	歷史地理	同	東洋歷史西洋地理	西洋歷史地理文	彫刻史

數學	四	算術	四	代數幾何	四	同上	三	幾何		
物理化學			二	物理	二	化學				
博物	二	博物ノ大要	二	同上	一	藝術應用博物學	一	同上		
圖學							三	幾何畫投影畫	三	投影畫透視畫
解剖							一	藝術應用解剖學	一	同上
法制經濟									一	法制經濟
體操	三	體操、教練	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上
(教育)									(二)	教育學教育法
實習	一二	デッサン摹刻寫生	一五	同上	一八	デッサン摹刻寫生新案	二一	同上	二四	同上
計	三七		四二		四二		四二		四二	

教育ハ隨意科トシテ志望者ニ限リ之ヲ課シ其ノ教授時數ハ實習教授時數中ヨリ減シテ之ニ充ツ

漆工科

學科	每週時數	第一學年課程	每週時數	第二學年課程	每週時數	第三學年課程	每週時數	第四學年課程	每週時數	第五學年課程
修身	一	道德ノ要旨	一	同上	一	同上	一	同上	一	同上
國語漢文	七	講讀作文文法習字	七	同上	六	講讀作文習字	四	講讀作文	四	同上
外國語	五	英語	五	同上	五	同上	三	同上	三	同上
歷史地理	三	日本歷史日本地理	三	同上	二	東洋歷史東洋西洋地理	二	西洋歷史西洋地理文	二	漆工史
數學	四	算術	四	代數幾何	四	同上	三	幾何		
物理化學			二	物理	二	化學	二	特別應用化學		
博物	二	博物ノ大要	二	同上	一	藝術應用博物學	一	同上		
圖學							三	幾何畫投影畫	三	投影畫透視畫
法制經濟									一	法制經濟

體操	三	體操、教練	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上
(教育)									(二)	教育學教授法
實習 描金	一二	蒔繪圖案豫習 蒔繪運筆 漆繪 髹漆 漆器製造法	一五	蒔繪圖案豫習 平蒔繪 漆繪 髹漆 漆器製造法	一八	漆器圖案 平蒔繪 高蒔繪 髹漆 梨子地塗 漆器製造法	二〇	漆器圖案 高蒔繪 研出シ蒔繪 螺鈿 梨子地塗 漆器製造法	二五	漆器圖案 高蒔繪 研出シ蒔繪 錆上ケ蒔繪 螺鈿 漆器製造法
實習 髹漆	一二	漆器圖案豫習 各種薄塗 板物下地 漆器製造法	一五	漆器圖案豫習 板物下地 春慶塗 漆器製造法	一八	漆器圖案 丸物下地 梨子地塗 漆張拔 蒔繪 漆器製造法	二〇	漆器圖案 丸物下地 梨子地塗 漆張拔 蒔繪 漆器製造法	二五	漆器圖案 合口物下地 各種上塗 異種塗 螺鈿 蒔繪 漆器製造法
計	三七		四二		四二		四二		四二	

教育ハ隨意科トシテ志望者ニ限リ之ヲ課シ其ノ教育時數ハ實習教授時數中ヨリ減ジテ之ニ充ツ

京都市立第一工業學校

明治十九年八月京都染工講習所
同二十七年十月京都市立染織學校
大正八年四月京都市立工業學校
同十四年四月京都市立第一工業學校

一、本校創設の動機

本市の工業は其測源する處頗る遠く我が國斯業の源泉地と稱せられ、其名聲內外に喧傳せられたが、明治維新の變革に會ふや人心一時に鎭沈し萎靡昔日の俤なく、殊に染織界はその打擊を蒙ること特に著しかつた。民間の有志は之を憂ひ銳意之が挽回策に力を致したは勿論、時の府當局に於ても本市の殖產興業の恢復に專心力を傾むくる事となつた。會々畏くも我が皇室に於かせられては府民慰撫の御思召を以て內帑金御下賜あられしかば、府の當局は感激措く能はず　聖旨に對へ奉らんため、御下賜金を以て勸業資金に充當し益々斯業の發達振興を企圖することゝした。卽ち勸業場を設け又實業家の子弟を海外に派遣して各種の工業を練習修得せしめ、或は歐米の技術者を招聘し諸種の產業機關を設けて實業の模範を示す等、官民一致誘掖指導する所が鮮くなかつた。一時衰運に向ひつゝあつた斯工業も頓に活氣を呈し漸次盛況に趨く事となつた。時恰も明治十八年八月、東京職工學校長正木退藏、農商務省技師兼東京職工學校教諭平賀義美の兩氏が工業視察として來京するに際し、在京染色業者相會して兩氏を中心として、府勸業課長板原直吉、同吉田、丹羽、牧野課員、今立京都府中學校長、守屋同教諭、山田同校幹事等招聘して染業に關する事項に就いて懇談會を開いた。平賀氏は染業教育に關し懇述し、猶實地染色試驗を行ひて染色當業者の注意を促した。茲に於て染色業者は痛切に染色教育の必要を感得した。翌明治十九年五月京都色染、織物、刺繡、經纈の四品共進會を京都博覽會場に開會中右四部を分ちて集談會を開催し、同會に於て東京職工學校の移轉或は分校を府下に設置せられんことを請願し、併せて染工講習所を創設する事を決議し、更に會員より京都商工會議所會頭濱岡光哲氏を會長に推選し、其の手續方法を協議することゝなつた。同年六月京都商工會議所に於て染業集談會を開き、東京職工學校の分校を京都に設け色染、織物、陶器等の諸學科を置かれんことを其筋に請願した。又京都染工講習所規則、創立費、經費豫算を協議し、廣く金員及び物品の寄附を募集をした。愈々同年九月京都染工講習所設置の準備成るに及んで、京

都商工會議所會頭の副申を得て、京都府に出願認可の指令を受け京都市上京區油小路通下立賣上る近衛町に創設した之れ現今京都市立第一工業學校の前身である。蓋し其の目的とする所は京都染工業の改良進歩を圖るにある。而して之に須要なる學理と實地とを講習する所で其講習の要領は色染應用化學、染色原理、染色原料の三科に分ち卒業期を一ヶ年半なりしも後三ヶ年に改む。入學生徒數六十名であつた。講師は京都府より派遣せられ職員幹事二名、出納係一名であつた。

二、學校の沿革

一、創　立

明治十九年京都染工講習所を油小路下立賣上近衛町に設立、色染應用化學、染色原理、染色原料の三科を授くることゝせり。修業年限は始め一ヶ年半なりしも後三ヶ年に改む。

同二十年六月新町蛸藥師下百足屋町に移轉。

同二十六年三月圖案科を增設せり。

同二十七年十月染業組合は染工講習所を廢し一切の財産を擧げて京都市に寄附し、市は之を基礎として染織學校を設立することゝなれり。

同二十七年十月二十七日　京都市立染織學校設立。

同三十三年二月六日　徵兵令第十三條並文官任用令第六條に依り認定。

大正八年四月一日　京都市立工業學校と改稱す。

同十四年四月一日　京都市立第一工業學校と改稱す。

二、校　舍

明治二十七年十一月　西洞院竹屋町上る元染工講習所跡を以て假校舍とし授業を開始す。

同二十八年四月　釜座通櫟木町上る新築校舍に移轉す。

同四十四年三月　烏丸通上立賣上る新築校舍竣成に付全部移轉す。

六科增設のため大正八年度より三ヶ年の繼續事業とし敷地普通教室實習教室の增築を爲し一方五辻淨福寺西入元市立第二商業學校跡を木工、金工、玩具の三科教室に當て分教場と稱す。

大正十二年四月　運動場約一四〇〇坪を擴張す。

同十三年九月　建築科實習教室を新築す。

同十四年三月　分教場を廢止す。

同十五年七月　普通科四教室を新築す。

昭和三年三月　普通教室製圖室實驗室各二教室新築す。

同九年十月　校舍腐朽と狹隘のため下京區唐橋大宮尻町に新校舍建築中。

三、學　則　制　定

明治二十七年十月二十七日　徒弟學校規程により本科に色染、機織の二部を置き修業年限を三ヶ年とし外に速成科專攻科、復習科を設置す。

同三十二年五月　工業學校規程により規則を改正し二ヶ年の豫科を置き高等小學校二年終了を以て豫科一年入學の資格とし速成科を別科と改稱の上尋常小學校卒業を以て入學の資格と定む

同三十八年五月　本科修業年限を四ヶ年とし同時に豫科を廢し高等小學校卒業を以て本科入學の資格とせり。

同四十一年四月　專攻科、復習科を廢し研究生、復習生を置く。

同四十二年四月　修業年限二ケ年の豫科を設置す
大正四年四月　本科修業年限を三ケ年に別科を約六ケ月に改む
同　九年四月　従來の色染科、機織科の外に工業學校規程(五年程度)により工業化學科、電氣科、機械科の三科を徒弟學校規程(三年程度)により木工科、金工科、玩具科の三科を増設す。
同　十年四月　本科、豫科の名稱を廢す。
同十三年四月　新に建築科(五年程度)を設置す。
同十四年四月　木工科、金工科、玩具科の三科を分離して京都市立第二工業學校に編入せらる。
昭和六年四月　學則一部變更す。
同　七年一月　學校の位置を下京區唐橋大宮尻町に變更の件認可せらる。

四、勅語御眞影

明治二十七年十二月二十二日　勅語謄本下賜。
大正四年十月二十六日　天皇陛下　御眞影拜戴　(先帝陛下)
同　五年十月二十七日　皇后陛下　御眞影拜戴　(現皇太后陛下)
昭和三年十月四日　今上天皇陛下　皇后陛下の御眞影拜戴。
同六年一月十三日　今上天皇陛下　皇后陛下の御眞影を奉還す。
同　一月二十三日　今上天皇陛下　皇后陛下の御眞影を拜戴す。

五、光榮摘錄

明治三十年十一月七日　皇太子殿下丸尾東宮侍従を本校に御差遣あらせらる。
同三十六年四月二十六日　兩陛下京都に御駐輦あらせられ北條侍従を本校に御差遣さる。
同三十六年六月十七日　常宮周宮兩内親王殿下御來臨遊され生徒の實習狀況を御覽あらせらる。
大正二年四月二日　皇太子殿下(今上天皇陛下)淳宮光宮兩殿下本校へ御台臨遊ばさる縮緬一匹献上御嘉納あらせらる。
金子校長堀田教諭に拜謁仰付らる。
昭和三年九月二十四日　京都御所御苑内に於て代表生徒(四、五年生一同)職員代表校長以下十一名閑院宮殿下の御親閲を受く。
同三年十一月十七日　岩森校長大饗夜宴の儀に召さる。
同三年十二月十二日　今上天皇陛下皇后陛下　に本校謹製のクッション一對を献上御嘉納あらせらる。
同四年六月五日　大阪城東練兵場に於て代表生徒(四、五年生二百二十五名)職員(校長以下十一名)今上天皇陛下の御親閲を受く。
同七年四月十九日　岩森校長觀櫻の御會に召さる。
同九年二月二十七日　岩森校長、田村、菅沼、高丘、山田の四教諭宮中に於ける皇太子殿下御降誕御賀宴に召さる。

三、染色講習所當時中期以後の學科課程

本科甲部　物理學、化學、英語、簿記法、染法、配色法、染料講義、分析、圖案、染色實驗。
本科乙部　讀物、作文、習字、算術、英語、物理、化學、圖學、圖案染法、染色實驗。
明治二十六年三月併設の圖案科　臨模、水墨畫、製圖、寫生、染彩畫、伸縮法臨畫、着色畫、圖案應用方法、應用製圖。

染色學校當時の學科課程
同校に於て書類紛失のため明かならず。

四、歴代學校長

勤務年月		職名	氏名
自明治二十七年十月	至同三十一年四月	學校長	平田專太郎
自同三十二年六月	至同三十四年六月	同	鶴巻鶴一
自同三十四年七月	至大正六年一月	同	金子篤壽
自大正六年五月	至同十二年二月	同	高力直寛
自同十二年三月	現任	同	岩森彌助

五、學校の現況及學則

イ、敷地及建物

敷地總坪數	五、三六〇坪		
建物總坪數	二、一六九坪		
內譯			
本館	木造二階建一棟	五六坪	
生徒控所	木造平家建一棟	八七坪	
普通科教室	木造二階建三棟	三五〇坪	
同	木造平家建二棟	八〇坪	
各科實習工場	木造平家建四棟	一、一六二坪	
同	木造二階建一棟	一一四坪	
其他		三二〇坪	

學校の發展と共に校舍狹隘を告げ曩に改築に着手せし京都市下京區唐橋大宮尻町に於ける新校舍も近く竣工昭和十年度より移轉の豫定なり。

(ロ)、各科主要設備

色染科

瓦斯燒機一	脫水機二	捺染機四	蒸氣捺染釜一
卷取機一	テンター一	糊付機一	精練機一
			艶出機一

機織科

糸繰機一	整經機一	緯卷機械七	力織機三〇
靴下編機一	横編機械一	ロゴム編機一	組紐機械六
			手織機三五

工業化學科

石鹸々化釜一	石鹸攪拌釜一	護謨洗滌ロール一	護謨混合ロール一
護謨押出機一	糖化機一	蒸煮機一	護謨加硫罐一
			石版印刷器一

電氣科

配電盤三	ロコモビル一	蓄電池七九	發電機四
ミーリングマシン一	シエーピングマシン一	旋盤三	電動機一〇
			スクエヤーシヤー一
			電位差計一

無線電話送信裝置一　無線電話受信裝置一

機械科

鋸機械二　鋸機械一　バックトン材料試驗機一　旋盤一二　ターレットレース一
センクリングマシン一　プレーニングマシン一　シエーピングマシン一　スロッチイングマシン一
ミーリングマシン一　ホツビングマシン一　ドリル二　カッターグラインダー一
ツールグラインダー一　トラベリングクレーン一　1/10トンエアーハンマー一　鎔銑爐一
シップクレーン一

建築科

平削鉋機一　角鑿機一　鉋刃研磨機一　セメント抗壓抗張試驗機一　セメン鐵槌一

六、職員及生徒

職員

學校長一　教諭四〇　教員一〇　書記三　學校醫二　助教四一　配屬將校一

生徒

色染科一六二　機織科一〇〇　工業化學科九六　電氣科一六一　機械科一七六　建築科一六七
計　八六二（昭和十年一月末現在）

七、現行學科課程

色染科學科課程表

	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身公民科	一	一	一	一	一
國語	六	五	四	三	二
數學	五	五	四	三	二
英語	五	五	四	三	二
地理及歷史	三	二			
博物	二				
物理		二	二	二	
化學		二	三	二	
圖畫	二	二	二	二	
體操	四	四	三	三	三
圖案及美術工藝史					二
商業大意					二
電氣工學大意					一
機械工學及機械製圖			二	二	一
工業化學					二
色染法	一	一	二	二	二
機織法					一
仕上法					一
特別講義					二
特別研究					三
實習					三
計	三三	三五	三九	三九	三九

備考　第五學年ニ於テ英語ト特別研究ハ其ノ一ヲ撰擇履修セシメ英語ヲ履修スル者ニツキテハ特別研究一時間ヲ加フ

機織科學科課程表

	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身公民科	一	一	一	一	一
國語	六	五	四	三	二
數學	五	五	四	三	二
英語	五	五	四	三	二
地理及歷史	三	二			
博物	二				

	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
物理	二	二	二		
化學		二	二	二	
圖畫	二	二	二	二	
體操	四	四	三	三	三
圖案法及美術工藝史					二
商業大意					二
電氣工學大意					一
機械工學及機械製圖		二	二	二	一
織物原料			一	一	
機織法			二	二	三
撚糸及紡績				二	二
色染法					一
仕上法					一
特別講義	一				二
特別研究			三	三	三
織物分解及指圖	一	一	三	三	四
實習	三	四	六	六	八
計	三三	三五	三九	三九	三九

備考 第五學年ニ於テ英語ト特別研究ハ其ノ一ヲ撰擇履修セシメ英語ヲ履修スル者ニツキテハ特別研究一時間ヲ加フ

工業化學科學科課程表

	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身公民科	一	一	一	一	二
國語	六	五	四	三	二
數學	五	五	四	三	二
英語	五	五	四	三	二
地理及歷史	三	二			
博物	二				
物理		二	二		
化學		一	二	三	二
圖畫		二	二		
體操	四	四	三	三	三
商業大意					二
電氣工學大意					一

	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
機械工學及機械製圖		二	二	三	
鑛物及冶金				一	
理論化學				一	
製造化學			二	四	四
電氣化學					一
分析化學			一	一	
特別講義	一				
特別研究					三
實習	三	五	一〇	一〇	一四
計	三三	三五	三九	三九	三九

備考 第五學年ニ於テ商業大意ト英語ハ其ノ一ヲ撰擇履修セシム

電氣科學科課程表

	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
英語	五	五	四	三	二
地理及歷史	三	二			
博物	二				
物理		二	二		
化學		二	二		
圖畫		二			
體操	四	四	三	三	三
商業大意					二
工作法		一	二		
機械工學				三	
電氣磁氣				二	
電氣機械				二	三
發電所電力輸送及分配				二	二
電力應用				二	一
電氣測定及器具					二
特別講義	一				
特別研究			三	三	三
製圖			三	四	四

實習	三	三	六	九	一一		
計	三三	三五	三九	三九	三九		

備考 第五學年ニ於テ商業大意ト英語ハ其ノ一ヲ撰擇履修セシム

機械科學科課程表

	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身公民科	一	一	一	一	一
國語	六	五	四	三	二
數學	五	五	四	三	三
英語	五	五	四	三	二
地理及歷史	三	二			
博物	二				
物理		二	二	二	
化學		二	二		
圖畫	二				
體操	四	四	三	三	三
商業大意					二
工作法	一	二	二		
應用力學				二	二
熱機關				三	二
電氣工學					二
諸機械及紡績		一	一	一	
特別講義					二
特別研究				三	三
製圖			三	四	四 六
實習		三	三	九	一〇 一〇
計		三三	三五	三九	三九 三九

備考 第五學年ニ於テ商業大意ト英語ハ其ノ一ヲ撰擇履修セシム

建築科學科課程表

	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身公民科	一	一	一	一	一
國語	六	五	四	三	二
數學	五	五	四	三	二
英語	五	五	四	三	二
地理及歷史	三	二			
博物	二				
物理		二	二		
化學		二	二		
圖畫	二				
體操	四	四	三	三	三
英語	五	五	四	三	二
地理及歷史	三	二			
博物	二				
物理		二	二		
化學		二	二		
圖畫	二				
體操	四	四	三	三	三
商業大意					二
用具及材料	一	二			
建築構造			二	二	一
構造強弱					二 二
規矩法	一				
建築沿革				一	二
建築計劃				一	一
衛生建築					一
建築法規及施工法					三
測量				一	
電氣工學及機械工學大意					一 一
特別講義					一
特別研究				三	三 三
實習（工作法製圖）			三	三	一〇 一一 一八
計			三三	三五	三九 三九 三九

備考 第五學年ニ於テ商業大意ト英語ハ其ノ一ヲ撰擇履修セシム

第四編　實業學校令時代

（自明治三十四年
至明治四十五年）

第一章　概　說

明治十九年學校令の制定によつて我が學制上一大陣容を整へたのであつたが、日滿戰役後の國運の隆盛と時勢の進運に伴ひ、明治三十二年前後に於て一大改正が行はれたのである。之に依つて我が國の教育の一大發展を遂げ、殊に實業學校令の制定、專門學校令の制定と相俟つて一層完璧の域に近づき、就中實業學校令が我が國實業教育發達史上に於て明白なる一期を劃し、實業教育制度未曾有の盛況を齎らすの契機をなしたのである。

特に本期に於ては明治維新以來着々準備整理の經過を辿つた我國產業界が、日清戰爭の勝利を境ひとし、茲に一轉して發展躍進の進境に達し、從來の教育制度に慊たらず、實業教育制度改善振興の急務を叫ぶに至つた。

從つて本期に於て實業學校令の制定を見るや相次いで諸實業學校規程の發布、更に專門學校令の制定となり、實業教育關係法規の發せらるゝもの實に十指に餘る狀態である。

殊に戰後近代的產業の發達は實に顯著なる現象にて之を招來した原因は產業界それ自身の努力に依ることは云ふまでもなき事ながら、其根底を培ひ遺憾なくその力を伸展せしめたものは實業教育、就中工業教育の發展それであつた。蓋し工業の發達には優秀なる技術者の必要と之等の人材を豐富に且つ急速に養成する道は是等學校教育の完成に俟つことが多かつたからである。其結果本期中世人の關心は官民の別なく均しく工業教育に向けられたことは注意すべきこと。各府縣共工業教育機關の創設の多くは本期中換言すれば日清戰爭以降明治末年に集中されてゐる。

次で中等農商實業學校の創設、實業補習學校等の新設等は本期に於て創められ實に實業教育發展の基礎的黎明期と云ひつべきである。

第二章　實業教育制度

第一節　實業教育法令

一、實業學校令の制定

明治二十七年實業學校教育費國庫補助法の制定を導火線とし產業界の革命的躍進と呼應しつつ、從來不振を極めた實業教育は是に急激なる發展を來たし、全國各地に農工商各種の實業學校が創設せらるゝに至つた。然るに之等各種實業學校の據るべき準則は殆どなく僅に徒弟學校規程、實業學校規程、簡易農學校等の如き低度の實業學校規程があるに過ぎなかつたので實業學校全般に關する統一的規程を缺いて居た。明治十七年發布の商業學校通則は唯一の中等程度の實業學校規程としての存在であつたが時勢の進展に伴つて適切を缺く點多くその生命を失つて居た樣である。是に於て政府は此等の諸學校を整頓し統一する必要を感じ茲に實業學校令制定の事を決し、明治三十一年十月之を高等教育會議の諮問に付した。これが三十二年二月勅令第二十九號を以て公布せられた實業學校令及び本令に基いて省令を以て制定された各種の實業學校令及び諸種の關係法規である。

實業學校令の規程の對象を爲せるものは公私立の實業學校である。二十七年實業學校國庫補助規程公布を境として公私立實業學校が急激なる發達膨脹を告げるに至つたので之を統一整頓することが本令の目的であつた。從つて原則として中等實業學校が本令の對象をなすものと云つてよい。當時實業專門學校と稱すべきものは未だ存しなかつた。又本會に基いて制定された各種實業學校規程する所も皆中等程度のもので、只例外的に更に高等實業學校の設置を認めたに過ぎない。

三十六年三月の專門學校令の制定と共に實業學校令を改正し、第二條の次に「實業學校ニシテ高等ノ教育ヲ爲スモノヲ實業專門學校トス、實業專門學校ニ關シテハ專門學校令ノ定ムル所ニ依ル」と追加して附則十七條を削除した同月專門學校令第四條に基き省令を以て公私立專門學校規程を制定し、茲に實業學校令の目的とする殆ど中等程度以下の實業學校なることを明白ならしめた。

實業學校令（明治三十二年二月六日勅令第二十九號）

第一條　實業學校ハ工業農商業等ノ實業ニ從事スル者ニ須要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條　實業學校ノ種類ハ工業學校農業學校商業學校商船學校及實業補習學校トス
　　職業學校山林學校獸醫學校及水產學校等ハ農業學校ト看做ス
　　徒弟學校ハ工業學校ノ種類トス

第三條　北海道及府縣ハ實業學校ヲ施置スルコトヲ得但シ道廳府縣立實業補習學校ハ他ノ道廳府縣立實業學校ニ附設スル場合ニ限ル
　　文部大臣ハ土地ノ情況ニ應シ必要ナル實業學校ノ設置ヲ府縣ニ命スル事ヲ得

第四條　前條ノ實業學校經費ハ北海道及沖繩ヲ除ク外府縣ノ負擔トス

第五條　郡市町村（北海道及沖繩ノ區ヲ含ム）又ハ町村學校組合ハ土地ノ情況ニ依リ須要ニシテ其區域內小學校教育ノ施設上妨ケナキ場合ニ限リ實業學校ヲ設置スル事ヲ得

第六條　私人ハ本令ノ規定ニヨリ實業學校ヲ設置スルコトヲ得

第七條　工業學校農業學校商業學校商船學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ實業補習學校ノ設置廢止ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第八條　實業學校ノ設置廢止ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第九條　實業學校ノ學科及其程度ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條　實業學校ノ教科書ハ公立學校ニアリテハ學校長ニ於テ私立學校ニアリテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第十一條　公立實業學校職員ノ俸給旅費其他諸給與ニ關スル規則ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム

第十二條　公立實業補習學校職員ノ名稱待遇ハ公立小學校ノ例ニ依ル

第十三條　實業學校ノ編制及施設ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四條　實業學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スル事ヲ得

第十五條　本令施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附　則

第十六條　本令明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第十七條　本令ハ官立學校ニ適用セス

第十八條　他ノ法令中ニ技藝學校トアルハ本令施行ノ日ヨリ當然實業學校ト看做ス

第十九條　明治二十三年勅令第二百十五號小學校令中徒弟學校及實業補習學校ニ關スル規定ハ本令施行ノ日ヨリ其効力ヲ失フ

註　三十五年勅令第百三十二號ニヨリ第五條ニ左ノ一項ヲ加フ

市町村又ハ町村學校組合ハ前項ニ依リ實業學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲區ヲ設クルコトヲ得

尙ホ本期明治三十六年三月二十六日勅令第六十二號ヲ以テ實業學校令中左の通り改正せられた。

第二條ノ二　實業學校ニシテ高等ノ教育ヲナスモノヲ實業專門學校トス

實業專門學校ニ關シテハ專門學校令ノ定ムル所ニ依ル

第三條第一項中「道廳」ヲ道ニ「實業學校」ヲ學校ニ改メ、第二項中「府縣」ノ上ニ「北海道又ハ」ヲ加フ

第四條　削除

第五條中「北海道及沖繩縣ノ區ヲ含ム」ヲ「北海道沖繩縣ノ區北海道一級町村ニ級町村沖繩縣間切島」ニ改ム

第七條一項中「工業學校」及「實業補習學校」第二項中「實業學校」ノ上ニ「公立又ハ私立ノ」ヲ第一項中「地方長官」ノ上ニ「道府縣立ニ係ルモノヲ除ク外」ヲ加フ

第八條中「學科」ヲ「修業年限學科目」ニ改ム

第十條中「實業學校教員」ノ上ニ「公立又ハ私立ノ」ヲ加フ

第十七條　削除

附　則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

札幌農學校、盛岡高等農林學校、東京高等商業學校、神戸高等商業學校、東京高等工業學校、大阪高等工業學校及京都高等工藝學校ハ本令施行ノ日ヨリ實業專門學校トス

二、實業學校に關する規程

實業學校令の制定發布を了すると共に政府は實業學校令第八條及第十三條に基き農工商其他各實業學校規定を定めて發布した。斯くして全國の實業學校は夫々制令の下に統一せられ、整然たる發展を遂げて實業教育の實質は改善さるゝに至つたと共に一面劃一の弊を誘致し、實狀に即せる異色ある存在を失つた憾みはあつた。

1、工業學校規程の制定

工業學校修業年限を三年とし一年以内延長することが出來る。年齢十四歳以上、修業年限四ケ年の高等小學校卒業又は之と同等以上の學力程度を以て入學資格とし、外國語も試驗科目に加へ得ることゝした。又修業年限二ケ年以内の豫科を附設することを得べく、又簡易の方法に依り、工業に必須な事項を教授する爲め別科を設くる事を得るもの とせられた。尙ほ卒業後特に工業に關する一科、若くは數科目を專攻せんとする者の爲に專攻科を置くことを得しめた。

工業學校規程　（明治三十三年二月二十五日文部省令第八號）

第一條　工業學校ノ修業年限ハ三ケ年トス但一箇月以内延長スルコトヲ得

第二條　工業學校ノ授業時數ハ實習ヲ除キ毎週二十七時（大正五年三十時ト改正）以内トス但實習時數ハ學科ノ種類ニ依リ適宜之ヲ定ム

第三條　工業學校學科目ハ修身、讀書、作文、數學、物理、化學、圖畫、體操並ニ實業ニ關スル各學科ノ科目及實習トス但本項科目ノ外地理、歷史、博物、外國語、經濟法規、簿記及其他ノ科目ヲ便宜加設スルコトヲ得

實業學校ニ關スル各學科目ノ科目ハ左ニ揭クル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

一、土木科、測量、應用力學、河海工、道路鐵道橋梁施工法、製圖等

一、金工科、應用力學、工場用具及製作法、製造用諸機械大意、發動機大意、製圖等

一、造船科、應用力學、工場用具及製作法、發動機大意、造船、製圖等

一、電氣科、應用力學、工場用具及製作法、發動機大意、電氣及磁氣電氣工學、製圖等

一、木工科、應用力學、家屋構造、工場用具及製作法、建築沿革施工法、配景法、製圖繪畫等

一、鑛業科、地質、採鑛冶金、試金、應用力學、發動機大意、測量製圖及坑內演習等

一、染織科、機織法、色染法、應用化學、應用機械學、分析製圖及繪畫等

一、窯業科、窯業品製造、應用機械學、分析、製圖及繪畫等

一、漆工科、漆器製造法、工藝史、繪畫、應用化學大意等

一、圖案繪畫科、配景法、解剖大意、工藝史、建築沿革大意、繪畫應用化學大意、各種工藝品圖案等

前項ノ外特種工業ノ爲ニハ便宜營科ヲ設クルコトヲ得

第四條　工業學校ニ入學スル者ノ資格ハ年齡十四歲以上學力修業年限四ケ年（明治四十年二ケ年ト改正）ノ高等小學校卒業又ハ之ト同等以上トス但外國語試驗科目ヲ加フルコトヲ得

第五條　工業學校ニハ豫科ヲ附設スルコトヲ得

第六條　豫科ノ修業年限ハ二ケ年以內トス

第七條　豫科ノ授業時數ハ每週三十時以內トス

第八條　豫科ノ學科目ハ修身、讀書、習字、作文、算術、地理、歷史、理科、圖畫、體操トス但外國語ヲ加フルコトヲ得

第九條　豫科ニ入學スル者ノ資格ハ年齡十二年以上學力高等小學校第二學年（明治四十年尋常小學校卒業ト改正）終了以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第十條　工業學校ニハ簡易ノ方法ニヨリ工業ニ必要ナル事項ヲ教授スル爲別科ヲ設クル事ヲ得

第十一條　工業學校ニ於テ卒業ノ後時ニ工業ニ關スル一科目若クハ數科目ヲ專攻セントスル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得（明治四十年省令二號ヲ以テ削除）

第十二條　專攻科ノ修業年限ハ二ケ年以內トス（明治四十年省令二號ヲ以テ削除）

第十三條　工業學校ノ學科及徒弟學校ノ學科ヲ一校內ニ併置スルコトヲ得（明治三十七年文部省令十七號ヲ以テ削除）

第十五條　工業學校ノ學業ハ左ノ事項ヲ規定スルコトヲ要ス（大正二年省令十四號ヲ以テ削除）

一、學校ノ目的　二、修業年限　三、授業日數　四、休業日　五、學科目及其程度　六、各學科目每週教授時數　七、入學退學ノ規程　八、試驗法　九、賞罰ノ規程　十、授業料規程（授業料ヲ徵收スル場合）　十一、寄宿舍規程　十二、前各項ノ外學校管理上必要ノ事項

第十六條　工業學校ニ於テハ學科目、授業時數及學級數ニ應シ相當ノ教員ヲ置クコトヲ要ス

第十七條　工業學校ニ於テハ校地內若クハ其附近ニ於テ體操場ニ充ツヘキ相當ノ場所ヲ設クルコトヲ要ス

第十八條　工業學校ニ於テハ通常教室、特別教室、工業實習場其他必要ノ諸室ヲ備フルコトヲ要ス

第十九條　工業學校ニ於テハ相當ノ教授用及參考用圖書器具機械標本、模型、實習用諸機械、體操用器具等ヲ備フル

コトヲ要ス

附　則

第二十條　本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

徒弟學校規程　（明治三十七年三月八日文部省令第八號）

明治二十七年文部省令第二十號を以て公布され茲に修正を加へられたものである、實業學校令及實業學校設置廢止規程等の公布に適應さすための改正であつてその根本に於ては何等變りを認めない。

第一條　徒弟學校ハ職工タルニ必要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條　徒弟學校ノ修業年限ハ六箇月以上四箇年以下トス

第三條　徒弟學校ニ入學スル者ノ資格ハ年齡十二年以上學力尋常小學校ヲ卒業セサルモ學齡ヲ過キタル者ニ限リ特ニ入學セシムルコトヲ得

第四條　徒弟學校ノ教科目ハ修身、職業ニ直接關係アル教科目、實習、圖畫、數學、理科、國語、體操ト前項教科目ノ外便宜他ノ教科目ヲ加設スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ隨意科目トナスコトヲ得

第一項ノ教科目ハ修身、職業ニ關係アル教科目、實習ヲ除ク外之ヲ缺キ又ハ隨意科目ト爲スコトヲ得但シ尋常小學校ヲ卒業セスシテ入學シタル者ニ就キテハ數學、國語ヲ缺クコトヲ得ス

第五條　徒弟學校ノ教科ハ一種ノ職業ニ就キテ之ヲ定メ若クハ諸種ノ職業ニ共通シテ之ヲ定ムヘシ

第六條　徒弟學校ニ於テハ土地ノ狀況ニヨリ季節ヲ限リ教授ヲ爲シ又ハ日曜日若クハ夜間ニ於テ教授時間ヲ設クルコトヲ得

第七條　徒弟學校ヲ卒業シタル者ニシテ既習ノ事項ヲ補習セントスル者アル時ハ之ヲ在學セシムルコトヲ得（大正五年削除）

第八條　現ニ職業ニ從事スル者ニシテ職業ニ關スル教科目又ハ實習ヲ修メントスル者アルトキハ特ニ入學セシムルコトヲ得

前項ノ教科目又ハ實習ハ其一部ヲ限リ修メシムルコトヲ得

第九條　徒弟學校ハ工業學校又ハ其ノ他ノ學校ニ附設スルコトヲ得（大正二年省令第十四號ニヨリ削除）

第十條　徒弟學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ（大正二年省令第十四號ニヨリ削除）一、學校ノ目的　二、修業年限ニ關スル事項　三、教授日數ニ關スル事項　四、休業ニ關スル事項　五、教科目及其程度ニ關スル事項　六、各教科目毎週教授時數ニ關スル事項　七、入學退學ニ關スル事項　八、試驗ニ關スル事項　九、賞罰ニ關スル事項　十、授業料等ニ關スル事項　十一、寄宿舍ニ關スル事項

第十一條　徒弟學校ニ於テハ教科目、教授時數及學級數ニ應シ相當ノ教員ヲ置クヘシ

第十二條　徒弟學校ニ於テハ教室其他必要ノ諸室ヲ備ヘ又實習ノ爲必要ナル設備ヲナスヘシ

但シ實習場ハ校內ニ設ケス便宜他ノ工場ヲ以テ之ニ充ツルモ妨ケナシ

第十三條　女子ニ刺繡、機織及其他ノ職業ヲ授クル爲ニ設クル所ノ女子職業學校ニシテ此ノ規程ニ依ルモノハ徒弟學校ノ種類トス

附　則

第十四條　本令ハ明治三十七年四月一日ヨリ施行ス

第十五條　明治二十七年文部省令第二十六號ハ之ヲ廢止ス

二、農業學校規程

本規程によつて農業學校は甲種乙種の二種に分たれた。甲種農業學校の修業年限、入學資格、豫科、別科等凡て工業學校に同じ、之に反して乙種農業學校は修業年限三ケ年以内、入學資格年齢十二歳以上、尋常小學校卒業以上の學力を有するものに限ることとした。尙は本規程に依り井上文部大臣時代に制定された簡易農學校規程は廢止された。

第一條　農業學校ハ甲乙ノ二種トス

土地ノ情況ニ依リ甲種農業學校ノ程庭ニヨリ更ニ高等ナル農業學校ヲ設置スルコトヲ得

第二條　甲種農學校ノ修業年限ハ三箇年トス但一ケ年以内延長スルコトヲ得

第三條　甲種農學校ノ授業時數ハ實習ヲ除キ、毎週三十時以内トス、但實習時數ハ農事繁閑ニ應シ適宜之ヲ定ムヘシ（「大正五年但季節等ノ關係ニ依リ實習ヲ課セサル場合ニハ三十三時迄之ヲ增加スルコトヲ得、實習時効ハ適宜之ヲ定ムヘシ」改正）

第四條　甲種農學校ノ學課目ハ修身、讀書、作文、數學、物理、化學、博物、經濟、體操並ニ實業ニ關スル科目及實習トス但本項科目ノ外地理、外國語、法規、簿記、圖書及其ノ他科目ヲ便宜加設スルコトヲ得

實業ニ關スル科目ハ土壤、肥料、作物、園藝、農產製造、畜產、養蠶、病蟲害、氣候、林學大意、獸醫學大意、水產學大意ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

第五條　甲種農學校ニ入學スル者ノ資格ハ年齢十四年以上學力修業年限四箇年（明治四十二年ト改正）ノ高等小學校卒業又ハ之ト同等以上トス但外國語ヲ試驗科目ニ加フルコトヲ得

第六條　乙種農學校ノ修業年限ハ三ケ年以内トス

第七條　乙種農學校ノ授業時數ハ實習ヲ除キ毎週二十七時以内トス但實習時數ハ農事ノ繁閑ニ應シ適宜之ヲ定ムヘシ（但季節等ノ關係ニ依リ實習ヲ課セサル場合ニハ三十時迄之ヲ增加スルコトヲ得實習時數ハ適宜之ヲ定ムヘシ——大正五年改正）

第八條　乙種農學校ノ學科目ハ修身、讀書、習字、作文、算術、理科、體操並ニ實業ニ關スル科目（ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ但シ修身及實業ニ關スル科目ハ之ヲ缺ク事ヲ得ス——三十七年文部省令第五號ニ依リ改正）及實習トス但本豫科目ノ外地理、歷史、經濟、圖畫及其他ノ科目ヲ便宜加設シ又土地ノ情況ニ依リ短期ノ教授ヲ必要トスル場合ニハ修身及實業ニ關スル科目ノ外一科目若クハ數科目ヲ缺クコトヲ得（前項目ノ外他ノ科目ヲ便宜加設スルコトヲ得——三十七年省令五號ニ依リ追加）

實業ニ關スル科目ハ土壤、肥料、作物、農產製造、家畜、養蠶、病蟲害、氣候等ニヨリ撰擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

第九條　乙種農業校ニ入學スルモノノ資格ハ年齢十二年以上學力修業年限四箇年ノ尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ（明治四十年省令二十七號ニ依リ「修業年限四箇年ノ」ヲ削ル）

第十條　甲種農學校ニハ豫科ヲ附設スルコトヲ得

第十一條　豫科ノ修業年限ハ二箇年以内トス

第十二條　豫科ノ授業時數ハ毎週三十時以内トス

第十三條　豫科ノ學科目ハ修身、讀書、習字、作文、算術、地理、歷史、理科、圖畫、體操トス但外國語ヲ加フルコトヲ得

第十四條　豫科ニ入學スル者ノ資格ハ年齢十二年以上學力高等小學校第二學年修了以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ（明治四十年「高等小學校第二學年終了」ヲ尋常小學校卒業ト改正）

第十五條　農學校ニハ簡易ノ方法ニ依リ農業ニ必要ナル事項ヲ教授スル爲別科ヲ設クルコトヲ得

第十六條　修業期一箇年以內ノ乙種農學校ノ教場及別科ノ教場ハ隨時必要ノ地ニ分設スルコトヲ得

第十七條　甲種農學校ニ於テ卒業ノ後特ニ農業ニ關スル一科目若クハ數科目ヲ專攻セントスル者ニ專攻科ヲ置キ又更ニ高等ノ農業學校ニ入ラントスル者ノ爲ニ補習科ヲ置クコトヲ得（明治四十年省令二號ヲ以テ削除）

第十八條　專攻科及補習科ノ修業年限ハ各二箇年以內トス（明治四十年省令二號ヲ以テ削除）

第十九條　甲乙兩種ノ農業學校ノ學科及第二十六條ノ學校ノ學科ヲ一校內ニ併置スルコトヲ得（明治三十七年省令第七號ヲ以テ削除）

第二十條　農學校ノ學則ハ左ノ事項ヲ規定スルコトヲ要ス（大正二年省令十四號ヲ以テ削除）

一、學校ノ目的　二、修業年限　三、授業時數　四、休業日　五、學科目及其程度　六、各學科目每週授業時數　七、入學退學ノ規程　八、試驗法　九、賞罰ノ規程（授業料ヲ徵收スル場合）　十、寄宿舍規程（寄宿舍ヲ設クル場合）　十一、前各號ノ外學校管理上必要ノ事項　十二、

第二十一條　農業學校ニ於テハ學科目授業時數及學級數ニ應シ相當ノ教員ヲ置クコトヲ要ス

第二十二條　農業學校ニ於テハ校地內若クハ其附近ニ於テ體操場ニ充ツヘキ相當ノ場所及實習用ニ供スヘキ必要ノ農地ヲ設クルコトヲ要ス

第二十三條　農業學校ニ於テハ通常教室、特別教室、作業場、肥料場等ノ建物ヲ備フルコトヲ要ス

第二十四條　農業學校ニ於テハ相當ノ教授用及參考用圖書、器具、機械、農具、標本、體操器具等ヲ備フルコトヲ要ス

第二十五條　蠶業學校、山林學校、獸醫學校及水產學校ハ第四條第八條ノ外總テ前各條ニ準ス（「水產學校」ハ明治三十四年省令第十六號ヲ以テ削除）

第二十六條　蠶業學校、山林學校、及水產學校ノ學科目ハ左ノ如シ（明治四十四年省令十六號ニ依リ「水產學校」ヲ削除）

甲種ノ學校ニ在リテハ修身、讀書、作文、數學、物理、化學、博物、經濟、體操並ニ實業ニ關スル科目及實習トス但本項目ノ外地理、歷史、外國語、法規、簿記、圖畫及其他ノ科目ヲ便宜加設、獸醫學校ニ在リテハ數學、物理、博物、經濟ヲ缺クコトヲ得

乙種ノ學校ニ在リテハ修身、讀書、習字作文、算術、理科並ニ實業ニ關スル科目及實習トス但本項科目ノ外地理、歷史、經濟、圖畫、體操及其ノ他ノ科目ヲ便宜加設シ又土地ノ情況ニ依リ短期ノ教授ヲ必要トスル場合ニハ修身及實業ニ關スル科目ノ外一科目若クハ數科目缺クコトヲ得

甲乙兩種學校ノ各學科ノ實業ニ關スル科目ハ左ニ揭クル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

一、蠶業學校ニ在リテハ蠶體解剖、生理及病理、養蠶及製種、製絲、桑樹栽培、氣候農學大意等

一、山林學校ニ在リテハ造林及森林保護、森林利用、森林測量及土木、測樹術及林價算法、森林經理、氣候、農學大意等

一、獸醫學校ニ在リテハ解剖及組織、生理、藥物及調劑法、蹄鐵法及蹄病論、內科、外科、寄生動物、畜產、衞生、獸疫、產科、剖檢法等

一、水產學校ニ在リテハ水產動植物、漁撈、製造、養殖、地文及氣候、漁撈製造用諸機械大意、漁船構造及運用等（明治三十四年省令第十六號ニヨリ削除ス）

第二十七條　本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第二十八條　明治二十七年文部省第十九號簡易農學校規程ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

農學校規程中改正（明治三十七年三月四日省令第五號）

第八條第一項ヲ左ノ如ク改ム

乙種農業學校學科目ハ修身、讀書、習字、作文、數學、理科、體操並ニ實業ニ關スル科目及實習ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ但シ修身及實習ニ關スル科目ハ之ヲ缺ク事ヲ得ス

同條三項ノ次ニ一項ヲ加フ

前項科目ノ外他ノ科目ノ便宜加設スル事ヲ得

三、商業學校規程ノ制定

商業學校も亦甲乙二種とする。甲種商業學校の修業年限、入學資格及豫科等は工業學校に同じ。乙種商業學校の入學資格、修業年限等も乙種農業學校に同じである。尙甲種商業學校には卒業の後、特に商業に關する一科目、若くは數科目を專攻せんとする者の爲めに、專攻科を、又商業學校は或學科を限り專修せんとする者の爲に專修科を置くことを得るものとしたのも前者と同樣である。

商業學校規程（明治三十二年文部省令第十號）

第一條　商業學校ハ甲乙二種トス

土地ノ情況ニ依リ甲種商業學校ノ程度ヨリ更ニ高等ナル商業學校ヲ設置スルコトヲ得（二十六年第二項削除）

第二條　甲種商業學校ノ修業年限ハ三ケ年トス但シ一ケ年以内延長スルコトヲ得

第三條　甲種商業學校ノ授業時數ハ毎週三十三時以内トス

第四條　甲種商業學校ノ學科目ハ修身、讀書、習字、作文、數學、地理、歷史、外國語、經濟、法規、簿記、商品、商事要項、商業實踐、體操トス、但本項目ノ外他ノ科目ヲ便宜加設スルコトヲ得

第五條　甲種商業學校ニ入學スル者ノ資格ハ年齡十四年以上學力修業年限四ケ年ノ高等小學校卒業又ハ之ト同等以上トス但外語ヲ試驗科目ニ加フルコトヲ得

第六條　乙種商業學校ノ修業年限ハ三ケ年以内トス

第七條　乙種商業學校ノ授業時數ハ毎週三十時以内トス（六、五、改正三十三時）

第八條　乙種商業學校ノ學科目ハ修身、讀書、習字、作文、數學、地理、簿記、商事要項、體操トス但本項科目外他ノ科目ヲ便宜加設スルコトヲ得

第九條　乙種商業學校ニ入學スル者ノ資格ハ年齡十年以上學力修業年限四ケ年ノ尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ（明治四十年修業年限四ケ年削除　年齡十二年ニ改正）

第十條　甲種商業學校ニハ豫科ヲ附設スルコトヲ得

第十一條　豫科ノ修業年限ハ二ケ年以内トス

第十二條　豫科ノ授業時數ハ毎週三十時以内トス

第十三條　豫科ノ學科目ハ修身、讀書、習字、作文、算術、地理、歷史、外國語、理科、圖畫、體操トス　但本科ニ於テ理科及圖畫ヲ加設シタルトキハ之ヲ缺クコトヲ得

第十四條　豫科ニ入學スル者ノ資格ノ年齡十二年以上學力高等小學校第二學年修了以上ニ於テ定ムヘシ（明四〇改正尋常小學校卒業）

第十五條　甲種商業學校ニ於テ卒業ノ後時ニ商業ニ關スル一科目若クハ數科目ヲ專攻セントスル者ノ爲メニ專攻科ヲ置クコトヲ得（明四〇省二七號削除）

第十六條　商業學校ハ或ル學科ニ限リ專修セントスル者ノ爲ニ專修科ヲ置クコトヲ得

第十七條　專攻科及專修科ノ修業年限ハ各二ケ年以內トス

第十八條　甲乙兩種ノ商業學校ノ學科及商船學校ノ學科ヲ一校內ニ併置スルコトヲ得（三七、文部省令第七號ニヨリ削除）

第十九條　商業學校ノ學則ハ左ノ事項ヲ規定スルコトヲ要ス（大二省二號削除）

一、學校ノ目的　二、修業年限　三、授業日數　四、休業日　五、學科目及其程度　六、各學科目每週授業日數　七、入學退學ノ規定　八、試驗法　九、賞罰ノ規定　一〇、授業料規定（授業料ヲ徵集スル場合）　一一、寄宿舍規定（寄宿舍ノ設クル場合）　一二、前各號ノ外學校營理上必要ノ事項

第二十條　商業學校ニ於テハ學科目授業時數及學級數ニ應シ相當ノ教員ヲ置クコトヲ要ス

第二十一條　商業學校ニ於テハ校地內若クハ其ノ附近ニ於テ體操場ニ充ツヘキ相當ノ場所ヲ備フルコトヲ要ス

第二十二條　商業學校ニ於テハ通常教室特別教室商業實踐室其ノ他必要ノ諸室ヲ備フルコトヲ要ス

第二十三條　商業學校ニ於テハ相當ノ教授及參考用圖畫器具、機械標本模型商品見本體操用器具ヲ備フルコトヲ要ス

附　則

第二十四條　本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第二十五條　明治十七年文部省第一號商業學校通則ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

商業學校規程改正（大正三年三月二十三日文部省令第七號）

第八條ヲ左ノ如ク改ム

乙種商業學校ノ學科目ハ修身、讀書、習字、數學、地理、簿記、商事要項、體操ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ但シ修身、簿記及商事要項ハ之ヲ缺クコトヲ得ス

商業學校規程改正ニ關スル訓令（明治三十七年三月八日文部省令第五號）

乙種農業學校及乙種商業學校ハ專ラ土地ノ情況ニ從ヒ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ施設スルコトヲ要シ彼ノ甲種商業學校ニ於テ略一定セル修業年限入學資格及學科目ニ依リ中等程度ノ實業教育ヲ施スモノトハ固ヨリ其ノ趣ヲ異ニセサルヘカラス是ヲ以テ乙種實業學校トシテハ僅ニ義務教育ヲ終了シタル者ヲ收容シテ農業商業ノ一般ニ就キ低度ノ實業教育ヲ施スノ組織ヲ要スヘシト雖年長者ニ對シテ當該地方ノ實業ニ最適切ナル特殊ナル事項例ヘハ養蠶、園藝、家禽、酪農、農產製造、蹄鐵、造林、林產製造、銀行、保險、倉庫、運送等ノ一項目若ハ數事項ノ主トシテ教授スルモノノ如キモ亦極メテ必要トスル所ナリ而シテ是等ノ學校ニ在リテハ其ノ入學者ハ或ハ高等小學校ノ卒業者タルコトアルヘク或ハ中學校甲種實業學校ノ卒業者タルコトアルヘク其ノ程度ハ場合ニ依リ却テ甲種實業學校ヨリ高キコトナシトイフヘカラス從來ノ規定ニ於テ乙種實業學校ニ關シテハ其ノ組織程度等ヲ一定セス修業年限ハ唯其ノ最長限ノミヲ示シ入學資格ハ尋常小學校卒業以上ニ於テ適宜之ヲ定ムルヲ得シメ學科目モ亦多少之ヲ取捨スルノ便ヲ與ヘタルハ即チ之カ爲ナリ而モ既時ノ實績ニ徵スルニ上述ノ趣旨未タ普ク徹底セス乙種ノ農業學校及商業學校ハ殆ト千篇一律尋常小學校ノ卒業者ヲ入學セシメ之ニ低度ノ實業教育ヲ授クルモノノミナルカ如キハ洵ニ遺憾トスル所ナリ是レ畢竟中等程度ノ

實業教育ヲ施ス所ノ甲種實業學校ト相對シ乙種實業學校ヲ以テ初等ノ實業教育ヲ施スヘキモノナリトナスノ誤解ヲ起サシメタル原因タラスンハアラス仍チ今回本省令第五號及第六號ヲ以テ農業學校規程及商業學校規程中ニ改正ヲ加ヘ學科目ノ取捨選擇ノ範圍ヲ擴張シ以テ乙種實業學校ノ本旨ヲ達スルニ便ナラシメタリ地方長官ハ宜シク以上ノ趣旨ヲ體シ能ク地方ノ實況ニ鑑ミテ適切ナル施設ヲナシ斯種教育ノ實効ヲ擧クルニ於テ遺算ナカラシメンコトヲ期スヘシ

四、商船學校規程の制定

商船學校も同樣甲乙の二種に分けられ、而も其構造は前三者と大差はない。特に從來の海員にして技術免狀を有する者、相當の海上若くは工場履歷を有するもの其他海事に關する學科目を專攻せんとする者のために專修科を置くことを得るものとした點に異色を見出すことが出來る。

商船學校規程（明治三十年二月二十五日文部省令第十一號）

第一條　商船學校ハ甲乙ノ二種トナス

土地ノ情況ニ依リ甲種商船學校ノ程度ヨリ更ニ高等ナル商船學校ヲ設置スルコトヲ得

第二條　甲種商船學校ノ修業年限ハ三ケ年以內トス　但シ實習ヲ課スルトキハ相當ノ期間之ヲ延長スルコトヲ得

第三條　甲種商船學校ノ授業時數ハ實修ヲ除キ每週二十七時間トス但實習時數ハ學課ノ種類ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ（大正五改正三十時）

第四條　甲種商船學校ノ學科目ハ修身、讀書、作文、數學、物理、地理、外國語、圖畫、體操並ニ實業ニ關スル各學科ノ科目及實習トス但本項ハ科目ノ外化學法規及其他ノ科目ヲ便宜加設スルコトヲ得實業ニ關スル各學科ノ科目ハ左ニ揭クル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

一、航渡科　運用術、航海術、機關術大意、海上氣象學大意、造船學大意等

二、機械科　機關術、機械製圖力學、應用力學、電氣學大意

第五條　甲種商船學校ニ入學スル者ノ資格ハ年齡十四年以上學力修業年限四ケ年ノ高等小學校卒業又ハ之ト同等以上トス但外國語ヲ試驗科目ニ加フルコトヲ得（明四〇改二ケ年）

第六條　乙種商船學校ノ修業年限ハ二ケ年以內トス

第七條　乙種商船學校ノ授業時數ハ實習ヲ除キ每週二十七時以內トス但實習時數ハ學科ノ種類ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第八條　乙種商船學校ノ學科目ハ修身讀書習字作文數學體操並ニ實業ニ關スル各學科ノ科目及實習トス但本項科目ノ外他ノ科目ヲ便宜加設スルコトヲ得

實業ニ關スル各學科目ハ左ニ揭クル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

一、航渡科　運用術大意、航海術大意、渡上氣象學大意等

二、機關科　機關術大意、機械製圖、物理化學等

第九條　乙種商船學校ニ入學スルモノノ資格ハ年齡十年以上學力修業年限四ケ年ノ尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ（明四〇年齡十二年トシ修業年限四ケ年ヲ三ケ年ト創除）

第十條　甲種商船學校ニハ豫科ヲ附設スルコトヲ得

第十一條　豫科ノ修業年限ハ二ケ年以內トス

第十二條　豫科ノ授業時數ハ每週三十時以內トス

第十三條　豫科ノ學科目ハ修身、讀書、習字、作文、算術、地理、歷史、理科、外國語、圖畫、體操トス

第十四條　豫科ニ入學スル者ノ資格ハ年齡十二年以上學力高等小學校第二學年修了以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ（明、四〇、尋常小學校卒業ト改正）

第十五條　商船學校ニ於テ從來ノ波員ニシテ技術免狀ヲ有スル者相當ノ海上若クハ工場履歷ヲ有スル者其他海事ニ關スル學科目ヲ專修セントスル者ノ爲ニ專修科ヲ置クコトヲ得

第十六條　甲種商船學校ノ學科及乙種商船學校ノ學科ヲ一校內ニ併置スルコトヲ（明、三七、文部省令第七號ニ依リ削除）

第十七條　商船學校ノ學則ハ左ノ事項ヲ規定スルコトヲ要ス（大、二、省四號創除）

一、學校ノ目的　二、修業年限　三、授業日數　四、休業日　五、學科目及其程度　六、各學科目每週授業時數　七、入學退學ノ規程　八、試驗法　九、賞罰ノ程度　十、授業料規程（授業料ヲ徵收スル場合）　十一、寄宿舍規程（寄宿舍ヲ設クル場合）　十二、前各號ノ外學校管理上必要ノ事項

第十八條　商船學校ニ於テハ學科目授業時數及學級ニ應シ相當ノ教員ヲ置クコトヲ要ス

第十九條　商船學校ニシテ校舍ヲ陸上ニ設置シタルトキハ其ノ校地內若シクハ其ノ附近ニ於テ繫留船舶ヲ以テ校舍ニ代用スルトキハ陸上ニ於テ體操場ニ充ツヘキ相當ノ場所ヲ設クルコトヲ要ス

第二十條　商船學校ニ於テハ通常教室特別教室實習場其他必要ノ諸室ヲ備フルコトヲ要ス

第二十一條　商船學校ニ於テハ相等ノ教授用及參考用圖畫器具、機械標本、模型實用端舟及諸機械體操用器具ヲ備フルコトヲ要ス

附　則

第二十一條　本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

五、水產學校規程の制定

水產學校は實業學校として認められ且つ三十二年の農業學校規程中に規定されてゐたが、明治三十四年省令を以て農業學校規程中の水產學校に關する部分を廢止し別に水產學校規程が設けられた。之に依ると水產學校の本科の修業年限は三ケ年とし、土地の情況により二年乃至五ケ年以內に於て伸縮することを得るものとした。入學資格は他の實業學校に同じ、尙ほ豫科、別科、選科等を置くこと得ること、土地の情況に依つて別科のみを置き、又は之を分設することを得ることゝした。

別科とは簡易な方法に依り水產に關する必要なる事項を教授する爲めに設けられたものである。又水產學校には遠洋漁業に從事する者を養成するために、遠洋漁業科を設置し、土地の情況に依つては之のみを設置し得ることにせられた。其修業年限は三ケ年以內、本科に於ては三ケ年以上漁撈に關する學科を修めた者、又は之と同等以上の學力を有する者を入學せしめることを得ることにした。

水產學校規定　（明治三十四年十二月二十八日文部省令第十六號）

第一條　水產學校本科ノ修業年限ハ三ケ年トス但土地ノ情況ニ依リ二ケ年乃至五ケ年以內ニ於テ伸縮スルコトヲ得

第二條　水產學校本科ノ教授時數ハ實習ヲ除キ每週二十七時以內トス但實習時數ハ適宜之ヲ定ムヘシ

第三條　水產學校本科ノ學科目ハ修身、國語、數學、地理、物理、博物、圖畫法規及慣習經濟、體操並ニ實業ニ關スル學科ノ學科目及實習トス但シ修身實業ニ關スル學科目ヲ便宜加設スルコトヲ得

前項學科目ノ外歷史、外國語、簿記、唱歌及其他ノ學科目ヲ便宜加設スルコトヲ得

實業ニ關スル各學科ノ學科目ハ左ニ揭クル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

一、漁撈科　水產學校大意、漁撈論、水產動物、水產植物、航海術、運用術、氣象及海洋學、船舶衛生及救急療法等

一、製造科　水產學大意、製造論、水產動物、水產植物、細菌學大意、分析機械學大意等

一、養殖科　水產學大意、養殖論、水產動物、水產植物、發生學大意等

漁撈製造養殖ノ三學科中ニ學科以上ノ學科目ヲ併セ授ケントスル學校ニ於テハ前項ノ學科目ニ就キ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ム

第四條　水產學校本科ニ入學スルモノノ資格ハ年齡十四年以上學力修業年限四ケ年ノ高等小學校卒業又ハ之ト同等以上トス（明、四〇、二箇年ト改正）

第五條　水產學校ニ豫科ヲ置クコトヲ得

第六條　豫科ノ修業年限ハ二ケ年以內トス

第七條　豫科ノ授業時數ハ每週三十時以內トス

第八條　豫科ノ學科目ハ修身、國語、算術、地理、歷史、理科、圖畫、體操トス但外國語、唱歌ヲ加フルコトヲ得

第九條　豫科ニ入學スル者ノ資格ハ年齡十二年以上學力高等小學校第二學年修了以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ（明四〇年尋常小學校卒業ト改正）

第十條　水產學校ニ於テハ簡易ノ方法ニ依リ水產ニ關シ必要ナル事項ヲ教授スル爲ニ別科ヲ置キ又水產ニ關スル一事項若クハ數事項ヲ選修セシムル爲ニ選科ヲ置クコトヲ得

第十一條　水產學校ニハ土地ノ情況ニヨリ別科ノミヲ置キ又之ヲ分設スルコトヲ得

第十二條　別科ニ入學スルモノノ資格及選科生ノ入學資格ハ適宜之ヲ定ムヘシ

第十三條　水產學校ニハ本科卒業ノ後特ニ水產ニ關スル一事項若クハ數事項ヲ專攻セントスル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得（明四〇省十四號削除）

第十四條　專攻科ノ修業年限ハ二ケ年以內トス（同上）

第十五條　水產學校ニハ遠洋漁業ニ從事スル者ヲ養成スル爲ニ遠洋漁業科ヲ置クコトヲ得

第十六條　水產學校ニハ土地ノ情況ニ依リ遠洋漁業科ノミヲ置クコトヲ得

第十七條　遠洋漁業科ノ修業年限ハ三ケ年以內トス

第十八條　遠洋漁業科ノ學科目ハ航海術、漁撈論、造船學大意、氣象及海洋學、數學、外國語、法規及實習トス

第十九條　遠洋漁業科ニ入學スル者ノ資格ハ本科ニ於テ三ケ年以上漁撈ニ關スル學科ヲ修メタル者又ハ之ト同等以上トス（明三六第十五乃至十九削除）

第二十條　土地ノ情況ニ依リ水產學校ノ學科ト商船學校其他ノ實業學校トヲ併置スルコトヲ得（明三七文部省令第七號ニ依リ削除）

第二十一條　水產學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

一、學校ノ目的　二、修業年限ニ關スル事項　三、教授日數ニ關スル事項　四、休業日ニ關スル事項　五、學科及其ノ程度ニ關スル事項　六、各學科目每週教授時數ニ關スル事項　七、入學退學ニ關スル事項　八、試驗ニ關スル事項　九、賞罰ニ關スル事項　十、授業料ニ關スル事項　十一、寄宿ニ關スル事項

第二十二條　水產學校ニ於テハ學科目教授時數及學級數ニ應シ相當ノ教員ヲ置クヘシ

第二十三條　水產學校ニ於テハ教室其ノ他必要ノ諸室ヲ備ヘ又學科ノ種類ニ應シ實習ノ爲ニ必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第二十四條　水產學校ニ於テハ相當ノ教授用及參考用圖畫器具機械標本模型並ニ實習用諸機械等ヲ設フヘシ

第二十五條　本令ハ明治三十五年四月一日ヨリ施行ス

第二十六條　本令施行ノ際明治三十二年文部省令第九號ニ依リ設置シタル水產學校及農業學校水產科ニ現ニ在學スル生徒ニ關シテ其ノ卒業スルニ至ル迄從前ノ例ニ依ルコトヲ得

第二十七條　明治三十二年文部省令第九號第二十六條第一項中（及水產學校）ヲ削リ第二十六條第四項第四號ヲ削除ス

六、實業補習學校規程の改正

明治二十六年制定された實業補習學校規程は三十五年に更に改正せらるゝに至つた。其の趣旨等は左記文部省訓令に明であるから之を採錄する。

實業補習學校規程改正ノ趣旨（明治三十五年一月十五日文部省訓令第一號）

曩ニ實業教育費國庫補助法及實業學校令ノ施行セラレテヨリ以來各實業學校漸ク起リ就中實業補習學校ノ設置セラルルモノ多キヲ加フルノ狀アルハ洵ニ喜フヘキ現象トス然レトモ實業補習學校ノ性質未タ十分ニ理解セラレサルカ爲之カ施設ノ順序方法等ニ關シ或ハ適切ヲ缺クモノナシトセス今日實業補習學校ト稱スルモノニシテ往々高等小學校ノ教科ニ幾分ノ變更ヲ施シタルニ過キサルカ如キモノアルハ頗ル遺憾トスル所ナリ今回文部省第一號ヲ以テ實業補習學校規程ヲ發布シ舊規程ヲ改正シタルハ其本質ヲ明ニシ以テ時勢ノ進歩ト土地ノ情況トニ應シ適當ノ施設ヲ爲サシムル事ヲ期シタルニ外ナラス

實業補習學校ハ各種ノ實業ニ從事シ又ハ從事セントスル者ニ簡易ナル方法ニ依リ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授クルト同時ニ普通教育ノ補習ヲ爲スヲ以テ目的トス

即チ實業ノ教科ヲ主脳トシ併セテ普通教育ノ補習ヲ爲シ兩者共ニ其目的ヲ達スルヲ以テ實業補習學校ノ本旨トナスヘキコト專ラ普通教育又ハ實業教育ヲ施スカ爲ニ設ケラルルモノト其ノ趣旨ヲ異ニスル所ナリ

教授時間及季節ノ適定ハ實業補習學校ニ於テ深ク意ヲ用フル所ニシテ或ハ夜間或ハ日曜日或ハ職業上ノ休業日或ハ冬期間隙等土地ノ情況生徒職業ノ種類繁閑等ニ依リ其ノ修學ニ最モ便宜ナル時間ヲ擇ヒ簡易切實ニ教授セシムル事ヲ要ス

實業補習學校ニ於テハ其性質上多數ノ時間ヲ一定シテ教授ヲ爲サム事固ヨリ望ムヘキモノニアラス然ルニ徒ラニ教授時數ノ多キヲ貪ルハ今日ノ通弊ニシテ彼ノ從來ノ小學校ニ附設スルモノノ如キハ概ネ同時ニ教授スルヲ以テ設備及教授共ニ不完全ニ陷リ兩者孰レモ其本旨ヲ達スルヲ得サルハ宜ク戒ムヘキ事ナリトス特ニ今回附設ノ範圍ヲ擴張シテ農業學校ノミナラス農業學校及中等學校等ニモ及ホシタルヲ以テ此等ノ學校ニ附設スル場合ニアリテハ該學校教授時間ノ前後又ハ休業日等ニ於テ其ノ教授ヲ爲ス事トセハ互ニ相妨クル所ナキノミナラス教員設備ノ如キモ相兼ヌルノ便宜ヲ得テ各其ノ効果ヲ全ウスル事ヲ得ヘシ

此ノ如ク實業補習學校ニ於ケル教授ノ時間及季節ハ多種多樣ニ且長短不定ニ選定シ得ルヲ常トスルカ故ニ必スシモ修限年限ヲ定ムルノ必要ナク寧ロ各教科目ニ就キ之カ修業期間ヲ定ムルノ適當ナルヘキヲ認メ今回之ニ關スル規定ヲ改メタリ而テ修業期間ハ土地ノ情況ト教科目トノ種類ニ依リ或ハ之ヲ數週數月ノ短期トシ或ハ其ノ期間ニ於テ其ノ科目若クハ其ノ事項ヲ修メ他ノ期間ニ於テ他ノ科目若クハ他ノ事項ヲ修メ數期間ニシテ始メテ全教科若クハ其ノ科目ノ全部ヲ修了スル事ヲ得セシムカ如キ最モ實業補習學校ノ妙用ノ存スル所ナルヲ見ルヘシ

普通ノ教科目中讀書、習字、算術ハ從來之ヲ必須科目ト爲シタリト雖モ補習教育ハモト應用ヲ主トスヘキモノナレ

ハ必スシモ是等ヲ獨立ノ教科目トシテ設クルヲ須ヒス實業ニ關スル科目ニ依リテモ亦能ク普通教科目補習ノ目的ヲ達スル事ヲ得ヘキカ故ニ今回國語及算術ハ之ヲ缺クコトヲ得シメタリ故ニ普通ノ教科目ハ總テ之ヲ設クルモ悉ク之ヲ缺クモ又ハ單ニ其ノ一科目ヲ設クルモ皆地方ノ便宜タルヘシト雖モ年少ノ生徒ニシテ普通習育ノ素養十分ナラサルモノニハ成ルヘク之ヲ課シ以テ補習ノ目的ヲ完ウセシムルヲ可トス又土地ノ情況ニ依リテハ日本歷史、理科、唱歌等ノ如キ教科目ヲ加ヘテ補習ヲ爲サシムルノ必要ナシトセス故ニ改正ノ規定ニ於テハ此等ノ教科目ヲモ斟酌シ適宜之ヲ加フルノ自由ヲ與ヘタリ然レトモ之カ爲ニ限リアル教授時間ニ於テ徒ニ教科目ヲ繁多ナラシムルハ宜ク避クヘキコトナリトス而テ以上ノ諸教科目ト之ヲ設ケタル場合ニ於テモ亦皆之ヲ隨意科目ト爲ス事ヲ得シメタルハ生徒各自ノ志望ト學力トニ應シ適切ノ教育ヲ受ケシムルノ要アルニ依ル

德育ハ教育ノ基礎ニシテ特ニ實業ニ從事スル子弟ニ對シテハ專ラ私利ニ馳スルノ弊ヲ避ケ信用ヲ重ンシ公益ヲ尙フノ氣風ヲ養成スルノ要最モ切ナリ、生徒各自ノ性情ニ應シ總テノ教科目ニ通シテ德性ヲ涵養シ實踐躬行ヲ勸奬セム事ヲ期セシムヘシ特ニ修身ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ於テハ最モ茲ニ留意シテ教養指導ノ途ヲ誤ラサラシメン事ヲ要ス

實業ニ關スル科目ハ土地ノ狀況ニ應シ選擇最モ其ノ宜シキヲ得サルヘカラス省令ニ揭クル所ノモノハ僅ニ其ノ數箇ヲ例示シタルニ過キス故ニ圖畫、圖案ノ如キ物理化學ノ如キ之ヲ合シテ各一科目ト爲シ又博物ノ動物植物鑛物ニ養蠶ニ養蠶法、蠶病採種等ニ商事要項ヲ銀行、保險、倉庫等ニ分科スル如ク便宜分合取捨スル事ヲ得ヘキハ勿論ナリトス

此ノ他特種ノ職業ノ爲ニハ其ノ教科目ヲ定ムルコトヲ得シメタルカ故ニ必要ニ應シテ機織、刺繡、染色、髹漆、蒔繪、指物、木型、鍛冶、鑛金、陶畫、製本、印刷、釀造、製紙、鞣革、製糖、蹄鐵、養蜂、養禽、庭園、製絲、酪農鑵詰、鰹節、海苔、養蠣等ノ事項ニ就キ選定スル等土地ノ情況ニ應シ其ノ職業ニ適切ナラシムル事ヲ要ス而テ學校ニ於テハ其ノ教授スル所ノ實業ノ教科目ニ限リテ生徒ヲシテ家庭工場若クハ商店ニ於テ學習シ能ハサル知識技能ヲ修得セシメ以テ生徒カ學校外ニ在リテ實地ニ操作スル事物ト密接ノ關繫アラシメ內外相應シテ實業ノ發達ニ資セシムル事ヲ期スヘシ

入學ノ資格ニ關シテハ年齡十年以上學力尋常小學卒業以上ニ於テ之ヲ定ムル事ヲ得セシメタルカ故ニ地方ノ情況ト學校ノ種類トニ應シ適宜之ヲ定メ必シモ一律ニ拘泥セシメサラム事ヲ要ス實業補習學校ハ能ク小額ノ經費ヲ以テ容易ニ設置シ得ヘキカ故ニ主トシテ市町村ノ如キ團體ニ於テ施置スルヲ適當ト爲スト雖モ道廳府縣立農業學校ニ附設スル場合ニアリテハ通府縣ニ於テ之ヲ設置スル事ヲ得ヘキハ實業學校令第三條ニ規定セラルル所ナリト然ルニ是等附設學校ノ設置セラルルモノト殆ント之レナキノ現狀ニ就テハ遺憾ナキ能ハス自今各地方ニ於テ事情ノ許ス限リ其ノ道廳府縣立農業學校ニ實習補習學校ヲ附設シテ其ノ地方ニ於ケル模範學校ト爲シ他ノ學校ヲシテ此ニ則ラシムルアラハ庶幾ハ實業補習教育ノ標的ヲ誤ラサル事ヲ得ン

實業學校ニシテ國庫ノ補助ヲ申請スルモノ比年遞加スルニ拘ラス補助ノ金額ハ自ラ限リアルヲ以テ洽ク其申請ヲ納ル、事ヲ得ス地方長官ハ宜ク地方經濟ノ情況ヲ計リ實業補習學校ノ如キ必シモ多額ノ費用ヲ要セサルモノニ對シテハ地方費ヲ以テ適宜補助スルノ方法ヲ講シ以テ國庫補助ノ及ハサル所ヲ補ヒ且從來補助ヲ受クル所ヲ補ヒ且從來補助ヲ受クル所ノ學校ニ對シテハ漸次國庫ノ補助ニ依賴セス獨立維持ノ途ヲ立テシム事ヲ努ムヘシ

今ヤ實業學校規定ヲ改正シタルニ依リ地方長官ノ克ク上述ノ主旨ヲ體シ彼ノ名ハ實業補習學校ト稱スルト雖モ其實小學校ノ變形校ニ對シテハ能ク之カ本旨ヲ誤ル事ナク地方ノ情況ニ適應スルノ施設ヲ爲シ以テ十分ノ効果ヲ收ムヘシ

實業補習學校規程　（明治三十五年一月十五日文部省令第一號）

第一條　實業補習學校ニ於ケル教科目、修業期間及教授時數ハ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第二條　實業補習學校ニ於テハ土地ノ情況及職業ノ種類繁閑等ニ依リ生徒ノ修業ニ最モ便宜ナ時間及季節ヲ擇ヒ教授スヘシ

第三條　實業補習學校ノ教科目ハ修身、國語、算術及實業ニ關スル科目トス

修身ハ國語ニ附帶シテ教授スル事ヲ得

次ノ教科目中國語算術ハ之ヲ闕キ又ハ土地ノ情況ニ依リ他ノ教科目ヲ加フル事ヲ得

國語算術及前項ニ依リ加フル教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲ス事ヲ得

國語ハ讀書作文習字ニ算術ハ筆算珠算ニ分チ生徒各自ノ志望ニ依リ其一事項若クハ數項ヲ教授スル事ヲ得

實業ニ關スル科目ニ就キテモ便宜數事項ニ分チ生徒各自ノ志望ニ依リ其ノ一事項ヲ教授スル事テ得

第四條　實業ニ關スル科目ハ左ニ掲クル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

一、工業ニ關シテハ物理化學、圖畫模型、幾何製圖、圖案力學、材料工具製作ノ類

二、農業ニ關シテハ物理化學、博物土壤、肥料作物、耕耘農具、病蟲害、園藝、養蠶、家畜、造林丈量ノ類

三、水産ニ關シテハ物理化學、博物地文、漁撈製造、養殖漁船運用ノ類

四、商業ニ關シテハ商業算術、商業書信、商事要項、商品商業、地理、簿記、商業ニ關スル法令外國語ノ類

前項ノ外或ハ職業ノ爲ニ便宜其ノ科目ヲ定ムル事ヲ得

第五條　實業補習學校ニ入學スル者ノ資格ハ年齡十年以上學力尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ、但シ尋常小學校ヲ卒業セサルモ學齡ヲ過キタル者ニ限リ特ニ入學セシムルコトヲ得

註　後本條中「年齡十年以上」「年齡十二年以上」ニ、但書中「學齡ヲ過キタル者」ヲ「就學ノ義務ナキ者」ト改ム

（明治四十年改正）

第六條　實業補習學校ハ小學校實業學校又ハ其ノ他ノ學校ニ附設スル事ヲ得

第七條　實業補習學校則中ニ規定スヘキ事項凡ソ左ノ如シ

一、學校ノ目的　二、修學時間ニ關スル事項　三、教授ノ季節ニ關スル事項　四、休業日ニ關スル事項　五、教科目及其程度ニ關スル事項　六、教科目ノ教授時間及時數ニ關スル事項　七、入學退學ニ關スル事項　八、授業料等ニ關スル事項

第八條　實業補習學校ニ於テハ教授時數及學級ニ應シ相當ノ教員ヲ置クヘシ

第九條　實業補習學校ノ教科目修業時間教授時數及季節ハ道廳府縣立ニアラサル公立學校ニアリテハ管理者私立學校ニアリテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ、但シ國庫ノ補習ヲ受クル學校ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第十條　實業補習學校ノ名稱ニハ補習學校ノ文字ヲ附スヘシ

附　則

第十一條　本令ハ明治三十五年四月一日ヨリ施行ス

第十二條　明治二十七年文部省令第二十六號中「實業補習學校」ヲ削ル

七、實業學校設置廢止規則の制定

實業學校設置廢止規則は實業學校令第七條に基いて制定せられたもので、全編七條より成る。本規則の目的とする所は實業學校の濫設と、無謀なる廢止とを防止し、實業學校の内容の充實を圖らんとするに在りと解せらる。

第一條　工業學校、農業學校、商業學校及商船學校ヲ設置セントスル時ハ公立學校ニアリテハ其ノ管理者ニ於テ私立學校ニ在リテハ其設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ開申スヘシ但實業學校令第三條ニ依リ設置スル場合ニハ第八號ノ事項ヲ具スルコトヲ要セス

一、名稱　二、位置　三、學則　四、生徒定員　五、敷地建物ノ圖面（坪數地質附近ノ情況ヲ記載シタルモノ）並ニ其ノ所有ノ區別　六、收入支出豫算表　七、職員數及俸給額ノ豫定　八、設置區內ニ於ケル當該實業ノ情況　九、設立者ノ履歷法人又ハ組合ノ設立ニ係ルモノハ其ノ定款、寄附行爲又ハ組合契約及其沿革舊定款又ハ寄附行爲ニシテ文部大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ添付ヲ要セス

前號第一號乃至第五號ノ變更ハ文部大臣ニ開申シ第六號ハ每會計年度前ニ文部大臣ニ開申スヘシ但國庫補助ヲ受クル學校ノ豫算表ハ此ノ限ニアラス

第二條　學校長ヲ任免シタルトキハ公立學校ニ在リテハ地方長官ニ於テ私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ其ノ都度文部大臣ニ開申スヘシ但任用ノ場合ニハ履歷書ヲ添付スヘシ

第三條　地方長官ニ於テ實業補習學校ヲ道府縣立實業學校ニ附設シタルトキ又ハ其ノ設置ヲ認可シタルトキハ第一條第一項第一號乃至第五號ノ事項ヲ具シテ文部大臣ニ開申スヘシ其ノ變更ノ場合亦同シ但國庫ノ補助ヲ受クル學校ニ關シテハ此ノ限リニ在ラス

第四條　第一條ノ學校ヲ廢止セントスルトキハ其ノ事由並ニ生徒ノ處分方法ヲ具シテ文部大臣ニ開申スヘシ

第五條　地方長官ニ於テ實業補習學校ヲ廢止シタトキ又ハ其ノ廢止ヲ認可シタルトキハ其旨文部大臣ニ開申スヘシ

（本條ハ三十八年省令第十七號ヲ以テ削除）

第六條　道廳府縣立ニアラサル實業學校ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ但其ノ設置廢止ノ稟申シテハ地方長官ハ其ノ意見ヲ具スヘシ

附　則

第七條　此規則ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

實業學校設置廢止規則改正　（明治三十六年三月五日文部省第五號）

第一條第二項ヲ左ノ通改ム

前項第一號乃至第四號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第九號ノ變更ハ文部大臣ニ開申シ第五號ノ變更ハ道廳府縣立ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ第六號ハ每年會計年度前ニ文部大臣ニ開申スヘシ但國庫ノ補助ヲ受クル學校ノ豫算表ハ此ノ限リニアラス

第一條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ニ依リ地方長官ニ於テ認可ヲナシタルトキハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ開申スヘシ

實業學校設置廢止規則改正　（明治三十六年三月三十一日文部省令第十五號）

第一條第一項本文但書中第八號ヲ第九號ニ改メ左ノ一號ヲ追加シ以下順次各號ヲ繰下リ

五、開校年月

第一條第二項ヲ左ノ通改ム

本項第一號乃至第五號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第十號ノ變更ハ文部大臣ニ開申シ第六號ノ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ開申シ其他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二條削除

第三條ヲ左ノ通改ム

第三條　地方長官ニ於テ實業補習學校ヲ道府縣立學校ニ附設シタルトキ又ハ其ノ設置ヲ認可シタルトキハ名稱位置教科目（必須科目ト隨意科目トノ別ヲ明記スヘシ）各教科目ノ毎週教授時數、教授季節、修業期間、生徒ノ入學資格ヲ具シテ文部大臣ニ開申スヘシ其ノ變更ノ場合又同シ

但シ國庫ノ補助ヲ受クル學校ニ關シテハ此ノ限リニアラス（三十八年省令第十七號削除）

附　則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ施行ス

實業學校設置廢止規則改正（明治四十三年三月二十二日文部省令第六號）

第一條第一項第六號削除

同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項第一號乃至第五號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第十號ノ變更ハ文部大臣ニ開申スヘシ

同條第三項ヲ左ノ如ク改ム

第一項第二號ノ位置ニ關スル稟申ニハ敷地ノ面積、地質並附近ノ情況及建物ノ配置ヲ記載シタル圖面及飲用水ノ定性分析表ヲ添付スヘシ

第一條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二條　位置ノ變更ニアラサル敷地ノ變更、建物ノ建設又ハ變更ハ道府縣立實業學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三節　專門學校令の制定

專門學校に關しては明治六年の學制二編追加に於て詳細規定せられた外之に該當するもの無し、其後單に定義を掲ぐる程度のものであつた。明治二十七年の高等學校會に於て高等學校は專門學校である事を本體とする旨明かにされたのであるが未だ是を專門學校令と斷ずる事は出來ない。學制以後、專門學校令が制定せられたのは實に明治三十六年三月のことであつた。同月二十六日勅令第六十一號を以て公布せられ、且つ之に附帶して省令を以て公私立專門學校令が公布せられた。

本會の制定は我專門教育の發達と時代の趨勢に順應せる當然の結果である。官公私立の各種專門學校に亘り秩序と統制を加へられ茲に確然たる專門教育の殿堂を築く基礎をなしたのである。

專門學校令（明治三十六年三月二十六日勅令第六十一號）

第一條　高等ノ學術技藝ヲ教授スル學校ハ專門學校トス

第二條　北海道、府縣又ハ市ハ土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ限リ專門學校ヲ設置スルコトヲ得但沖繩縣ハ此ノ限ニ非ラス

第三條　私人ハ專門學校ヲ設置スルコトヲ得

第四條　公立又ハ私立ノ專門學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條　專門學校ノ入學資格ハ中學校若クハ修業年限四ケ年以上ノ高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノト檢定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ム但シ美術、音樂ニ關スル學術技藝ヲ教授スル專門學校ニ就イテハ文部大臣ハ別ニ其入學資格ヲ定ムルコトヲ得、前項檢定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第六條　專門學校ノ修業年限ハ三ケ年以上トス

第七條　專門學校ニ於テハ豫科研究科及別科ヲ置クコトヲ得

第八條　官立專門學校ノ修業年限學科、學科目及其ノ程度並豫科、研究科及別科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム公立又ハ私立ノ專門學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度並豫科、研究科及別科ニ關スル規程ハ公立學校ニ在リテハ管理者、私立學校ニアリテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第九條　公立又ハ私立ノ專門學校ノ教員資格ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條　公立專門學校ノ職員ノ旅費及給費ニ關スル規程ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム

第十一條　公立ノ專門學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スヘシ但特別ノ場合ニハ之ヲ減免シ又ハ徵收セサルコトヲ得

第十二條　第一條ニ該當セサル學校ハ專門學校ト稱スルコトヲ得ス

附　則

第十三條　本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ施行ス

第十四條　明治二十年勅令第四十八號ハ之ヲ廢止ス

（參考　勅令四十八號　府縣立醫學校ノ費用ハ明治二十一年度以降地方稅ヲ以テ之ヲ支辨スルコトヲ得ス）

第十五條　既設ノ公立又ハ私立ノ學校ニシテ本令ニ依ルヘキモノハ本令施行ノ日ヨリ一年以內ニ第四條ニ準シ認可ヲ申請スヘシ

前項ノ手續ヲ爲ササルモノハ前項ノ期間ノ滿了ト共ニ廢校シタルモノト看做ス

第一項ノ手續ヲ爲スモ不認可ノ命令ヲ受ケタル日ニ於テ廢校シタルモノト看做ス

第十六條　千葉醫學專門學校、仙臺醫學專門學校、岡山醫學專門學校、金澤醫學專門學校、長崎醫學專門學校、東京外國語學校、東京美術學校及東京音樂學校ハ本令施行ノ日ヨリ專門學校トス

公立私立專門學校規程　（明治三十六年三月三十一日文部省第十三號）

第一條　專門學校令第四條ニ依リ專門學校ノ設置ノ認可ヲ受ケントスルモノハ公立學校ニ在リテハ管理者、私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

一、目的　二、名稱　三、位置　四、學則　五、生徒定員　六、敷地建物ノ圖面及其ノ所有ノ區別　七、開校年月　八、經費及維持ノ方法　九、設立者ノ履歷

醫學專門學校ニ就キテハ臨床實習用病院ノ位置、敷地建物ノ圖面、臨床實習用患者ノ定員及解剖用屍體ノ豫定數ヲ具スヘシ

第一項第二項ノ敷地ニ關スル圖面ニハ面積、地質、附近ノ狀況ヲ記シ且ツ飲料水質ノ調査書ヲ添付スヘシ

第一項第一號乃至第七號及第二項ニ揭ケタル事項ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ